



令和4年第4回
本別町議会定例会会議録

自 令和4年12月 6日
至 令和4年12月14日

本別町議会

令和4年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

令和4年12月6日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1号 | 令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 | 令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 | 令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 | 令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 | 令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 | 令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7号 | 令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 8号 | 令和3年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第 9号 | 令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(令和3年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 5 | | 諸般の報告 |
| 日程第 6 | | 行政報告 |
| 日程第 7 | 議案第73号 | 令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）について |
| 日程第 8 | 議案第74号 | 令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第 9 | 議案第75号 | 令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回） |

日程第 1 3	議案第 7 9 号	について 令和 4 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 4	議案第 8 0 号	令和 4 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 5	議案第 8 1 号	令和 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	令和 3 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3 号	令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	令和 3 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6 号	令和 3 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7 号	令和 3 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8 号	令和 3 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (令和 3 年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 7 3 号	令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 1 6 回）について
日程第 8	議案第 7 4 号	令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 9	議案第 7 5 号	令和 4 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 0	議案第 7 6 号	令和 4 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第

4回) について

- 日程第11 議案第77号 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算
(第6回) について
- 日程第12 議案第78号 令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)
について
- 日程第13 議案第79号 令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3
回) について
- 日程第14 議案第80号 令和4年度本別町水道事業会計補正予算(第3回) に
ついて
- 日程第15 議案第81号 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第6回) について

○出席議員(12名)

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	三品正哉		

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

総務担当主事 今井 綾香

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和4年第4回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、水谷令子議員及び丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会、藤田直美委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和4年9月16日第3回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は、本日12月6日から12月15日までの10日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から12月8日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに3件の提出がありました。北海道内の全ての地方公共団体及び地方議会に対し、犯罪被害者等支援に特化した条例の制定及びその実効的運用を求める決議事項実現に向けた取り組みの陳情、商工会に対する令和5年度市町村補助金についての要望、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求める陳情、以上3件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月6日から12月15日までの10日間とすることにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月6日から12月15日までの10日間とすることに決定をいたしました。

◎休会の議決

○議長(篠原義彦) お諮りします。

議事の都合により、12月7日から12日までの6日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

◎日程第4 認定第1号

○議長(篠原義彦) 日程第4 認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題といたします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

令和3年度各会計決算審査特別委員会、水谷令子委員長、御登壇ください。

○令和3年度各会計決算審査特別委員長(水谷令子)〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和4年9月16日第3回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件。①認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥認定第6号令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦認定第7号令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧認定第8号令和3年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日。令和4年9月28日、29日、30日。

3、審査の結果。認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定。

4、意見。①違法と認める事項、特に認められなかった。②不当と認める事項、特に認められなかった。③特に留意すべき事項、特に認められなかった。④監査委員の意見に対する意見、なし。⑤その他、なし。であります。

以上で、委員会審査結果報告といたします。

○議長（篠原義彦） これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

令和3年度町政においては、町長選を控えていたことから、前高橋町政下による準骨格予算と位置づけられていたため、現佐々木町政下においては時間的、予算的に限られた町政運営であったこと、また、コロナ禍であったこと等を割り引いても、町長の公約に対し町民の期待に応え、人口減対策、財政再建、これらに資する具体的成果、または展望が抱けた事業年度となったとは評価ができません。また、年度内において不適切、違法行為等が散見されました。

1点目でございます。町議会による違法な除名処分により、公金50万円以上が支出されていること。関連議案審議の際などにおいても、議員より手続き自体は違法ではない、議員全員の信念に基づくものだとの趣旨の持論も確認されているため、町として、議会の意思決定に従わざるを得ない実情もしんしゃくできる場所ではありますが、仮に北海道知事による審決結果に対し不服があるのであれば、町長の責任下により司法等に訴え明らかにすることもできる場所、それをせずして結果としてその審決結果を受け入れ、議会の違法行為による公金支出がなされたことは変わらぬ事実であり、本件に関する予算提案、執行の責任の一端は町長にもあります。

2点目でございます。令和3年度12月、車両センターにおいてトラックに重機を積み込む過積載事案が検挙され、長期間にわたり管理職を含め多くの職員が事情聴取等を受け、処分がなされております。これらの状況等を鑑み、単なる交通違反事案ではないことは論を待たないにもかかわらず、一般の交通違反事犯として未だこれを町民へ公表、または謝罪等を行なっておりません。議会に対し、副町長より口頭でそれらを行なわない意思表示を行なうなど、事犯に照らして極めて軽い取扱いを行なったと思料をいたします。

3点目でございます。令和4年1月にゴミ収集委託事業者による収集車の過積載が発覚。所管課からの報告を受けるも、今後の対応のほうが重要などとの理解しがたい持論を展開し、本件調査を徹底して行なわず、また事業者に対する再発防止措置が不十分で

あったことから、繰り返し過積載が繰り返されることと相なりました。これまで委託者を含めた公用車の在り方を見直すことなどを議場で指摘し、具体的違反事由には触れず、町の自浄能力に期待をし私自身促したところではあります。その思いもむなしく、これらの機会は生かされることがありませんでした。適切な再発防止措置が講じられ、町民への公表や謝罪等がなされることはなく、結果として過積載による交通事犯を繰り返すこととなりました。

さらには町国保病院への多額な繰出金も例年続き、町国保病院運営の改善が急務と、町民にも広く認識されていると状況下にもかかわらず、効果的な具体的取組を行わず、自ら策定した新改革プランを実質上無視し、漫然と一般会計からの繰出の提案を行っていると認めざるを得ません。その余、行政の政治的中立性が疑われる点として、特段の利活用がなされていないにもかかわらず、特定政党のみの機関誌を購読。同じく特定の政党並びに関係団体が多く関与する事業に対し、公表されている要綱等の確認を怠り、安易に交際費の支出を行っていたこと、また行政の透明化、対話を大上段に掲げながらも、年度における一般質問中の答弁において、約束した町保有施設に対する民間事業者による不適切な登記実態についても、町民へ公表等も行わず、ともすれば議会、議員軽視、町民軽視との見解を持たざるを得ません。

以上、綱紀粛正が急がれることは明白であり、違法で不適切な事由及び支出が散見され、結果として町民の期待と信頼を大きく裏切ることにつながった令和3年度の事業運営については到底認めることができず、本提案には反対をいたすものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げます、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

様々な内容が語られた反対討論でした。我々は令和3年度の予算委員会、そして当該年度の補正予算のときに、その事情を細かく審議し議決してまいりました。この令和3年度の決算認定、歳入歳出に関しましては、その執行状況がどうであったかを問う場であり、内容について問うことではないと考えます。決算委員会の場でも何度も言いましたが、執行状況はきちんとなされていたと認めます。よって、賛成討論とさせていただきます。

議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 認定第1号令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回提案されました一般会計歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会に付託さ

れまして各課より詳しく説明を受け、慎重な審議をし認定することに決定いたしました。町内企業団体への経営の持続を願う各種支援金の執行、所得が減少し苦悩する町民への様々な支援金等の給付政策の執行もありました。前期と同様に国からの交付金、町独自の支援も迅速かつ的確に行なわれたと判断し、評価をいたします。

令和3年度予算執行に当たっては、子ども、若者支援の視点を盛り込んでおり、事業に関しては小学校のエアコン設置やトイレ洋式化改修事業、スクールバスの購入、産後ケア事業など、またさらには老人福祉センター浴場移転、町道整備、産地生産基盤パワーアップ事業など、町民福祉の増進が図られたことも評価したいと思います。学校教育においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン授業が実施されました。児童生徒の状況に合わせて、現場で奮闘された先生方の御努力に深く感謝します。一方学校行事については、中止や内容変更を余儀なくされるものも多く、結果として体験できる内容が例年とは異なる結果となったのは残念ですが、そうした中でも常に子どもたちの気持ちに寄り添った対応をしていただいたと思っております。

令和3年度は町長選もありました。町民の命を守り、健康に暮らし共にコロナを乗り越える新しいまちづくりを町民とともに進めた令和3年度であったと思います。今後のウィズコロナからアフターコロナ、社会における町民とともに進める共生のまちづくりへ、町長の強力なリーダーシップを御期待申し上げ、今後も引き続き山積する課題に対し、町民目線に立ち町民の声に耳を傾けながら、施策の目標達成に向けて御尽力いただくことを願って、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 令和3年度一般会計決算に対する賛成の立場での討論を行ないたいと思います。

先ほど反対者のほうからあったいろいろなことがありますけども、本町は非核平和都市宣言をいち早く掲げ、町民の平和を願う気持ちに応えている町だと思っています。それに関わりまして、当然原水禁運動、その他の平和運動をしている団体の趣旨を十分に踏まえた上で、それに賛同あるいは署名等することは私は当然の行為だと思っております。

また、国保病院については、町民の皆様いろいろな伺うとやはり公的病院として安定した経営、そしてこの町から病院がなくなるということは全くあり得ないということも含めて、そのことをやはり一番町民の皆さんが心配されていると思います。したがって我々議会としても、町国保病院が公立病院として安定安心の医療を続けられるように、様々な提案あるいは会計等への監視もしっかりしていかなきゃならない立場だと思っております。町国保病院の運営に町とともに議会も一緒に考え、責任を持っていくことが必要ではないかと思っております。

それから自治体がいろいろな新聞、書籍等を購入している、他の自治体もそういうところがあると思います。それはそれぞれの自治体の裁量の範疇だと思っております。あくまでも資料として活用できる部分はするということが必要だと思っております。自治体の裁量

に任せたいと思っております。

以上を申し上げまして、令和3年度一般会計決算は必要な中身が十分組み込まれ、コロナ対策を図りながら、町民の生活、経済を守る上でも必要で迅速な対応が図られたものと考えますので、賛成の意を表して賛成討論といたします。

議員諸氏の賛同をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、採決をします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)[登壇] 令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計決算について、反対の立場で討論を行ないたいと思います。

本会計においてまず指摘したいのは、保険料の収入未済額が相当額ある現状から、被保険者である後期高齢者の皆さんの生活が年々厳しくなっていることが想定されることです。決算額の比較で言えば、収入未済額は平成29年の11万9,000円から増え続け、令和元年99万8,000円、令和2年144万2,000円、そして令和3年度94万3,000円となっております。加入者数が令和3年は前年より38人の減となっていることから、収入未済額は相対的に減とは言えないと考えております。2年ごとに改定される保険料は改定ごとに増額されており、後期高齢者の保険料負担は限界ではないかとも思います。町は保険料徴収の役割を広域連合に対して担っているわけですが、未済額の状況を打開するには、広域連合や国に対して保険料の減額とそれを補う施策を要望していくことだと思っております。本来これは国がやるべきことですが、後期高齢者の現状を踏まえ、制度の大幅見直しなどを求める声をこの議会からも挙げていきたいと思っております。

以上の考え方から、本会計決算に反対を表明します。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番(梅村智秀)[登壇] それでは、認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行ないます。

後期高齢者の負担が増となっているこのような現状については異を唱えることはございません。また、国に対して声を上げるという点については、別の問題であると捉えた上での討論とさせていただきます。

本制度においては、高齢者の方々の医療を国民皆で支え合う医療保険制度であります。当該年度において、制度の運営費用について約5割を公費、つまりはこれ税金でございます。残りの約4割を子育て世代を含む若者ら現役世代の保険料で賄い、残りを高齢者の保険料で賄うという仕組みとなっております。この高齢者の負担、窓口負担分についても原則は1割、現役並みの所得がある場合などは3割負担などと、生活環境や所得に応じて軽減や減免も認められており、合理的な公的保険制度であると認識するところでございます。運営の主体は広域連合であり、本町は窓口での取次業務を担っているにすぎず、決算内容及び事務実務においても問題とされる点は見受けられず、本提案には賛成をいたすものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長(篠原義彦) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから、認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

（「休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決をします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

介護サービスの運営方針には、介護サービスを適切かつ効果的に提供し、利用者の方々が持っている能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援を行ない、家族や関係機関等の協力の下、利用者の幸せを追求し、明るく住みよい生活の場として満足していただける施設運営に努めていきますと、このようにありますが、この運営方針にうたわれている一人一人のニーズや状態にあった介護サービスというものが、年度において十分になされていたのかという点につき、疑問を持っているところがあります。コロナ禍において、通常の介護サービス提供が困難であることについては理解ができますが、であるのであれば、制限を強いられる現況下にあっても、真に入所者、利用者の幸せを追求した具体的取組がなされなくてはなりません。しかるに、年度の運営においてそうした機運が見受けられない、または乏しいことをうかがわせる町の声も寄せられているところでもあります。面会制限等で入所者の様子などがわからない、緊急時にしか連絡がこない、入所者が日々どのように過ごしているのかわからない、いつ入所、利用できるのかわからず仕事に専念ができない、このような現況、このままではこの町に住み続けることができない、こうした悲痛な声も寄せられる中、入所者、御家族関係者、利用を待つ皆様がより安心と期待ができる体制づくりが求められるところがあります。当該年度においては、こうした取組が乏しい、課題が多く見受けられ、現状の運営下においては賛成することができません。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま介護保険サービスに対するいろいろな御意見がございました。私も地域の中で高齢者の皆さんや家族の皆さんと接する機会が多いわけですが、もちろんいろいろな御意見がございましたけども、その意見については、住む地域や、さらには介護サービスの事業所などなどを通じて、いろいろな議論をし、解決に向けて努力をしてきているし、努力していると思います。特に地域の中で高齢者の皆さんの見守りなどをしますと、どうしてもなかなか地域ではそれらの人々に対する状況というのは把握はできませんけど、それが介護サービスにより、例えばヘルパーとか、例えばデイサービスとか、いろいろな形で高齢者の皆さんが介護サービスの事業者と関わりますと、私たちも安心してそれらの地域の人を見守りできると思っています。先日の共有社会の講演会の中でもありましたけども、専門の介護サービスの職員の皆さんと連携をして、地域から介護の社会化、共有化を図っていくべきだというお話がございました。私はまさしくそのとおりでございます、今本別町においては、これらの努力にしているところでございます。また、介護サービスでいろいろ御意見のある方は、ケアマネジャーやさらには相談員やそういう人たちとつないで、連携をしてきていると受け止めています。

したがって私は、この決算に賛成する立場で討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

私自身も介護サービスを、父ですが受ける経験がありました。入所サービスまで行く前に残念ながら亡くなったんですけども、自宅介護及び通所介護等で、率直に言っても家族ではそこまでできないなということをやっていたら、一言で言えば本人の気持ちを大切に、それをベースとした介護サービスが行なわれていたと思います。家ではにこりとしめない父が、介護施設に行くときにこにこ笑っているということがそれを全て物語っていると思います。介護現場は非常に厳しい状況の中でやっているかと思いますが、本別の介護実態は他町にも誇れるものだと思っております。

よって、本会計提案については、賛成の立場でさらなる充実を求めていきたいと思えます。以上です。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから、認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第6号令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第6号令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者 11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第7号令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第7号令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者 11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第8号令和3年度本別町水道事業会計決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第8号令和3年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者 11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号令和3年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一

致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

決算審査特別委員会上の質疑からも明らかになったとおり、病院運営について極めて甘い考え方、またそうした体制であったと年度の評価をせざるを得ません。病院改革の柱とされた地域包括ケア病床について、この段においても勉強不足であったなど、そのような発言、答弁があり、こうした状態が散見されたところでございます。次期の改革プランの策定を待つと、このようなところも委員会上の答弁からあったところでございますが、1期、2期を含めこれまで策定されてきました病院改革プランというものが、策定当初からまるっきり形骸化しているという実態がある中、なぜに次のプラン策定が計画どおりに進められていくというような担保があると考えられるのか、そこが大きな疑問であります。既にこうした状況を待っていただけるような状態にはないのが病院の実情ではないかと私は考えておりますし、決して少なくない町民の皆様の共通認識でもあると考えるところでございます。これまでにしても、繰り返し、繰り返し述べてきたとおり、厳しい町財政の中から毎年のように多額の繰入を行ない、不足すれば補正で増額、令和3年3月に策定された新改革プランにおいては町財政も苦しい状況にある中、さらなる増額は非常に厳しいですが3億7,000万円程度の繰入を見込んでいきます。必要最小限の繰入とするため、できる限りの収益の改善に努めることとしますと、記されているにもかかわらず、これまで述べたとおり、極めて甘い感覚をもって安易な繰入を繰り返していると認めざるを得ません。令和3年度当該年度においても、増額補正を行ない約4億6,000万円の繰入を行ないました。もはや計画や目標に対する姿勢、取組、繰入に対する考え方、公的病院の独立採算の大原則、これらの感覚については麻痺しているのではないかとすら思えるところであります。多くの町民の声として、安心して、信頼して医療サービスが受けることができない、病院特別委員会における委員長報告に引用されたアンケート結果などからも、医療従事者にとって仲間や上司を信頼し、使命感や意義を感じて働ける職場には必ずしもなっていないというような現状がうかがえるところであります。サービスを受ける方、病院でサービスを提供する医療職の方々、これら双方にとって疑問があるのではないかと感じるところであります。

また、地域の国保運協や健康長寿のまちづくり会議の皆様よりの提言等に対しても、具現化されたところが年度においては確認されることができませんでした。これまで繰り返し述べたとおりの実情、現状であるにもかかわらず、誰のため、何のための町直営堅持なのか、私には甚だ理解することができません。こうした町民の声よりも、直営堅持を求める職員組合等への配慮、これに重きを置いているのかとさえ思えてしまいます。町長はどこを向いて病院運営を行なっているのか。甚だ疑問を持たざるを得ません。真

に町民のための病院として、この地域に地域医療を担う病院を残すためには、可及的速やかに運営の主体を変え、病院改革をなしていくことが必要であります。公的病院の多くは赤字であること、民間が担わない不採算部門の運営などによる負担があることも十分承知しておりますが、これらについても運営の主体を変えた、仮に民間に委託する等独立行政法人、これらの運営の主体を変えるところの方法についてはいくつかありますが、民間に委託イコール不採算部門、例えば救急等でございます。これらからの即撤退ということにはならない、このように思料しているところであります。運営の主体が変わっても一般会計から繰出金の支出が伴うことは実態として必要でありますけれども、管内の他の地域の病院、具体的には広尾町などであれば当然収益、収支も上がりました。また、何よりも従事されている職員の意識が一番変わったと、これは本町の国保病院においても、大きな課題とされている接遇、これらに関わってくるところではないでしょうか。度々指摘され議論の俎上に上がる接遇、医療サービス、現状のままでどうやっていったら変わるのか、私にはわかりかねます。意識改革なくして接遇改革などはなしえない、このように考えているところであります。この広尾町においては、診療科も増えるなど着実に成果を残しており、こうしたことが功を奏しているところがうかがえるところであります。これらの点、また改革プランにも示されているとおり、様々な運営形態が考えられるところではありますが、少なくとも本町の町国保病院の運営体制が現状のままで良いというわけにはならないということだけは明白であります。

本町の地域医療を安定して担い、町民の命と健康を守り、そして心ある医療従事者の皆さんに対しても効果的な支出であったとは到底認めることができず、本提案には強く反対をいたすものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願いを申し上げ、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 認定第9号本別町国民健康保険病院歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症が収束する兆しを見せない中、ワクチン接種事業が着実に行なわれ、自ら感染の危険にさらされながら日々懸命に働いておられる医療従事者の皆様に心から感謝を申し上げます。

医師確保、看護師確保が困難な状況下の下、依然として新型コロナウイルス感染症への対応が求められるのに加え、令和3年度当初5名だった常勤医師が年度末には2名になったこと、外出自粛による受診控えなど、経営運営はさらに厳しい状況であったことがうかがえました。決算認定の特別委員会の際にも申し上げましたが、一般会計からの繰入も増となっておりますが、予算内で行なわれております。一般会計の財政状況においても事業が行なわれたこと、また反対者から指摘があった部分、苦情やトラブルなど日々課題解決に取り組んでいます。包括ケア病床や回復期の患者の方からも、みとりをお願いした家族の方からも良い評価や感謝の声も多く聞いております。この声を職員の

方々で共有しサービスの向上につなげていただきたいと思います。不採算地区の病院は、何度も申しておりますが、公的な支援をもって支えることから始まっており、独法化を開始した町村でも公的資金がかなり入っていると聞いております。人口減、少子高齢化へ向かう中、多様化やコロナ禍により複雑になる町民ニーズに応えるため、経営形態、規模縮小など見直しを考えなければならないときがくることが予想されておりますが、この予算執行における決算においては、救急医療をはじめ人工透析、専門医療、脳ドック、町民ドックの予防医療、また病床を抱える中核病院として、町民の命と健康を守る、病院を存続させるための経費であり、医療体制の維持や医療従事者の環境整備に係る経費と認め、命と暮らしを守るため運営が実施されたと判断し、令和3年度本別町国民健康保険病院歳入歳出決算の認定について、賛成とさせていただきます。

皆さんの御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから、認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決をします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8名。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定をいたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和4年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和4年10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生常任委員会各委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和4年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みとします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和4年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和4年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第6 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

初めに、令和4年度各会計の10月末現在における予算執行状況について報告いたします。

一般会計の執行状況につきましては、予算額77億28万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は35億259万3,000円で、45.5%の執行率となっており、歳出の支出済額は33億3,702万3,000円で、43.3%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比2.1%、額にして6,227万8,000円減の28億9,005万7,000円になる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借入れをしている臨時財政対策債は、前年度比73.2%、額にして1億1,701万1,000円減の4,287万6,000円で、普通交付税を加えた総額では、前年度を5.8%下回る結果となっております。特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。前年度比18.2%減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額10億4,359万3,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億9,007万9,000円で、56.5%の執行率となっており、歳出の支出済額は5億8,751万1,000円で、56.3%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億4,221万9,000円に対しまして、歳入の収入済額は8,358万6,000円で、58.8%の執行率となっており、歳出の支出済額は7,498万6,000円で、52.7%の執行率となってお

ります。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億7,978万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億3,407万3,000円で、49.5%の執行率となっており、このうち介護保険料につきましては、調定額1億8,802万5,000円に対しまして、収入済額は9,866万7,000円で、52.5%の収納率となっております。歳出の支出済額は5億212万9,000円で、46.5%の執行率となっており、このうち保険給付費につきましては、4億3,688万7,000円で、支出済額の87.0%となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額3億5,268万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億3,095万5,000円で、37.1%の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額1億582万4,000円に対しまして、収入済額は1億560万9,000円で、99.8%の収納率となっております。歳出の支出済額は1億8,388万7,000円で、52.1%の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億2,386万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は6,231万円で、50.3%の執行率となっており、歳出の支出済額は7,814万円で、63.1%の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額4億8,421万3,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億7,501万8,000円で、36.1%の執行率となっており、歳出の支出済額は2億8,218万円で、58.3%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額1億4,037万5,000円に対しまして、決算額は6,263万2,000円と、前年度比3.6%、額にして235万7,000円の減となり、予算に対する執行率は44.6%となっております。水道事業費用につきましては、決算額は6,798万6,000円で、前年度比2.7%、額にして186万5,000円の減となり、予算に対する執行率は48.4%となっております。

資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の予算額1億250万1,000円に対しましては、決算額は0円となっており、資本的支出の予算額1億8,351万7,000円に対しましては、決算額は4,015万2,000円で、21.9%の執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額11億2,779万7,000円に対しまして、決算額は6億1,225万9,000円で、前年度比8.0%、額にして5,321万2,000円の減となり、予算に対する執行率は54.3%となっております。このうち入院収益は1億6,199万2,000円で、前年度比10.8%、額にして1,967万7,000円の減、外来収益は1億2,838万7,000円で、前年度比5.7%、額にして784万3,000円の減、その他医業収益は1億7,440万1,000円で、前年度比12.7%、額にして2,532万1,000円の減となっております。

病院事業費用につきましては、予算額11億8,598万9,000円に対し、決算額は4億9,873万3,000円で、前年度比2.8%、額にして1,455万5,000円の減となり、予算に対する執行率は42.1%となっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は1億1,352万6,000円となったところであります。

収益の減少は、医師数の減に伴う患者数の減及び新型コロナウイルスワクチン集団接種に伴う委託料収入が皆減したことにより医業収益が減っており、費用では医師数・職員数の減に伴う給与費の減及び患者数の減に比例した材料費の減が主な要因となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額9,591万円に対しまして、決算額は5,354万6,000円で、55.8%の執行率となっており、資本的支出の予算額1億2,973万8,000円に対しまして、決算額は4,501万9,000円で、34.7%の執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は6,664人で、1日平均36.4人となり、そのうち地域包括ケア病床の入院患者数は966人、1日平均5.3人となっており、入院患者全体を前年同期と比較すると676人、1日平均3.7人の減となっております。外来患者数は1万4,351人で、1日平均116.7人となり、前年同期と比較すると447人、1日平均4.6人の減となっております。入院患者は内科、外科とも減となっており、医師数の減と、新型コロナウイルス感染拡大のため、入院の受け入れが減少したことによる影響があるものと考えております。外来患者につきましては、外科は減となっており、医師数の減が主な要因と捉えておりますが、内科は増となっており、新型コロナウイルス感染拡大のため、発熱外来の受診が増加したことによる影響があるものと考えております。

以上、令和4年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、令和5年度予算編成方針について報告いたします。

令和5年度の予算編成につきましては、11月22日に開催しました予算編成会議において、職員に対してその方針を示したところであります。

国は、6月7日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2022において、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視しつつ、経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいくこととし、経済・財政一体改革の着実な推進を掲げています。

8月に公表されました総務省所管予算の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、法人税、所得税など国税4税の税収と、法人住民税の一部を国税化して交付税として配分する地方法人税法定率分等の増加を見込み、令和4年度予算額に対し0.8%増の18兆1,931億円としております。

本町の財政運営につきましては、町債の減などにより各種財政指標の上では健全財政を堅持しているものの、引き続き予算の重点化、効率化を図る中で、経常経費の削減、基金依存の解消、公債費負担軽減などに取り組み、歳入に見合った歳出の原則の下、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

財政試算につきましては、先ほど申し上げた総務省の概算要求や本町における令和4年度予算の執行状況を踏まえて推計しており、歳入では、予算編成に大きな影響を与える普通交付税を令和4年度決算見込みと比較して0.5%減の28億7,600万円程度を推計しているところであります。町税につきましては、総務省仮試算では令和4年度地方財政計画と比較して2.7%増で見込まれているところですが、本町の地域経済状況等を踏まえ、令和4年度決算見込みと同規模の9億4,100万円程度と推計しております。また、基金からの繰入につきましては、当初予算で財源調整のために繰入したものに対しては、決算時に同規模の積み戻しができるように、基金に依存しない財政運営を目指してまいります。

次に、歳出であります。それぞれ令和4年度決算見込みに対し、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は1.5%の減、物件費・維持補修費は同1.5%の減、補助費等は同27.3%の減、繰出金は3.8%の増、投資的経費は14.1%の減を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画等の確実な実施を指示しているところでありす。

一般会計の財政規模といたしましては、70億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になると考えております。

以上のように、令和5年度の予算編成につきましても、引き続き厳しい状況となることが想定されますが、第7期本別町総合計画に基づいた地域活力を維持する取り組みを着実に推進し、笑顔が輝き続ける本別町をつくりあげるよう、町民の皆様と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

◎日程第7 議案第73号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第73号令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第73号令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、原油価格高騰等に伴います燃料調整額の値上げに伴う電気料金の増額、農業次世代人材投資事業交付金の確定見込、令和3年度決算による前年度繰越金確定に伴う財政調整基金への積み立て、その他事務事業に係る計数整理が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,803万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

13ページ、14ページをお開きください。

2、歳出であります。各科目にわたります10節需用費中、光熱水費、電気料の増額補正は、原油価格高騰等による燃料調整額の値上げによるもので、一般会計における影響額は全体で969万6,000円となっております。

上段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費12万3,000円の増額、10節需用費中、消耗品費2万2,000円、食糧費34万7,000円、18節負担金補助及び交付金中、国際交流事業実行委員会補助金135万5,000円の増額補正は、令和5年1月17日から23日までの6泊7日の日程で来町される姉妹都市オーストラリアミッチェルからの訪問団約20人の受け入れに要する経費を計上するもので、受け入れに当たりましては、元国際交流協会の会員が中心となり実行委員会を組織して対応を予定しております。

2つ下の8目企画費、12節委託料中、支障木伐採94万6,000円の増額補正は、勇足定住促進団地及び公営住宅勇愛団地敷地内のシラカバ約50本の伐採費用を計上するものであります。

その下、18節負担金補助及び交付金、地域活性化企業人材派遣事業負担金140万円の増額補正は、関係人口創出を目的としました調査、研究事業に従事することを目的に、三大都市圏に所在する企業等の社員を受け入れるための費用を計上するものであります。

15ページ、16ページをお開きください。

上段下の14目基金費、24節積立金中、財政調整基金積立金9,702万3,000円の増額補正は、前年度繰越金が確定したこと等により積み立てを行なうものであります。

なお、今回の補正によりまして現時点においての基金残高につきましては8億8,237万1,000円となる見込みであります。

中段の3項1目戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費、戸籍電算システム機器1,320万円の増額補正は、戸籍システムをクラウド型に移行するための機器更新費用を計上するものであります。

飛びまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、中ほどにあります3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、農業次世代人材投資事業交付金1,575万円の増額補正は、新規就農2件分の補助対象経費の確定見込みにより調整するものであります。

飛びまして、27ページ、28ページをお開きください。

上段の8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費3,406万円の減額及び4目橋りょう維持費、12節委託料931万円、14節工事請負費1,000万円の減額補正は、補助金の確定に伴う事業調整によるものでありまして、別冊に予算説明資料にて内容を記載しておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

飛びまして、31ページ、32ページをお開きください。

中段の9款1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、消防団員退職報償金166万円の増額補正は、消防団員2名の退団に伴うものであります。

飛びまして、35ページ、36ページをお開きください。

下段の10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、10節需用費中、37ページ、38ページをお開きください。

学校給食賄材料費195万5,000円の増額補正につきましては、高騰しております食材価格分につきましては、給食費に転嫁せず、町が補填するため計上するものであります。

以上で歳出を終わりました、7ページ、8ページをお開きください。

1、歳入であります、9ページ、10ページをお開き願います。

3段目の15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者世帯等生活支援事業費補助金320万8,000円の増額補正は、第3回定例会で補正予算の議決をいただいております、北海道が定める市町村高齢者世帯等生活支援事業実施要綱により対象者に給付される給付金につきまして、内示額が確定したことによるものであります。

2つ下の4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金中、農業次世代人材投資事業交付金1,575万円の増額補正は、歳出で説明をいたしました新規就農2件分の補助対象経費につきまして、全額が道から交付されるものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

中段の20款諸収入、4項1目7節雑入中、支障木伐採補償475万2,000円の増額補正は、送電線下において支障となっております立木の伐採補償として、電源開発送電ネットワーク株式会社からの補償金を計上するものであります。

以上で歳入を終わらせていただきまして、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費であります、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍クラウドシステム機器導入事業1,320万円は、歳出で説明をいたしました戸籍システム機器の更新につきまして、年度内で完了することができないことから翌年度に繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正であります、1、追加。

これは、地域活性化企業人材派遣事業の実施に伴い設定するもので、事項、地域活性

化企業人材派遣事業。期間、令和4年度から令和5年度。限度額700万円であります。

5ページをお願いします。

第4表地方債補正であります、1、追加。

これは、起債対象区分の変更によるものであります。

起債の目的、公共事業等。限度額3,940万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

下段の2、変更。

これは、起債対象区分の変更及び事業量、事業費の変更、確定に伴い限度額を変更するものであります。

起債の目的、緊急防災・減災事業。限度額1,090万円を5,810万円に。

6ページをお開きください。

起債の目的、辺地対策事業。限度額6,930万円を5,120万円に。

その下、起債の目的、過疎対策事業。限度額5億6,660万円を4億4,860万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

（開会前に、畑山代表監査委員から午後の会議欠席する旨の届出がありましたので、報告しておきます。）

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

議案第73号令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）についての質疑からといたします。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 歳入歳出一括でよろしい…。

○議長（篠原義彦） 歳入歳出、地方債補正など一括とします。

○7番（藤田直美） で、よろしいですね。

○議長（篠原義彦） はい。

○7番（藤田直美） それでは、質疑をいたします。

13ページ、14ページ、歳出の2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費中、10節の需用費、国際交流事業2万2,000円、食糧費、国際交流事業これも34万7,000円、また18節負担金及び交付金中、補助金、国際交流事業実行委員会135万5,000円、この算定根拠といいますか、内訳について伺いたいと思います。

また、歳入のほうですが、9ページ、10ページの15款道支出金中、民生費道補助金の1節社会福祉費補助金、高齢者世帯等生活支援事業費補助金の関係ですが、確定の内示があったということですが、その対象世帯に対して配布が終了しているのかどうか

ということと、かなり時間がかかっているという印象がございまして、手続きは申請による手続きが必要だという認識でおりますが、申請受理後どのくらいの期限で配布されるのかなど、また、対象世帯かどうかっていうのが少々ちょっと混乱があったように思われますので、その辺の進捗状況などを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず総務費の需用費のほうからお答えしたいと思います。

まず消耗品費、国際交流事業2万2,000円の積算の内訳でございまして、こちら歓迎会を予定しておりまして、歓迎会の際の席に置く花、2,000円の10卓分をこちら計上させていただいております。

その下、食糧費、国際交流事業34万7,000円、こちらにつきましては、ただいま御説明させていただきました歓迎会の折に係る食糧費でございまして、おおむね例年どおり行ないますと70名ほどの参加者を予定してございます。ちょっとコロナの状況もありますのでこれまだ予定でございまして、70名ほどの参加を予定しておりまして、飲み物食べ物合わせまして4,500円、お1人ですね、計算をいたしまして34万7,000円ということで計上させていただいております。

補助金135万5,000円でございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明したとおり実行委員会のほうに補助をする形で進めさせていただきたいと思いますが、まずホストファミリーへの謝礼、例年ミッチェルのほうから来ていただいた場合につきましては、民間の方の民泊も行なっております、その方々に対する謝礼。あとはいろいろな交流事業、例えばお花ですとかお茶ですとか、そういう交流事業を行なった際にかかります経費、または謝礼等、こちらのほうで用意しております。あとホストファミリーの宿泊以外ですね、今回につきましては御所の宿泊も予定をさせていただいております。この御所の宿泊費にかかる部分の費用、あと歓迎会につきましては町主催ということで町のほうで開催させていただいておりますが、お別れ会のほうにつきましては、例年向こうから来られる方の意向もありまして、あまり堅苦しくしたくないということで、実行委員会のほうでおおむねホストファミリー等も集めていただいて送別会をしていただいております。それに伴う費用等を計上させていただいて135万5,000円を計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の歳入11ページの部分の高齢者生活支援事業費補助金の御質問に答弁させていただきます。

こちらのほうの増額補正につきましては、3月定例会の中で補正予算をさせていただいております、そのときの1,355世帯を予算化しております。その後北海道から所要額調査がございまして、当初北海道で予算していた額からまたさらに上積みがあったということでありまして、それに伴って320万8,000円が内示するという形で増えた形になっております。

進捗状況であります、今現在700世帯ほどの支給決定を終えて支給も済んでいるところであります。今現在も受付行なっておりまして、今月末まで受付を行なう形で進

めております。申請があつてから7日から10日間ぐらいで個人の口座のほうに振込をさせていただいている状態にあります。以上であります。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まず、先ほどの国際交流事業に関しての予算の説明がございましたが、この事業については交流の拡大や発展につながる良い事業だとは思っております。今回訪問に来るに当たって、町民との幅広い交流と言いますか、町民が参画するようなことは考えているのかどうか、またその事業の中に入っているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

また、高齢者世帯等生活支援事業費につきましては、1,355世帯を対象にもう申請書をお送りしたつていうことですが、なかなか対象となっていないのにきているつていうようなところもあったようなんですけども、もちろん家族の中に世帯分離があつたりとか入所者などは対象とならないということもあったと思いますが、そういう生活実態の把握などは何かされたのかどうか、またそういう方法をとつて早期にわかるような方法で、確実に対象の方に送るような手段というのはなかつたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 国際交流に当たつての町民との交流つていう御質問だつたかと思いますが、今現在ミッチェルの代表の方とこちらに来たときの日程について調整をさせていただいておりますので、今ここでちょっと詳しく御説明するものがないんですけども、向こうのほうから要望のあるのが、まず幼稚園、小中高生との交流はさせていただきたいということで要望は伺つております。あとは日本文化に触れるということで先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、どういう形になるかわかりませんが、公民館講座等やられてる方をお願いをして、そういった形での交流は考えてございますが、今広く町民の方に募るかどうかというところについては、今現在としては向こうからの要望もございませんし、町としてはまずはそちらの向こうから要望あるものについて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員からの再質問に答弁させていただきます。

生活支援事業交付金の関係であります。こちらのほうにつきましては国の特定給付の該当ではなく、町独自の支援金という形になります。7月に行なつております、国が行なつてます非課税世帯の給付金のデータを基に今回対象となる確率が高い方にお送りをさせていただいたところでもあります。藤田議員おっしゃるとおり、世帯分離等のデータが7月のところでしかこちらのほうで捉えていないということでありまして、それ以降の世帯分離ですとか世帯移動の部分も考えられるということ、また国の非課税世帯の給付金のほうでは、課税になっている方の扶養に入つている方が非課税であつた場合は対象外になっているんですが、こちらの町独自の生活応援の部分についてはそういった方も対象になっているということもありまして、今回お送りしたのが世帯の中に非課税の方がいらっしゃる場合で65歳以上の方がいらっしゃる場合、また障がいの方がいら

っしやる場合の世帯に給付となる可能性が高いということで送付をさせていただいているところでもあります。その後申請をいただいた中で、該当にならないという方も確かに多くいらっしゃったというのが今回の給付金の形でありましたけれども、今後も、また次年度以降も続く可能性もございますので、こういったところの特定給付の対象にならないという部分が、今回プッシュ型で進めておりましたので、関心を持っていただくという意味でも今回そういう形を取らせていただいたというのが実態であります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 14ページ、企画費お聞きします。

18節負担金補助及び交付金、地域活性化企業人材派遣事業140万円の計上です。御説明の中で、企業から人材を受け入れるというような説明だったかなと思いますが、内容をお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 13ページ、14ページの負担金、地域活性化企業人材派遣事業でございます。こちら、総務省で今実施しております地域活性化起業人、こちらの起業人っていうのは起こすほうの起業人っていうことになります。企業人材の派遣制度ということで、こちらの制度を活用し本町においてもいわゆる三大都市圏に所在する企業の職員、これはその企業に在籍したまま本町に派遣をいただくと、そして地域づくりに資する取組を行なっていただくという内容の負担金になります。今回140万円予算計上させていただいておりますが、こちら総務省の制度の中で運用するということとございまして、特別交付税の対象制度ということで、6か月から3年以内の在籍と言いますか、派遣期間を満了者について国で財政補填をしていただけると、こういった制度を活用して本町にも地域活性化に向けた幅広い活動に従事をいただくという活動内容となっております。とりわけ本別町におきましては、今回各産業で人材確保が苦勞しているといった部分、そういった人材確保に向けた部分での調査研究、あるいはワーケーション事業、これは関係人口創出に向けた都会と地域を結びつける、そういった部分での調査研究について、この派遣をいただいた職員とともにこういった本町とのマッチングと言いますか、本町でのマッチングと言いますか、そういったことを行政と民間企業がタイアップして連携した中で取組を進めていくという内容となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 御説明いただきました。ちょっと理解できないというか、僕の頭が悪いのかもしれませんが。

感覚的には地域おこし協力隊のような、役場に籍を置いていろんなことに顔を出すというような感じでよろしいんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 今おっしゃられたとおり、いわゆる会社版の地域おこし

協力隊といったようなニュアンスで御理解いただいて構わないと思います。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出13ページ、14ページ、お伺いをいたします。

8目企画費でございますが、12節委託料、業務委託料といたしまして支障木の伐採94万6,000円の計上がございます。こちら御説明の中では、勇足定住促進団地の支障木となっているシラカバ約50本を伐採ということでございましたが、こちら積算の内容とその必要性、また見込まれる効果及びこちらの執行時期等の見込みについてをお伺いいたします。

続きまして、23ページ、24ページでございます。4款の衛生費、1目病院公営企業費、18節負担金補助及び交付金、公立病院経営強化の推進に要する経費ということで25万円の減額提案がございますが、こちら減額の理由と積算の内訳についてお伺いをいたします。

続きまして、25ページ、26ページでございます。7款の商工費、5目の農産物加工施設費、10節の需用費でこちら20万1,000円、農産物加工施設事業ということで計上がございます。こちらゲンキキッチンのいわゆる光熱費の増ということでございますが、こちら光熱費においては利用実績、当然利用者数等によって異なるものでございますが、本提案に際しまして、利用者数等に影響を及ぼす人的、外的要因などは何か認識された上での御提案なのか、もしおありであればその対処方法等と併せてお伺いをいたします。

続きまして歳入でございます。9ページ、10ページ、16款財産収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入30万5,000円、2目物品売払収入、1節物品売払収入で22万1,000円の計上がございますが、こちら内容の詳細と積算の内訳をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず13ページ、14ページの企画費、委託料の支障木伐採の94万6,000円の内容部分でございます。こちら説明もありましたが、勇足地区の定住団地、また公営住宅の敷地内にありますシラカバ約50本、正式には51本になりますけども、こちらの伐採をするための費用という形となっております。内容積算につきましては、およそ期間として5日間程度ということで、労務費で22人工、また高所作業車4日ということで、積算についてはその内訳としております。またこちらの部分、シラカバの夏になると種子等が飛散するというので、地域居住住民の方の居住環境の良好な環境保持するということが支障木伐採によって叶うのかなという部分でございます。伐採の時期につきましては、この予算が議決いただいたのち速やかに発注手続きを取りまして、早ければ年内、遅くとも年明け1月中にはこの支障木については伐採の対応をさせていただく予定としてございます。

また3つ目にごございました25ページ、26ページの農産物加工施設の水道光熱費、電気料の部分でございますが、利用者数の増とか、そういうことでの今回予算計上では

なく、あくまでも調整額の単価と言いますか、増ということでの上乗せ部分でございます。これからの12月、1月以降については、ゲンキッチンも利用がかなり、これからが逆に言うと繁忙期と言いますか、多くなる時期ということで、当初の予算の見込みの数量での今回は計上とさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうから23ページ、24ページの公立病院経営強化の推進に要する経費25万円の減額につきましての問いに答えさせていただきます。

まず減額の理由ですけれども、この経費につきましては先の補正した部分でございますけれども、病院の経営強化プラン策定に関してコンサルティング業務を委託するために、病院会計のほうで委託料として計上している部分に対しての充当する補助金ということで計上している部分ですけれども、先に契約執行いたしましたので、執行残を減額調整したというような状況になっております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうからは歳入9ページ、10ページ、土地売却収入についてお答えをさせていただきます。

まず内容でございますが、こちら売買した土地につきましては仙美里15番地10ということで、上本別地域の山側の土地になります。原野を10万9,377平方メートル、こちらにつきましては所在する隣接地の方に購入をいただいたところでございます。積算ですけれども、こちら原野といたしまして1反当たり2,789円で売却価格30万5,000円ということで売却しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） それでは9ページ、10ページ、物品売却収入の詳細お答えさせていただきます。

まず車両の売却でございます。2台実施しております。メーカーでございますが三菱のパジェロ、商業用の小型貨物のバンになりますが、初年度登録が平成6年度となっております。走行距離でございますが、25万5,893キロとなっております。金額につきましては、20万5,110円という形になってございます。

2台目でございます。ステーションワゴンで日産のプレサージュ、これは初年度平成15年7月となっております。走行距離でございますが、21万3,345キロという形になってございます。金額としまして7万9,850円という形でございます。合わせて27万4,000円という形でございます。

2点目、鉄くずの売却でございます。これにつきましては、町道の押帯池田間道路でございますが、そこにかかります帯栄橋、これの高欄の売却ということで鉄くずといたしまして6万7,000円ということで実施してございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 物品売却収入の量水器の御説明を申し上げます。

この減額につきましては、道営美蘭別地区の営農用水事業の防除施設の施行箇所が減になったことから、20ミリの量水器19台当初みてましたが12台として7台減で1

2万円の減額となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは3番目にお伺いした点でございます。

こちら農産物加工施設事業ということで、光熱費の20万1,000円の計上でございます。御答弁からはこちら利用者等の見込みに影響されることなくということで御答弁をいただいたところでございますが、この提案に際しては当初の利用者数の見込みどおりということで、今後起こり得る蓋然性のあるような要素というものは一切盛り込んでいないということ、つまりはこれまでどおりの見込みどおり執行される、利用されるという予定だということによろしいのか、改めて御見解や実情等をお伺いいたします。

続きまして、4点目にお伺いをいたしました歳入でございます。

土地売払収入についてでございますが、こちら隣接地の方への売却ということでございますが、この意思決定に至る経緯といたしまして、町側からの働きかけなのか、隣地の方からの申し入れなのか、それらについてお伺いをいたします。

続きまして、物品売払収入についてでございますが、まず1番目に御答弁いただいた車両についてでございますが、この売払い方法と売払い先についてお伺いをいたします。

2点目に御説明をいただきました鉄くずについて、こちら橋の高欄ということでございますが、こちらその鉄くずとされている金属の種類と等級、また単価等はどのようになっているのか、併せて支払先とその売払い方法についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） ゲンキッチンの利用の部分でこれまでどおりというところかどうかという部分でございますけれども、現在ゲンキッチン専任の職員配置をした中で、施設の管理、運用を行なっているところでございます。当然利用者の団体等も、今現在定期的な団体で言うと16から17ぐらいの団体が定例的にと言いますか、使用いただいているという状況でなっております。今回のこの予算の部分につきましては、当然3月までこういった通常に施設については利用いただくというようなこと的前提での予算計上ということとしております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 土地の売払いの関係でございますが、こちらにつきましては、相手側からお問い合わせがありまして、売買に向けて話を進めさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） それでは、お答えさせていただきます。

まず車両の売払いの実施方法でございます。これは3者見積もりという形でさせていただいております。また鉄くずのほうの種類ということでございますが、これは鉄くず一式としまして見積もりのほう取らせていただき実施しているところでございます。単価でございますが、トン当たり4万5,100円という形で実施してございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3番目にお伺いをいたしましたゲンキッチンの部分についてでございますが、こちら御答弁からでございますけれど、では年度内においては通常の予算時の想定どおり、いわゆる利用者数等に影響がない、利用等に制限や何か懸念されるような事情等がない、変わらぬ運営体制が講じられていると考えてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして、歳入についてでございます。物品売払い収入について御答弁をいただいた中で、まず車両についてでございます。売払い方法については三者見積もりということでございましたが、売払い先についてはどのようになっているのか。町内事業者とお見受けするところですが、そちらで相違ないのかお伺いをいたします。

続きまして、2番目に御説明をいただいた鉄くずについてでございますが、こちら一式ということでございましたが、本来鉄くず等においては、等級等によって金属の種類や不純物の混入度合い等によって等級等が定められて売買なされているのが実状であると、一般的な取引形態であると認識をしているところでございますが、この本町の橋の高欄においては、そのような詳細について町として認識等がなされた上での売買となっているのか、またその支払先と方法について改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） ゲンキッチンの運営体型の部分でございますが、現在配置しております専任職員につきましては、今年度、令和4年度をもって退職といったような状況でございます。そういった部分では、いろいろな退職準備等の関係等で施設等が開かないといったようなことがないように、今の現有の課の中での職員体制の中で、その部分の運営、維持管理については電気料の節減等にも向けた取組と言いますか、施設の維持管理について努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

車両の見積業者でございますが、町内にごございます3者の業者をお願いしてございます。また、鉄くずのほうの種類と言いましうか、その部分でございますが、その部分につきましては分けない形で、あくまでも業者の方に見積もりをしていただいた中で実施している形となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 26ページの3目観光費中の委託料で、業務委託料でトレーラー型シャワーハウス運営業務ということで、今年取り組んだ事業なんですけども、今期の運用状況について、それからいつかのやり取りの中では多少狭いというような話もあったようなんですけども、来期に向けての課題、改善点等があれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 26ページの観光費、委託料トレーラー型ハウス運営業務に係る部分での御質問でございますが、まずこちらの委託料の減額につきましては、

当初予定で6月からスタートを予定しておりましたが、設置の関係で1か月遅れまして、実質7月からのスタートということで、10月末までの4か月間のシャワーの開設という内容でございます。この減額分につきましては、清掃等委託業務の清掃等の人件費に係る部分の1か月分の減額ということでの計上とさせていただいております。また、状況という部分でございますが、今回の歳入11ページ、12ページに雑入の中で、実費徴収金44万5,000円の減額もさせていただいております。今年度の実績でございますが、7月以降10月までの4か月間、キャンプ場の利用者につきましては約4,400人いらっしゃいまして、そのうちの約28%1,250人ぐらいがシャワーを利用いただいたという実績となっております。

次年度に向けての改善点等につきましては、いろんなどころの各方面、利用者の声というものもそういう声も一部お聞きはしておりますけども、おおむねやはりシャワーがあって当然、何て言うんでしょうか、汚れた、汗かいた、そういう部分が、シャワーですっきりとなるということで、利用者からは基本的には好評というような声をお聞きしております。ただそのPRと言いますか、やはりまだ今年始めたばかりですので、ここに来て分かったですとか、そういった形の人が大半なのかなと聞いておりますので、そういうPR含めた部分で今後については強化が必要なのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 全部詳しく分かっているつもりではもちろんありませんが、管内的に見ても公園にシャワーがあるというところはあまりないんじゃないかなと思っておりますので、最後に答弁の中でもあったとおり、来期に向けてのこういう宣伝とかPRとか、それを基に公園の入場を増やすとか、本別町のつながりを増やすというようなそういう対策をやっぱり強化すべきかなと感じて聞いておりましたけれども、その点について改めて伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） シャワーハウスの今年度の状況を踏まえてというところの話になろうかと思っておりますけども、今年度についても新しくできたという部分では当然ホームページですとか各施設、公園施設含めた本別の道の駅等も含めた施設でそういった新しいものができたよというようなそういう口の、口頭でのそういったPR、またフリーマガジン等で設置が公園にありますよといったようなこともいろいろさせていただいておりますけども、そういった実績を作っていくことで認知度が高まるのかなと思っておりますので、積極的にその部分については継続してPR等については行っていく必要があると考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

石山議員。

○6番（石山憲司） 15、16ページ、総務費の中の戸籍住民基本台帳費の中の備品購入費、戸籍電算システム機器1,320万についてお伺いいたします。

説明ではクラウド型へ変えるということでございましたが、そのクラウド型に変わることによってどのように変化なるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 大きなメリットといたしまして、3点ございます。

今後の法改正等によってデータが増えてもシステムを圧迫をしない。それからランニングコストに優れている。それからシステムの管理がベンダーが全てやってくれるので、私どもですることがない、管理が簡単ですということで、要するに全部維持管理はベンダーがやってくれるので私どもがすることはないということになります。大きくその3点のメリットがございます。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） クラウドっていうので今後どこでも出力できるような形になるのかっていう想定をしたんですけども、ただいまの答弁では容量の問題で容量が増えると、管理についてもAIとまではいかななくても自主的に管理できると、機械そのものが、という理解になるのでしょうか。その辺だけ確認させてください。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 改めますけども、今現在本町で戸籍の電子管理をしているのは、サーバーがありまして、要するにこの役場庁舎の中で完結をしていると。それがシステム供給会社が管理をしているクラウドを利用することによって、今お話ししたようなメリットが生まれるということです。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号令和4年度本別町一般会計補正予算（第16回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第74号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第74号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第74号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、療養費の増額、電気料の高騰、イベントの中止などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,518万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金の16万5,000円の増額補正は、保険料負担金算定のためのシステム機能追加改修に伴います負担金の増額によるものであります。

その下段の2款保険給付費、1項療養諸費、2目療養費、18節負担金補助及び交付金の136万6,000円の増額補正は、療養費の執行見込みによるものです。

その下段の5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、10節需用費の19万7,000円の増額補正は、健康管理センターの電気料高騰によるもので、次の役務費のうち通信運搬費10万2,000円の減額補正は、充当財源振替によるものです。一番下の2目健康管理事業費、10節需用費のうち消耗品費2万3,000円の減額補正は、ふれあい祭りの中止によるものです。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）136万6,000円の増額と、その下2節保険給付費等交付金（特別交付金）16万5,000円の増額補正は、歳出で御説明いたしましたシステム改修負担金と療養費の財源として全額北海道から交付されるものです。

その下段の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金の5万6,000円の増額補正は 収支の調整によるものです。

以上、議案第74号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、提案内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第75号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第75号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第75号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金の確定によるものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,077万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金144万4,000円の減額補正は、連合会負担金確定によるものであります。

以上で歳出を終わりました、ページ上段の1、歳入ですが、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金99万1,000円の減額と、その下、2節その他一般会計繰入金45万3,000円の減額補正は、歳出で説明しました北海道後期高齢者医療広域連合負担金等の確定による収支の調整であります。

以上、議案第75号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）に

ついて提案内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第76号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第76号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第76号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護予防サービス利用者の増加及び事業の確定に伴う内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,180万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金20万2,000円の減額補正は、事業確定によるものであります。

次の段の3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、18節負担金補助及び交付金238万4,000円の増額補正は、介護予防サービス利用者の増加に伴う給付費の増加によるものです。

次の段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費、12節委託料8万円の減額補正は、ケアプラン点検業務委託費の確定によるものです。

以上で歳出を終わりました、上段の1、歳入であります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金229万4,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました介護予防サービス利用者の増加に伴うもので、3節その他一般会計繰入金20万2,000円の減額補正は、事業の確定によるものであります。

以上、令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは3ページ、4ページ、歳出についてお伺いをいたします。

1款総務費のうち1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金で、うち補助金の本別福祉セミナー15万円の減額提案がございますが、こちら事業確定によるものということで執行残ということでございますが、当初の見込みとの差異、減額の理由についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員からの18節負担金補助及び交付金の補助金で本別福祉セミナー15万円の減額についての御質問であります。

こちらのほうにつきましては、コロナ禍におきまして本別の地域の良さ、本別の町並みを知っていただく、町の良さを知っていただくためにお越しいただいて、介護のお仕事に携わっていただくというような形でセミナーを開催予定でありましたが、コロナの影響もありまして中止をさせていただいたことで、その予算額15万円を減額するものであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 本提案に際しまして、今御説明いただいたとおりでございますが、本来目的とされていた、当初目的とされていたことについてコロナ禍によってのやむなく中止ということでしたが、それら何か代替措置等を講じるようなそうしたことはお考えになられていらっしゃるのか、その辺の提案に際しての実情についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

代替措置としまして、職員の中で本別の名所ですとか介護の実態をビデオで撮って、それを見ていただくということも検討させていただいたところではありますが、そちらの

ほうにつきましても、コロナ禍でなかなか事業所にも全て入っていけなかったということもございますし、入って撮影したビデオ等はございますけれども、まだそういった活用の状態には至っていないというのが現状であります。以上であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁からでございますが、代替措置として講じられたビデオ撮影を行なってということでございますが、その事業所への立ち入りということも行なったけれど、全てに入っていないということなんでしょうか。その撮影されたものの中で、コロナの俗に言う感染者数とかそうした地域の事情等を鑑みながら、これら撮影された時期とかこれがなぜ利活用されていないのかという点について、その辺いつ撮影をしてなぜ撮影できた範囲の中で編集等が行なわれて、いわゆる代替措置の完成形というものが講じられなかったのかについて、それら背景等も含めた詳細を改めてお答えを求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 全ての事業所で撮影ができなかったということもありますが、一部撮影をさせていただいた事業所がございます。そのビデオ等につきましては、各学校でのPRといった形では実施をさせていただいておりますが、当初予定しておりました本別町全体のものっていった形にはならなかったという形でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 1 議案第 7 7 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 1 議案第 7 7 号令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第 7 7 号令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定、人事異動等に伴う人件費の調整、燃料単価の高騰による増額、その他は執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 7 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,6 1 3 万 9,000 円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2、歳出ですが、1 款介護サービス事業費、1 項 1 目施設介護サービス事業費、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、7 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

その下、10 節需用費中、消耗品費、調理室用 3 1 万 6,000 円の増額補正は、会計年度任用職員の退職に伴う業務効率化に必要な物品、使い捨て食器を購入するもの、燃料費及び光熱水費 1 5 5 万円の増額補正は、燃料単価の高騰によるものであります。その他につきましては、執行見込みによる調整であります。

戻りまして、3 ページ、4 ページをお開きください。

1、歳入ですが、1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、2 目自己負担金収入、3 節過年度負担金収入 9 2 万円の増額補正は、過年度の自己負担金滞納繰越分を計上するものであります。

次の 4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金 1 8 7 万 8,000 円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込み及び前年度繰越金の確定などにより調整するものであります。

次の 5 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金 6 2 万 6,000 円の増額補正は、令和 3 年度決算の確定によるものであります。

次の 6 款諸収入、1 項 1 目 1 節雑入 1 万 6,000 円の増額補正は、各種選挙における不在者投票特別経費及びコピー使用料収入を計上するものであります。

次の 7 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目 1 節物品売払収入 3 万 2,000 円の増額補正は、車両更新による売払収入を計上するものであります。

以上で、議案第 7 7 号令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 5ページ、6ページ、歳出についてお伺いをいたします。

1目施設介護サービス事業、3節の職員手当等で219万8,000円の計上がございます。こちら8ページにも給与費明細書等が添付されてございますが、こちらその人事異動による増減以外の部分といたしまして超過勤務手当ということで284万7,000円の計上がございます。こちらについて、内容等の御説明を求めます。

また、歳入についてでございます。3ページ、4ページ、6款諸収入、1目雑入のうち選挙不在者投票特別経費ということで1万5,000円の計上がございますが、こちら執行に際しましての提案の内容と執行に際しましての実際の運用についてどのようになされるのか、御想定をお伺いいたします。

7款の財産収入についてお伺いをいたします。物品売払収入3万2,000円で、車両更新に伴うということで売払い3万2,000円の計上がございますが、こちら車名や年式、走行距離等車両の諸元や状態等が分かる情報について御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） お答えさせていただきます。

まず1点目、時間外手当の増額に関してですけれども、この点につきましては、8月新型コロナウイルス、利用者から感染が出たということで、それに対応するべく時間外手当のほうは8月9月が特に時間外手当の部分が伸びていたということで、その分の調整となっております。

続きまして歳入の部分です。3ページ、4ページ、選挙不在者投票特別経費の部分でございますが、今回2回、今年ですね、今年度参議院議員通常選挙、本別町議会議員選挙ということでそれぞれ行なわれております。特別養護老人ホーム内で不在者投票事務を行なっておりますが、投票の意思を示していただいた方、参議院議員選挙につきましては8名ということで、それに関する単価をかけて8,584円の不在者投票の特別経費を計上しております。あと町議会議員選挙における不在者投票の特別経費として、こちらにつきましては6名の請求がありましたので、そちらの事務に携わっているというような状況となっております。

7款につきましては、長屋課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員からの御質問ありました財産売払収入の車両につきましてはであります。車両につきましては1台の車両でありまして、形状につきましてはステーションワゴン、メーカー車種につきましてはトヨタ、キャミ。走行距離は13万9,879キロ。登録年月につきましては平成11年8月の車両であります。先ほど建設課長のほうでも答弁がございましたが、それらの売払いと一緒に町内事業者3者の見積もり合わせで行なっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、歳出について改めてお伺いをいたします。

職員手当等ということでございまして、こちら超勤の計上がございしますが、コロナに関連した計上だということについては理解をいたしますが、この積算の内容についてお伺いをいたします。

続きまして歳入でございまして。6款諸収入についてでございしますが、選挙不在者投票特別経費ということで、参院選においては8名、町議選においては6名から投票の意思が表明されたということで、その事務を行なうということでございしましたが、この事務というものについて実態をお伺いいたします。いわゆる投票の事務というのはどのようなもので、具体的な投票行為等についてどのように関与等がされたのかという点について、詳細の御答弁を求めるものでございまして。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） まず時間外手当の積算根拠ということでありまして、8月9月時間外手当が多かったということで、実績につきまして現状でいきます今見込んでいる部分については10月分まで支給しているところではあるんですけども、中でも実績として今のところ300万円ほど実績があるということで、今後12月以降支給すべき金額を勘案というか、今後の見込み、先ほど会計年度任用職員の部分で退職もありましたので、そういったところも踏まえた上で時間外手当の今後の見込みをみましてこのような284万7,000円という金額としているところでございまして。

続いて選挙の不在者投票の実態というかやり方ではございしますが、まず入所者の方から選挙の意思の確認をいたしております。そこで投票をしたいという申出がありましたら選挙管理委員会のほうに請求をいたしまして、投票用紙のほう選挙管理委員会のほうから交付いただきまして、ホーム内において通常の選挙事務、いわゆる当日に行なっている投票事務と同じような形で受付があり投票用紙の交付係がいて、立会人おいて投票箱に入れていただくというような形で、通常と同じような流れで投票をしていただいているというような形となっております。選挙に携わっている職員は、いわゆる選挙管理委員会から委嘱された職員として動いておりますので、当然ワッペンというか、通常行なっている選挙事務と同じような流れで行なっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 歳出についてでございしますが、私積算根拠についてお伺いをさせていただきますが、その見込みだということについては当然提案されておりますのでそこは分かるんですが、どういう見込みで計上になっているのか、そちらについて詳細を改めて御答弁を求めるものでございまして。

続きまして6款の諸収入の部分でございまして。こちら通常の投票、選挙における選挙実務と同じようなということで御答弁をいただいたところでございまして。ということであれば、当然のことながらホーム内における有権者の投票先の秘密であったりとか、投票に際して職員等が干渉するというようなことはないということで、実務としてそれは一切ないということで投票先の秘密は守られるし、投票に際して職員等が干渉するって

いうことは一切ないという理解でよろしいのか御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 手当に関しましては、今後、積算根拠としましてはそれぞれ個々につきましては当然給与に基づいて時間外手当というのが算出されておりますので、人それぞれ時間外単価というのは違っているんですけども、積算を見込むに当たって大体月平均でいきますと27万円程度というような形で見込んでいたんですけども、見込んでいたというか今までの傾向からではあったんですけども、今後約1か月40万円程度かかるという見込みで積算した形としております。

歳入の選挙の部分でございますが、議員おっしゃるとおり、そういった面で投票に際して何らかな関与をしているとかそういったことは全く一切ありませんので、それぞれ自由な意思をもって投票できるよう、選挙事務のほう行なっております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 6ページですが、6ページの10節の需用費中ですが、消耗品費で調理室用で31万6,000円ということで説明では使い捨て食器ということなんですけども、業務の効率化も図るということで、この使い捨て食器の内容、どんな紙コップとかそういうことかなと思って聞いてみたけどもその辺を伺いたと思います。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） お答えいたしたいと思います。

使い捨て食器の内容につきましては、丼、いわゆるご飯を食べる容器ですね、丼。あとトレー、小鉢、コップ、コップにつきましては味噌汁を飲んでいただくようなときに使うことで今購入しているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 説明では、要は食事のときのほとんどの食器類がこれに当たるということでよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） お答えします。

食器につきましては、基本的に使われている方はこちらの食器を使って食べていただくというような形なんですけども、全員が使い捨て食器を使えるかと言ったらちょっと使えない方もおまして、使い捨て食器だと軽くて持ちづらいとか、いわゆる食事中になかなか食べるのには難しい方もおられますので、現状でいきますとこの使い捨て食器を使われている方は22人という形となっております。その方に使っているという状況となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第78号

○議長(篠原義彦) 日程第12 議案第78号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 議案第78号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では需用費、電気料の増額及び町債償還金の減額、歳入では、前年度繰越金の確定による増額が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,409万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、10節需用費56万4,000円の増額は、燃料費調整単価の値上がりにより、電気料を増額するものです。

3款1項公債費32万9,000円の減額は、令和3年度借入債の返済据置期間及び利率の確定によるものです。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金129万5,000円の減額は、歳出で説明しました公債費32万9,000円の減額によるものと収支調整による96万6,000円の減額によるものです。

続いて5款1項繰越金、1目1節前年度繰越金153万円の増額は、前年度決算額の確定によるものです。

以上、令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決をいたしました。

◎日程第13 議案第79号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第79号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第79号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では電気料の増額、歳入では前年度繰越金の確定による増額及び消費税還付金の確定による増額が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,571万3,000円とする内容であります。それでは、事項別明細書により説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、22節償還金利子及び割引料14万7,000円の増額は、令和3年度の機器更新により発生した鉄くず売払費の国庫補助金返還額の確定によるものです。

次に、1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費、10節需用費2万3,000円

の増額及び2目処理場管理費、10節需用費136万3,000円の増額は、燃料費調整単価の値上がりにより電気料を増額するものです。

次に、3款1項公債費、1目元金32万円の減額は、令和3年度借入債の返済据置期間が2年に確定したことによるものです。

2目利子13万8,000円の増額は、過年度平準化債の利率及び令和3年度借入債の利率の確定によるものです。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目個別排水処理事業分担金、1節個別排水処理事業受益者分担金44万8,000円の増額は、前年度に浄化槽を設置した納付者全員が分担金を一括納付されたことによるものです。

次に、5款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金380万8,000円の減額は、歳出で説明しました公債費18万2,000円の減額によるものと、収支調整による362万6,000円の減額によるものです。

次に、6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金263万7,000円の増額は、前年度決算額の確定によるものです。

次に、7款諸収入、2項1目1節雑入207万4,000円の増額は、令和3年度確定申告による消費税還付金確定によるものです。

以上、令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第80号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第80号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第80号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では消費税還付による増額、支出では燃料費の増額及び電気料の増額が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は71万7,000円増額補正し、収入の総額を1億4,120万円とするものであります。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は79万8,000円増額、第2項営業費用は8万1,000円を減額し、支出の総額を1億4,120万円とするものであります。

それでは、予算説明書により主なものについて説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の収入ですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金37万6,000円の増額は、収支の調整によるものであります。

4目雑収益34万1,000円の増額は、消費税の還付金が発生したものです。

次に、支出ですが、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、燃料費25万6,000円の増額は、燃料価格高騰による浄水場の暖房用燃料であるA重油と灯油の購入費を増額するものです。

下段の動力費43万2,000円の増額及び2目配水及び給水費の動力費11万円の増額は、燃料費調整単価の値上がりにより、電気料を増額するものです。

続いて、2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱諸費企業債利息8万1,000円の減額は、令和3年度債の借入額及び利率の確定によるものです。

続きまして、1ページにお戻りください。

中段の資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中8,102万5,000円を8,086万7,000円に、7,037万7,000円を7,021万9,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第2項企業債償還金は、令和3年度債の借入額及び利率の確定により15万8,000円減額補正し、支出の総額を1億8,336万8,000円とするものです。

資本的支出の予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を37万6,000円増額補正し1,439万3,000円に改めるものです。

次に、たな卸資産購入限度額。

第5条、予算第13条中825万3,000円を849万7,000円に改めるもので、燃料費の増額によるものです。

以上、令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第81号

○議長（篠原義彦） 日程第15 議案第81号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第81号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収入では上期実績による調整、支出では人事異動等に伴う人件費の調整及び上期実績による材料費、経費の調整等が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を4,500万8,000円減額、第2項医業外収益を75万4,000円減額し、収益の合計を10億8,201万5,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を379万5,000円減額し、費用の合計を11億8,268万4,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を494万2,000円減額し、7億6,956万5,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を13万8,000円減額し578万8,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を36万6,000円減額し1,727万3,000円に、第5号公立病院経営強化の推進に要する経費を25万円減額し268万8,000円とするものです。

たな卸資産の購入限度額。

第5条、予算第13条中1億6,519万7,000円を1億5,650万6,000円に改めるものです。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益を2,557万4,000円、2目外来収益を1,943万4,000円それぞれ減額するものですが、上期の実績を勘案し補正するもので、常勤医師の欠員とコロナウイルス感染拡大による入院患者数減によるものと見込んでおります。

2項医業外収益、2目他会計補助金75万4,000円の減額は、人事異動等による給料、手当の変更に伴う繰入金の調整と、支出で計上しております経営強化プラン策定支援業務の契約執行による残額の調整によるものです。

5ページ、6ページをお開きください。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、3節の報酬を除く1節給料から5節法定福利費合計1,815万8,000円の減額は、人事異動等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

同じく給与費のうち3節報酬1,321万6,000円の増額は、会計年度任用職員の減によるものと常勤医退職に伴う非常勤当直医確保によるものとなっております。

2目材料費、1節薬品費812万2,000円の減額は入院患者数の減少による薬品購入数の減によるものです。

3目経費、3節旅費交通費86万7,000円の増額及び13節賃借料のうちハイヤー借上料136万7,000円の増額は、非常勤当直医の招聘に係る交通費、送迎の増によ

るものです。

4節職員被服費25万2,000円の増額は職員の入退職の増による貸与用被服の調達が増加したことによるもの、7節光熱水費378万円の増額は電気料金の高騰によるもの、13節賃借料のうち在宅酸素濃縮装置借上料154万9,000円の減額及び超音波骨折治療器借上料12万1,000円の増額は当該機器の利用患者の増減によるものです。

15節委託料のうち循環器内科医師派遣96万円の増額は9月からの派遣開始によるもの、生化学検査648万4,000円の増額は新型コロナウイルスの外注検査件数の増加によるものです。

以上、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、まず5ページ、6ページ、支出からお伺いをいたします。

1目給与費、3節報酬、うち出張医といたしまして1,856万円の計上、また13節賃借料、ハイヤー借上料ということでこちら136万7,000円の計上がございます。

続きまして、15節の委託料、こちら循環器内科医師派遣ということで96万円の計上がございますが、こちらそれぞれにおきまして積算の根拠とその必要性、また見込まれる具体的効果等について詳細の御答弁を求めます。

また15節委託料のうち、ホームページ改修ということで1万7,000円の減額提案がございますが、こちら減額の理由と提案に際しましてホームページの現況についてお伺いをいたします。

続きまして、収入でございますが、1款の医業収益、1目入院収益、また2目外来収益と計上がございますが、こちら上期の実績を踏まえ下期へ向けた見込みということでございますが、この見込み額を算定するに当たり具体的にはどのように積算をされたのか、こちら入院、外来それぞれの患者数の動向や見込み数など具体的な御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず報酬、賃借料等々の当直医派遣に要する部分ですけれども、まず報酬、それぞれ関係してくるんですが、常勤医今年度当初4月から2名体制になってしまったというこ

ともございまして、病院の診療体制を維持するためには外部の医師の応援をいただかなければならないというような状況になったところです。そういう状況によりましていろんな手段を講じまして、派遣医師応援をお願いしていたところなんですけれども、北海道地域医療振興財団から短期診療応援という制度がございまして、それらで医師をお願いしたもの、あるいは医師の紹介会社経由で平日の当直プラス翌午前診療というような形で定期的な派遣お願い、出張お願いしている先生を確保したもの、あるいはフリーランスの先生が短期間ではございますが診療応援に来ていただいたもの、あるいは帯広第一病院から当院の状況も鑑みまして、本年4月から月2回ではございますけれども診療応援をいただいた、開始されたということがございまして、年間トータルでは今申し上げた部分でおきますと、延べ204人日、1人1日当たりという単位で勘定しますと204という回数の派遣をいただくというような状況になっております。それに応じまして細かい積算までいきますと一人一人挙げなくてはならない、ちょっと省かせていただきたいとは思いますが、特に平日当直の派遣の医師ですと東京方面から来ていただいている部分もございまして、主に北海道の財団の先生は札幌方面から来ていただいている、第一病院は当然帯広からというようなところもございまして、それらの送迎にハイヤー会社お願いした部分での賃借料の増というような状況になっております。

必要性といたしましては当然のことながら常勤医2名で提供できる医療につきましては限界がございまして、外来もやり透析も見、入院病棟の患者も面倒をみているといった中で、さらに学校健診ですとかコロナウイルスワクチンの接種ですとか、そういうもろもろの業務も入ってきますので、そういった細かい業務、常勤の先生じゃなくてもできるような業務につきましては、外からの先生をお願いしているというような状況でこれまでお願いしてきたところでございます。年度末に向けましても同じような形で派遣医をお願いしていくようなこととなっているところでございます。

循環器内科の医師派遣につきましても同様な形でございまして、先ほどフリーランスの医師がというお話しさせていただきましたが、その先生が循環器内科のもともとの先生で、当初は5月から8月まで来ていただいていたんですが、9月以降もできればというようなお話があったんですけれども、諸般の事情によりその先生は来れなくなったんですが、代わりに国立帯広病院のほうから派遣をいただけるというようなことになりました。原則として月2回というような形で派遣をいただいているところです。通常の診療におきましても循環器疾患、気になるような患者がおりますので、また人工透析実施しておりますから、循環器が専門の分野になってきますので、それぞれのフォローアップといった形で派遣いただいた先生に診てもらおうというようなところでの必要性を感じているところでございます。

続いてホームページの改修ですけれども、秋口に業者を選定しまして契約をして、年度内に完了の予定ではございますけれども、現在の進捗としましては、先日プロのカメラマンの取材によりまして院内の写真撮影、スタッフの写真撮影を行なって、今新たなページの作成を行なっているというような状況でございます。間違いなく年度内、3月までには新たな形での公開ができるのかなとは思っております。ただ現状、

これまで使ってきた形でのホームページというのは当然存在しておりますので、それは今活用しながら、日々提供できる情報を掲載しているというような状況になってございます。

収益の部分でございますけれども、入院、外来とも減少というような見込みになっておりますけれども、情勢としましては当然皆さん御存じかとは思いますが、医師数の減というのはまず大前提としてありますし、コロナウイルス今も波が来ているというような状況ですが、感染拡大による他院との患者のやり取り、そういった部分でも影響を受けているというようなところもございます。そういった上期の状況も勘案しながら、患者数の減というのを、人数というか率で見込んだ部分もございますので、そういった率で見込みまして、年度末へ向けて提案いたしました額の補正が必要ではないかと捉えているところでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、支出についてでございます。

3節の報酬でございますが、出張医について詳細をとということで御答弁を求めましたが、それぞれ個別具体的には求めませんが、大きなくくりといたしまして財団から、また紹介会社から、またフリーランスの短期ということ、こちら循環器内科医師にも関連してくるのかと思料するところでございます。あとは帯広第一病院からということでございますので、この大きなくくりの中でそれぞれ積算の総額で結構でございますのでお伺いをいたします。それぞれのくくりにおいくら支払われる、どのように按分されるのかという件でございます。

続きまして、収入に移ります。

こちら患者数ではなく率で見込んだということでございますので、その率についても御答弁を求めるものでございます。当初の見込みに際して上期実績を踏まえ、下期においてどのような率を、どのような計算式等によって算出された額なのかという点について、具体的に御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本病院事務長答弁からとします。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず出張医の報酬の部分ですけれども、先ほど説明しました大きなくくりという部分でいきますと、地域医療振興財団のドクターにつきましては大体1回当たり3泊4日という形での出張をいただいているんですけれども、その3泊4日で51万円。東京からの平日の定期非常勤の1泊2日の先生ですけれども、1回その1泊2日で14万円。第一病院からの出張派遣につきましては1泊2日になるんですけれども、1泊2日で20万1,500円。フリーランスのドクターにつきましては、日中の外来の部分でのお手伝いがメインだったんですけれども、午前、午後で区分しまして1回1コマ当たり5万円と

ということをお願いしていたところですが、循環器内科委託料のほうになりますけれども、それにつきましては1回当たり8万円ということで病院間で契約をしているというような状況になっております。

減収の部分の見込みの部分でございますけれども、上期の患者数、収益の減収の状況を勘案しまして年度末まで当初からの見込みで7%ほどの減少ということで見込んでいような状況になっております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは収入について改めてお伺いをいたします。

こちら7%程度の減少という想定だということでございます。これらその目標値を達成できない、いわゆる減収となるという理由といたしまして、これまでの中で御答弁をいただいていた中で、例えば医師数、プラン、医療従事者数、またホームページ、このコロナの収束等々いろんなことが考えられるんですが、この本町の町国保病院はどのような要件を満たせば本来の予定どおりの病院運営というものになるのか、改めてこの提案に際しましてこの下期の見込みが示されたわけでございますから、当該年度においてどのような要件を満たせばよろしいのかお伺いいたします。例えば医師数においては、常勤医師は少ないですけれどもただいま御説明いただいたとおり、非常勤医師については千万単位のお金をかけて確保に向けているということでございますから、例えば常勤医師を補うために非常勤医師があつたらぬと、そういった具体的な想定というのは当然のことながらなされているものであると思料するところでございますので、具体的答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

収益減収というような状況で提案させていただいて、御指摘のとおりこのような運営状況ではちょっと計画との乖離というところでも大きいのかなと捉えているところですが、じゃあ計画達成するためにはっていうのが前提の部分ですけれども、何とも難しい部分はございますが、まずは先ほどから申し上げましたとおり、常勤医の確保という部分でのところが必要かとは思っております。幸いにも今年度9月に1人、新たな先生を確保することができて、多少ではございますけれども、9月以降の入院、外来のほうでの収益については多少の改善の部分が見られているところもございますので、非常勤のドクター頼んではおりますけれども、常勤の医師と、ちょっと、何ていうか、患者の受療動向っていうような部分もありますけれども、やっぱり常勤の先生に診てもらうというような傾向がございますので、そういったことも鑑みて非常勤の先生には、主に財団ですけれども、財団の先生には特段外来のコマを持ってもらうというところまではしていないところです。そういった中ですので、とりあえず常勤の先生を確保して、一定程度の外来のコマ数を運用し、患者数を適宜割り当てるといふか確保していくということがまずは必要ではないかと考えております。

また、入院病棟のほうにおきましては、現在も夜勤専従のパート職員ですとか、時々派遣看護師とかをお願いして人員の確保に当たっておりますけれども、そういった看護

スタッフ確保した上で滞りなく病棟をまわせることができるというような状況にならないとちょっと厳しい部分があるのかなと考えております。

また先日御報告させていただきましたが、現在病棟内でコロナのクラスターというような状況もございまして、そういう不測の事態が起きますと影響がかなりありますので、そういったことをできる限り起こさないような感染対策体制、今不十分なのかと言われましたらクラスターが起こったという時点で不十分なのではないかという御指摘はあるのかなとは思いますが、拡大をさせない、あるいは今後起こさせないというような感染対策を十分に取った上で、患者の確保にしていかなければならないのかなと思っております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決をいたしました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日12月7日から12日までの6日間は休会であります。12月13日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は本日から12月8日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時57分）

令和4年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

令和4年12月13日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

（午前中 3番 丑若浩行）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書、以上1件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

9番高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました農福連携の推進についてお伺いします。

農林水産省では、厚生労働省と連携をして、農業、農村の課題である農業労働の確保、荒廃農地の解消など、福祉における障がいのある人の課題である、障がいのある人の就労先の確保、工賃の引き上げなどを求めて、障がいのある人たちが持てる力を発揮し、それぞれの特性を生かした農業生産活動に参画できるように、農福連携の取組を推進しています。

既に全国的に様々な形で取り組まれています、まだまだ認知度が低いこともあり、官民挙げて推進していく必要があると訴えています。農業のまち本別、福祉のまち本別として、農福連携を取り組み、推進していくべきと思います。

既に本別町においては、一部継続支援B型事業所では個人の農家の好意により、出作業の委託契約、農産物の共同販売などの自主的農福連携を行なっていますが、事業所や農家の中にはさらなる取組を望む声があります。しかし、委託契約などは、その条件を調整することが難しい面もあり、行政、農協、事業者等で協議をし、取り組んでいくことが推進につながっていくのではと思いますが、考え方をお伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 高橋議員より御質問のありました、農福連携の推進について答弁をさせていただきます。

本町では、平成28年度から農福商連携事業として、障がいのある方が町内で働き、町内で安心して暮らしていくことができるよう、新たな就労の場を確保するための取組を進めております。

平成28年度から平成29年度の2年にかけて、障がいのある方が農業分野で働くことができるかどうかを検証するため、町内の就労継続支援B型事業所2か所の協力を得て、カラートマト、加工用トマトの栽培と加工を行なう実証実験を行なってきたところでありまして、平成30年度からは、平成29年度に採用いたしました地域おこし協力隊がコーディネーターとなり、農家と事業所のマッチングに取り組むなど、出面作業による農福商連携事業が形成されてきました。

その後は、事業所と農家が直接請負契約を結び取組を進めてきており、令和元年度に3戸だった契約が、令和2年、3年度には5戸へと増加するなど、障がい者支援や障がい者就労につきましては一定の理解、評価を得ているところではありますが、農福商連携事業を実施している事業所におきましては、ジョブコーチの配置や利用者人数等の理由から、契約農家を増やすことが現状として難しい状況にあります。

今後の取組といたしましては、農業以外の商工業などにも障がいのある方が就労の場や機会を広げていけるよう、新たなジョブコーチの育成を進め、改めて農福商連携会議を開催するなど、関係機関、関係部局との連携を図りながら事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 障がいのある方の就労の確保については、今、御答弁のとおり、農業だけでなく商工業ということもありますが、しかし、障がいのある方々が、先ほど言いましたように、元気というか、生産活動として広く携われるのは、これは農林水産省何かでも厚生労働省も言っていますが、農業と障がいのある方の、いわゆる農福連携というのが大変大事だということを、改めて令和2年にも方針を出しています。

私も農業と障がいのある方の農福連携というものが大変大事だと思っていますし、今、御答弁のように、本別の中でも今日進められてきましたし、また、その答弁の中でもあったように全国的にも進められていますが、農業者と障がいのある方のマッチングがなかなか思うようにいかないという課題があることも事実です。しかし、その課題を克服していくということが、私は農福連携にとって大事だと思いますし、特に、先ほど申し上げましたが、農業のまち、福祉のまちの本別として、やはり可能性のある農福連携というのを強く思っていますが、例えば、私なりに思っています農業のまち、さらには福祉のまちである幕別町では、町と町内農協者とが会をつくりまして、ゆとりある

21 推進協議会というのをつくって農福連携を進めています。それは、先ほど言いましたように、いろいろな課題を克服していくには、御指摘の農業者と障がい者の事業者だけでは、やはりなかなか進まない。全国的にも、やはり何としてもそこには農協が核になることが大事ではないかという指摘もされています。

したがって、私は今言いましたように、町、農協、事業者等で、例えば協議会をつくるなりして、さらに一歩進んでいくことが大事だと思っていますし、また、本別町の事業所にとりましては、中札内の特別支援学校を卒業して通所されている方もおりますし、そういう意味では、事業所によってはもう少しこの農福連携を進めることができなのかという、委託先があったらいいのになという、そういう希望も持っていますので、私はその辺を受け止めて、さらに取組を推進していくべきと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 高橋議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、本別町は福祉のまち、そして基幹産業は農業でございます。そういった観点から、就労継続支援B型におきましても、農福連携は私は大切なことだと思っておりますし、それをしっかりと推進していくべきだと思っております。

先ほども答弁させていただきましたが、本町につきましては平成28年度からこの事業を進め、そして全道的に本町の取扱いがすばらしいというところで、今その先端を走っているのかなと自負しているところでございます。

私も就労継続支援B型につきましては、体力や年齢などの面におきまして、雇用契約を結んで働くことが困難な方が軽作業などの就労訓練を行なうことができる福祉サービスだろうと、そういうことで捉えてございます。そして、作業の対価であります工賃を受けながら、それぞれ自身のペースで働くことができる事業とも捉えているところでございます。

したがって、先ほども申し上げましたが、事業所と雇用する側の双方が、それぞれのマッチングが必要かと思っております。そういった観点で、そこを取り巻く環境を町、そしてJA、それから各事業所、この3者で協議を進めていくことが大切であろうと考えておりますので、今後につきましても協議会を再開をしながら、その点を詰めていきたいと思っております。

一方、先ほども申し上げましたが、農福連携に限らず、障がい者それぞれ、また事業所が求めるそういった支援につきましても考えていかなければならないという観点もありますので、農福連携も含め、商工など幅広い就労支援の在り方について、関係機関と協議を進めてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 障がいのある人たちが、この町に多く住んで生活をしています。

過去には、例えば今のつつじの園ができた頃には、障がいのある方が在宅でおられて、つつじの園ができたことによって、これでうちの息子の行くところできたという声がありましたから、その後いろいろな取組の中で、現在では3つの作業所や、さらにはグループホームなどができまして、多くの障がいのある人たちが住んでいます。

例えば私も障がいの息子を持つ親として、よく障がいのある親として議論になることは、親亡き後どうなるのだろうということがあります。それは、やはり生活をしていく上で雇用の確保ということがなければ、なかなか親が亡き後に障がいのある人が一人で生活をして、例えば施設に入っても生活をしていくという意味では大変だと思います。

したがって、障がいのある人たちが今後もこの町で住んでいくためには、何としても雇用の確保ということ、あるいは工賃の引上げとかということが大事と思うわけですが、今お話にありましたように、農業だけではなく幅広くということですから、それはそれとして受け止めることができますけれども、ただ、やはり私も全国的に農福連携が、推進を国が求めているということは、農業というのは非常に、本別町は基幹産業ですから、非常に雇用を受け入れることができる幅があると思います。ただ、言われているように、そう簡単に、では雇用できるかということではないのは、これは全国的にもそういうことになっていますから知っていますが、そういう意味では、今言われた見解も含めてありますけれども、改めて、障がいのある人たちがこの町で住んでいけるためにも、私は農福連携というものが非常に重要で、要となるものではないかと思っていますが、改めて考え方を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、障がいのある方がこの町で安心して安全に暮らしていくためには、やはりその町で雇用がしっかりと定着をしていかなければ生活も成り立っていかないことから、私もそう捉えているところでございます。

今、農福連携のことを議員のほうでお伺いいたしましたけれども、実は、契約農家数も令和3年度は5戸に増えました。しかしながら事業者のほうから見れば、これ以上の契約等については、今の人数では大変厳しい状況にあると、そういうお話も伺っているところでございます。そういった観点から、作業体系がどうなのか、そしてそこで働く時間帯がどうであるのか、それらをまとめながら、先ほども申し上げましたが町、そしてJA、各関係事業所が一体となりました協議を今後、再開をしてまいりたい、そう考えておりますので、その協議会の場で論議を十分重ねながら、よりよい方向性を見出して進めてまいりたいと考えているところでございます。

私も先ほど言いましたが、やはり本別町は基幹産業は農業であります。農業と福祉が一体したまちづくり、これは私の目指すまちづくりでもありますので、この部分につきましてはしっかりと推進してまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○9番（高橋利勝） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次に、2番加藤議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をさせていただきます。

なお、一問一答細目方式はなしです。

町国保病院の運営と医師確保の現状と今後について。

日頃より地域に根ざした医療を目指し、地域住民の健康と命を守るため、献身的に努力されている医師と職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

町国保病院では、9月から常勤医師3名による診療体制となりましたが、常勤医師確保の現状と早期退職に至らないための方策及び今後の医師確保の取組と病院運営について伺います。

4月からこれまで常勤医師2名での診療体制が、9月1日から人材紹介会社を通じ紹介のあった医師を採用して、現在の3名による診療体制になりました。町長は、本年度の町政執行方針で常勤医師確保を最優先に、非常勤医師も活用しながら診療提供体制の維持に努めると述べられています。しかし、これまでの対応については弱いと考えています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後の医師確保をどのように進めていくのか、具体的な取組と見通しについて伺います。

また、これまでの常勤医師の退職理由が個人的な事情と報告されていますが、比較的短期で退職した医師もいます。町民のかかりつけ医として、長期間勤めてもらうことにより、町民の安心にもつながると思います。早期退職に至らないために、今後どのような方策を考えているのか伺います。

病院運営については、常勤医師は4名体制が望ましいと、院内での共通認識があると示されました。今後の地域包括ケアシステムの中で、訪問診療や訪問看護も視野に入れながら、町民が安心して地域で暮らし続けられるような役割が求められる中、4名の常勤医で対応は可能なのか伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員より質問のありました、町国保病院運営と医師確保の現状と今後について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今後の医師確保の取組と見通しについてであります。医師確保の取組につきましては、かつてのような大学医局からの常勤医師派遣が困難な状況であることから、現在、民間の人材紹介会社10社と契約をし、医師の求人情報サイトへの情報の掲載や、会社からの転職希望医師の情報収集を行なっているところであります。いただいた情報から、専門領域等で当院に合致する医師に対しては積極的に当院の情報を提供し、その中から一部の医師が現地見学に訪れております。本年度におきましては6月、7月、9月にそれぞれ1名の医師が現地見学に訪れ、うち1名が採用に至り、残

り2名は残念ながら辞退をされております。

今後につきましても、人材紹介会社の活用を中心に情報収集を行ない、転職希望医師に積極的にアプローチしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の常勤医師に長く勤めていただくための取組であります。働きたいと思える環境を整えることが第一と考えております。では、働きたい環境とは何ですか。個人差もあるとは思いますが、一つは住むところ、一つは自分が考える診療が行なえるかというところかと思えます。住まいに関しましては、病院移転新築時におきまして、隣接地に医師住宅を整備しております。それ以降、入れ替わりの際には清掃と設備の点検を行ない、新たに入居される先生の希望もお伺いしながら、一部改修も行なっているところであります。診療につきましては、各先生の専門分野に応じて、備品の整備や外来診療枠の整理を行なっているところであります。

今後につきましては、住居は築年数が20年以上経過しておりますので、細部の不具合を確認しながら維持、補修を行ない、できる限り住みよい環境を整えていきたいと考えております。また、診療につきましては、各医師の希望を伺いつつ、患者の動向と経営環境も考慮しながら診療枠の整備等を行なってまいりたいと考えています。

3点目の、医師を4名体制とすることについてであります。町民が安心して暮らし続けるために医療サービスにおいて重要なことは、まず、外来診療が受けられることだと考えます。外来診療が適切に受けられるかどうかは医師の数によるところが大きいので、人数が多いことにこしたことはありません。

また、議員御指摘のとおり、地域包括ケアシステムでは、訪問診療や訪問看護の提供は重要な点であります。一方で、今後の人口や患者数の動向、経営状況の見込みを考慮すると、やみくもに多数の医師を採用することも難しいところでもありますので、それらを考慮した結果、現体制におきましては4名が望ましいとの認識に至っているところであります。

外来、入院患者と在宅医療を並行して提供するためには、医師の役割分担やIT技術の活用も必要と考えます。役割分担の中で足りない部分があれば、非常勤医師の活用により補い、在宅医療ではインターネットを活用したオンライン診療の導入等を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 町長から答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

医師確保の取組ですけれども、ホームページや人材紹介会社、法人等を通じた求人活動をしているということですが、なかなか医大等からの医師派遣は難しいということもございますけれども、各関係機関、各医大の医師など、また、当医院の医師などのあらゆるネットワークを使用して、積極的に出向いて求人活動をする、行動することが必要だと思います。大学医局の教授等も積極的な働きかけと、また円満で良好な関

係の構築などが必要だと思います。ここは町長が出向いていくところではないかと考えております。

そのほか、本別町や病院を知ってもらうことでは、各医大からの研修医の受入れや、医学部学生の研修の受入れなども積極的に受け入れることも方策の一つと考えます。

国保病院が進めるかかりつけ医に関しては、ちょっとした体の不調や心配な部分を見てもらう、普段から体の調子をチェックしてくれて、必要なときに大きな病院への紹介状を書いてくれるかかりつけ医の存在が、これからはますます重要になります。現在、プライマリーケアの実践している医師と総合内科医が献身的に頑張っていますが、負担軽減を図るためにも早急に常勤医師の確保が必要と考えます。

また、縁あって本町に来ていただいた医師のキャリアプランを十分に尊重し、先ほど町長が述べておりましたけれども、いろいろな診療科目も含めてですけれども、病院関係者、関係団体などが中心となり、町全体で来てくれた医師を大切に育てていく、そういう取組も必要だと考えます。

病院運営では、全国的に半数以上が赤字経営の公立病院ですが、赤字経営の具体的な経営改善方策の検討が必要です。また、2025年からスタートを予定している医師の働き方改革をはじめ、地域連携室の機能拡充と地域包括ケアシステムを充実していくためにも、常勤医師4名体制では個々の医師への負担が重いのではないかと考えます。見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の札幌医大の医局へのつながりだろうと思いますが、積極的に出向いて医師を確保すべきだという議員の言葉、そのとおりだと思います。私もただ本別町にいるのみではありませんので、病院の一条院長先生、そして松本事務局長を連れて、札幌医大の医局にも顔を出して積極的にお願ひしているところでもありますので、この辺につきましては御理解を賜りたいなと思ってございます。

そういった様々なことをやりながらも、今、地方自治体にはなかなかお医者さんが来てくれない、そういう環境にあることも事実でございます。

4名体制の部分でございますが、やはり現段階においては、私は4名体制が望ましいだろうと捉えているところでございます。それは経営の形態もありますが、経営状況、町民の皆さんからも御心配いただいておりますとおり、町の一般財源から町国保病院へ多額の繰出金を出してございますので、それらの点も十分に考慮しながら、なるべく赤字を減らしていくというところの観点から立ちますと、人件費をこれ以上高い率に持っていくことは不可能であろうと私は考えるところでございます。そういった観点から今、病院の改革プランを策定しておりますので、そちらを出た結果次第で、診療体制をどうするのか、さらに今後の病院の経営の在り方について最終判断をし、町民の皆さんにお示しをしていきたい、そういうところで今、進んでいるところでございます。

医師の部分につきましては、今後も様々な方策を取りながら本別町に来ていただける医師を探してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いをしますのでございます。

議員おっしゃるとおり、9月に内科医を1名迎えることができました。以降、外来の内科につきましては、診察される方も増えている状況にあります。ただ、今回新型コロナウイルスのクラスターが発生してございますので、今後受診者がどう推移していくのか懸念しているところでございますが、病院の職員の接遇も含めて、改善すべき点は改善をし、町民の皆さんから信頼される病院運営に努めてまいりたいと、そう考えているところでございます。

特に今、議員から医師の確保についての御質問が中心でありますので、そちらのほうで若干答弁をさせていただきますと、医師の確保につきましては、先ほども言いましたが当院病院に限らず、地方自治体にとって誠に厳しい状況ではあります。各医療機関、そしてあるいは人材紹介機関からの情報提供をいただく中で、必要数の医師を確保してまいりたいと考えてございます。

また、一方で医師の確保に当たりましては、その要件の一つが、その町の病院や医師に対する町民の皆さんの熱意とお聞きしたこともございます。病院運営に批判的な地域や町、そして理解が得られない病院にはお医者さんは来てくれない、そう私も認識しているところでございます。信頼される病院運営に努めながら、温かみのある受入体制をつくり上げていくことが最善の医師の確保の方策と捉えておりますので、この点につきましても、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願いするものでございます。

いずれにいたしましても、様々な方策をもって今の診療体制に必要な医師の確保に、今後も積極的に努めてまいりたいと、そう考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 再質問いたします。

医師確保の取組はどの公立病院も苦慮をしていますが、今言われたとおり全力で取り組む必要があります。

また、病院運営ではあらゆる経営改善の方策に取り組み、赤字解消に向けて、公立病院でも黒字化に成功しているところもあります。例を挙げると、ある病院では京セラの元名誉会長が見出したアメーバ経営、これは組織全体をアメーバのように小さな組織に分割した手法で経営するなどの導入を検討しているところもあります。また、インセンティブ手当、これは出来高や実績に応じた手当を導入する、そういうことで成功している例もあります。それぞれメリット、デメリットがありますので、病院に合った方策を検討する必要があります。これは、いずれも職員の発案によって成し遂げられている経営改善方策ということでございます。

今後、本別町においても高齢者などが病気治療を終えて退院となったとき、本人の希

望と家族の理解と協力が得られれば、住み慣れた自宅で生活したいというニーズが多くなると考えます。地域包括ケアシステムは、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合い、地域の実情に合ったそれぞれの支援体制の構築を目指すものだと考えます。このため、町国保病院の地域連携室が中心となって訪問医療、訪問看護、訪問介護、訪問リハ、ケアマネ、歯科医師、社協ヘルパー、地域ボランティアなど、それらをチームとして支援していく、そのようなことが求められてくると考えます。なので、常勤医師4人体制では非常に対応が困難ではないだろうかと考えます。町民が、生涯この町で安心して暮らし続けられるように、近未来的には在宅での、みとりまでを担う町国保病院となるよう検討していく考えはないか伺います。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地域包括ケア体制構築のために、病院中心とまでは言い切れるかどうかあれなのですけれども、病院プラス介護、福祉の事業所それぞれ連携し、また、地域にあるクリニック等々とも連携した上で包括ケア体制を構築していかなければならないかとは思いますが。

その中で今、医師確保の部分からの観点から申し上げますと、議員おっしゃるには4人では足りないのではないかというようなお話ありましたがけれども、先ほど町長からも答弁ありましたように、経営状況を見無視していけば、もう医者が5人でも10人でもたくさんいれば、それだけサービスを提供する幅が広がるということにはなるかとは思いますが、患者数の動向、人口動向、そういったものを見極めながら、経営の状況も考えた上で、今のところは4人体制が適当ではないかと捉えているところでございます。

ただその中で、例えば地域の住民の暮らしを支えるためには通常の診療だけではない部分、今日高校生来ておりますけれども、児童生徒の健診といった部分とかでのサービスの提供ということもしていかなければなりません。そういった公衆衛生活動も考慮した中で、例えば常勤医で足りない部分につきましては短期の診療支援をいただいて、いわば常勤医でなくてもできる部分のサービスについては、そういう外部医師の応援をいただきながらサービスを提供していくことで、経営面も考えた上でのサービス提供体制の確保になるのではないかと考えておりますので、御理解いただきたいかと思っております。

以上、答弁とします。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次に、11番柏崎秀行議員。

○11番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。

まちづくり懇談会の成果と新年度予算編成について。

要旨です。

対話を重ね、思いを一つにを基本理念とし挙げている佐々木町長が開催したまちづくり懇談会は、6会場で延べ93人の町民の皆さんが参加し、活発な意見交換が行なわれました。その様子は広報11月号にて紹介されていますが、町民の皆さんの意見を受け止め、心を合わせたまちづくりを進めるための新年度予算編成につなげるべきと考えますが、以下について伺います。

1、まちづくり懇談会の成果について。

①です。コロナ禍での開催となりましたが、年代や性別、参加者層など、参加者全体に関する受け止めと、印象に残った町民からの貴重な意見は何かについて伺います。

②です。町長と膝を交えた懇談を期待していたという声も聞かれました。町民が参加しやすいスタイルであったか伺います。

③です。懇談会は多くの職員、特に若手の職員が出席していました。懇談会后、職員との情報共有や意見交換など、よいまちづくりを進めるための一助となったのか伺います。

2番です。新年度予算編成と重点事業について。

①です。まちづくり懇談会は、町民の皆さんの意見を町政に反映するために開催したと考えます。懇談会開催後、特に新年度予算に反映するべきと考えた事項は何か伺います。

②です。町長が就任後、初の本格予算となる新年度予算編成において、基本的な考え方と重点事業、施策は何かについて伺います。

③です。行財政改革推進計画に基づいた役場組織機構の見直しを令和5年度いつからスタートさせ、いつ町民に周知を行なうのかについて伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の、まちづくり懇談会の成果と新年度予算編成についての御質問に答弁させていただきます。

まず、1点目のまちづくり懇談会の成果についてであります。

①の参加者の性別や年代層についてであります。参加者93名中、男性が74名、女性が19名で、年代別にいきますと30代が3名、40代が11名、50代が12名、60代が22名、70代が37名、80代が8名で、年代層でいきますと、60歳以上の方の割合が72%と、高い年齢層の参加が多かった状況にあります。

また、町民の方々からの意見で印象に残ったものとしたしましては、広報ほんべつ11月号でも紹介させていただいておりますが、魅力ある本別公園づくりの推進や若い方の就労場の確保、新規就農者への支援、物価高騰への支援、地元温泉施設へのニーズなどがありました。

次に、②の町民が参加しやすいスタイルであったかについてであります。今回の開

催におきましては、町民皆さんの意見をまちづくりに生かす機会として、幅広い地域住民の方々に参加いただくため、町内各自治会を6地区に分けて開催したところでありますが、先ほども述べましたとおり、若い年代層の方々がなかなか参加いただけない状況ではありました。今後におきましては、今回の状況を踏まえながら、各青年部の団体やサークル等との意見交換の場を増やしていくなど、より多くの住民の方々との対話を重ね、町民の皆さんの思いを町政運営に反映していくための機会をつくってまいりたいと考えております。

次に、③の職員との情報共有、意見交換についてであります。会議復命を各課に配布をし、内容を確認できるようにするとともに、課長等会議におきまして出された意見等の情報共有を図ってきております。また、同行した若手職員からは、それぞれ復命により感じたこと、まちづくりへの思いなどを提出してもらい、その内容を確認したところでもあり、今後、若い職員の思い等を踏まえ、必要に応じて意見交換等も順次実施してまいりたい、そう考えてございます。

次に、2点目の新年度予算編成と重点事業についてであります。①の特に新年度予算に反映すべきと考えた事項についてであります。先ほどお答えしました御意見のとおり、参加いただいた町民の皆様からは、すぐに手がけなければならないこと、また、中長期的なまちづくりに関することなど様々な意見をいただきました。

その中でも、令和5年度予算につきましては、住民生活に直結する事業として、衛生環境の整備や歩道縁石の補修事業などに取り組むとともに、これまで同様、就労や新規就農対策に資する施策、また、本別公園の魅力についても御意見をいただきましたので、本別公園のさらなる整備について推進していくべきものと考えております。

次に、②の重点事業、施策についてであります。行政報告させていただいたとおり、基本的には第7期本別町総合計画に基づいた、地域活力を維持する取組を着実に推進するための予算編成とすることを指示したところであります。

重点施策といたしましては、本年度も取り組んでおります教育環境の充実につきまして、さらに推進させ、また、現在、町民の方で組織する本別町介護施設等検討ワーキンググループで論議されております老人ホームの建て替え構想につきまして、ワーキンググループからいただく御意見を基に、令和5年度の早い時期には今後の老人ホームの在り方等についてお示しをしていきたいと考えております。

次に、③の役場組織機構の見直しについてであります。これからのまちづくりについて積極的に推進する課の新設や、町民の皆さんに分かりやすい組織体系に向け、現在、令和5年4月1日から新しい体制で業務を行なえるよう準備を進めているところであります。

なお、町民周知につきましては、関係条例の改正を1月の臨時会において提案させていただき、広報ほんべつ3月号や町ホームページなどで周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 何点か再質問させていただきます。

1のまちづくり懇談会についてです。年代は高齢者の方が多かった、若い方は今後、青年部やサークルへと声かけて出やすくしていただくということだとお聞きしました。

1点だけ聞かせていただきます。3番の部分です。今後、意見交換もということですが、今回、若手職員を帯同させた町長の思いというか、目的は何か伺いたいと思います。

2番です。①について、住民生活に直結する事業、衛生環境の整備や歩道縁石の補修など挙げておられました。具体的にどんな事業なのか、お伺いしたいと思います。

また、本別公園のさらなる整備、これは中長期的なことになる事業とは考えますが、そちらのプランをお伺いしたいと思います。

2番です。教育環境の充実ということですが、具体的な内容お伺いしたいと思います。

また、老人ホームの在り方については、お示ししていくということですので、具体的なスケジュール何かをお伺いしたいと思います。

私もまちづくり懇談会には出席させていただきました。その中で、防災機能の強化として、消防庁舎の移転について話されていました。こちらも何か決定いたしていること、方向性について何かありましたら、お伺いしたいと思います。

3番です。機構改革、来年の4月1日からですか、新しい体制ということですが、こちらにする必要性、それとメリットをお伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 柏崎議員の再質問について、答弁をさせていただきます。何点かありましたので、もし漏れていれば再々答弁をお願いするところでございます。

まず、1点目でございますが、まちづくり懇談会、高齢者の方々が多かったというところでございますが、実際そのような形で、93名中7割を超す方が高齢者でありました。今後につきましては、1回目の答弁でも申し上げましたが、農協、それに商工会等々の青年部の皆さん、そして各種サークル、団体の皆さん等々との懇談会を今後重ねてまいりたい、そう思っているところでございます。

2点目であります、この懇談会に役場の若手職員の同行をさせた件でございます。今回の懇談会につきましては、地域のそれぞれの願いや思い、そして意見を直接若手職員が聞くことによって、行政側と住民側の思いの違いを直接肌で感じていただき、課題解

決に向けた意識の醸成を図ることを目的として若手職員を同行させていただきました。懇談会終了後におきまして、これも先ほど答弁させていただきましたが、様々な復命により、その結果をお聞きしたところでございます。若手職員の声といたしましては、町民と行政の間の認識の違いを実感したと。この貴重な経験を基に、町民目線での課題解決に取り組み、視野を広く持ちながら、本別に貢献できるよう努めていきたいなど、多くの意見が寄せられたところでありまして、私も大変意義ある懇談会であったと総括しているところでございます。また、今回参加いただいた若手職員からは、今後のこういった懇談会等の機会にぜひ参加をしたいという強い意向を示しておりますことから、この部分につきましては継続した取組とさせていただきたいと思っているところでございます。

次に、3点目の本別公園のプランでございます。本別公園の環境整備につきましては、私の公約の重要な部分でもございますが、まず観光客の入り込み増を図りながら、町なかに経済活性化をもたらすという観点で本別公園の整備に努めてまいっているところでございます。令和4年度におきましては、皆さんも御承知のとおりトレーラー型のシャワーの設置、そして大型遊具の更新等々を進めてまいったところでございますが、令和5年度におきましては、遊具の更新はもとより、周辺環境の整備ということで、静山研修センターの解体も視野に、今、検討を進めているところでございます。

続きまして、衛生環境の整備でございますが、この点につきましても、町民懇談会の席上で公衆トイレ等々の設置、新設について強い要望がございましたので、それらを総合的に勘案をし、令和5年度建設に向け、今、各原課に指示を与えているところでございます。今後、建設費の試算がどうなのか、そこを原課から取り寄せをし、最終的に判断をしてみたいと思っているところでございます。

続きまして、教育環境の充実の件についてでございます。これも私の重要な公約の一つでありまして、教育環境の整備は、将来を担う本別の子どもたちが健やかにこの町で育ち、そして未来に向かって羽ばたいていく、そのような環境をしっかりと充実をさせてまいりたい、そう考えているところでございます。

令和4年度におきましても、中学校における35人学級の導入をスタートさせたところでもございます。令和5年度につきましても、現在、検討している部分といたしましては、まず中学校の35人学級につきましても、次年度、第1学年が35人を超えることから、新たに1名の教員の増員を今、検討しているところでございます。これらの部分につきましては、年明けの新年度の予算に反映すべく、今、作業を進めておりますので、また議会にもお諮りをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、中学校のみならず、学びの環境を整えるために、小学校においてエアコンの設置を、今、検討しているところでございます。異常気象により、夏場は大変高い気温が続く中で、今、児童生徒は学びを進めておりますが、これらの環境を改善をしてみたい、そう考えているところでもございます。これらの部分につきましては、3月の議

会の場におきまして予算提案をしていただきたいと思いますので、そのときに具体的な説明をさせていただきたい、そう思っているところでございます。

続きまして、老人ホームの在り方、具体的なスケジュールというところでございますが、老人ホームの改築に当たりましては、先ほども答弁させていただきましたが、町民ワーキンググループ、それから経営検討者会議、二本立てで、今、検討を願っているところでございます。様々な観点から論議を進めてもらっているところでございますが、スケジュール等につきましては、令和5年度から7年度にかけて基本設計、そして実施設計、施工等を行ない、令和8年度中には供用を開始したいと、そういう予定で、今、進めているところでございます。いずれにいたしましても、介護と医療が連携し、利用者にとって最善の生活の場となるよう努めてまいり所存でありますので、御理解をいただきたいと思います、そう思っているところでございます。

次に、消防庁舎の移転等についての御質問でございますが、議員も御存じのとおり、今の消防庁舎につきましては、大規模な水害が発生したときに水浸危険区域に指定されているところでもございます。いざというときの大きな災害に備えるため、また、本町におきましては大規模な避難所を有しておりませんから、避難所を兼ねた消防庁舎の移転改築について、今、原課に検討を進めるよう指示をしているところでございます。具体的なスケジュール等につきましてはまだ決定はしてございませんが、様々な観点から今の消防庁舎の在り方、そして住民の皆さんが安心して安全な避難路を確保しつつ避難所を設置するためにはどういった施設がいいのか、それを検討するための論議をスタートさせたところでございます。それらの部分が煮詰まり次第、また議員の皆さんにもしっかりと説明をしてまいりたいと考えておりますが、今、そういったところで進めているところでございます。

機構改革の点につきましては、これもさきの答弁で御説明を申し上げたところでございますが、時代に沿った、そして住民ニーズに沿った組織体制が必要と感じているところでございます。例えばデジタル化等々新しい分野、そして、さらにはふるさと納税の拡大を目指しておりますが、どういった視点で拡大をしていくのか、再度検討をする必要があるだろうと。また、企画と財政の部分をどのようにつなげていくのか、様々な今、課題が組織でもあるだろうと、今、認識しているところであります、これらを総合的に見直しを行ないながら、町民の皆さんが分かりやすく、そして町側にとっても組織がスムーズに動ける体制づくりが必要という判断の基、令和5年4月1日に全面的に組織の見直し、機構改革をしてまいりたい、そう考えているところでございます。今、各課及び理事者等と協議を重ねているところでございますが、最終的に1月の臨時会にて皆さん方に案を提示をしながら、令和5年度4月1日スタートに向け、今、検討を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたが、職員の人数が少ない中で効率的に行政運営をしていくためには、やはり組織の運営も時代のニーズ、そして住民のニ

ズに沿った組織でなければならないと思っておりますので、この辺を着目しながら組織改革を進めてまいりたい、そして機構改革を進めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れがありましたら、また再質問をお願いしたいと存じます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 町長の答弁から、何点か新しいといえますか、この場で静山の解体、そして小学校のエアコンと、子どもが喜ぶ顔が見えます。

そういった中で町長も今回、初となる本格予算と述べました。町の中からは、1年たって何も変わってないじゃないかと、町長に寄せられる声を聞いているかもしれません。そういった中で町長御自身として、これだけの総合計画に基づいた新年度予算編成、再度どう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 柏崎議員の再々質問について、お答えをさせていただきます。

1年たっても何も変わっていないとの町民の皆さんの声もあるという御指摘でございますが、町政の見える化につきましては、私自身の情報発信が不足しているものと反省しているところでもございますが、町長に就任して以来、公約であります43の取組項目を着実に進めているところと私は自負しているところでございます。

その一端を申し上げますと、農協と連携した農業者への各種支援の実施、そしてコロナ禍における本町独自の支援対策の実施、また、先ほども述べましたが、本別公園一体の観光拠点づくり事業の着手、特別養護老人ホームの改築に向けた事業の着手、起業家と支援事業の拡充及び移住定住促進事業の創設、さらにはまちなか何でも相談所&居場所の新設、出産祝い金の創設、先ほどからも出ていますが、中学校における35人学級の導入、さらには消防庁舎の移転新築に向けた計画づくりに着手するなど、本別町の未来を見据えたまちづくりをしっかりと進めてきたところでございます。

また、私の基本理念であります、町民の皆さんとの対話を重ね、そしてまちづくり懇談会と称してこの対話をスタートしているところでありますが、先ほども言いましたが組織の機構改革も手掛けておりまして、年明けには議員各位にお諮りする運びとなっております。

今後におきましても、町民皆さんとの対話を重ねながら、方向性を誤ることなく、しっかりと行政のかじ取り役を果たしてまいり所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 町長のほうから様々な今後の方向性示されたと思っております。

定例会初日に令和5年度の予算編成方針のほう語られました。その中で、歳入に見合った歳出の原則の下、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安心した

財政運営に努めてまいりたいと述べられています。それをもってして、今のお考えをお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをさせていただきます。

新年度当初予算における基本的な考え方だろうと思いますが、柏崎議員おっしゃるとおり、新年度予算編成につきましては、行政報告でも申し上げましたが、まずは基本的な財政運営につきましては、町債の減などにより健全財政運営を堅持しているところでございますが、引き続き予算の重点化、そして効率化を図る中で、基金依存の解消、公債費負担軽減などに取り組みながら、歳入に見合った歳出の原則の下、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安定した財政運営に努めてまいりたい、そう考えているところでございます。

この基本的な財政運営を基軸といたしまして、歳出に係る重点事業、施策につきましては、新規事業といたしましては地域活性化企業促進、そして自治体デジタル化推進、特別養護老人ホーム改築に係る基本構想の策定、さらには子育て、教育環境の整備、公衆トイレの施設整備、静山研修センターの解体工事を予定しているところであります。また、継続事業といたしましては、ふるさと納税の拡大、高齢者等生活支援の拡充、そして町道、歩道整備の修繕、さらには義経本別公園などの観光施設整備事業等について、今、各関係部署と協議中でございますが、いずれにいたしましても、国から1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的に判断をしたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほども申しましたが町民の皆さんの安心、安全を確保するための地域活力を持続、発展する取組を着実に推進しながら、町民の皆様と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただけますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○11番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、6番石山憲司議員。

○6番（石山憲司） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました1問について質問いたします。

コロナウイルス感染防止対策について。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、現在、第8波に入ったと言われております。本町においても感染者が延べ1,000人を超え、11月に国保病院でクラスターが発生し、また先週には中央小学校が学校閉鎖となっております。

本町における感染防止対策について、お伺いいたします。

3年間のコロナ禍で疲弊した地域経済の立て直しのためにも、基本的感染防止対策、マスクの着用、換気、手指消毒の徹底と希望者へのワクチン接種が必要と考えますが、以下の点についてお伺いいたします。

1 点目、手指消毒、特にアルコール消毒はコロナウイルスの構成物質上、有効であると言われております。また、マスクの着用、換気は、新型コロナウイルスの主な感染経路はエアロゾルであることから、ここでエアロゾルについて簡単に説明させていただきます。厚労省は、新型コロナウイルス感染症発生当初、感染経路を飛沫感染、俗に言うしぶきと言うのですか、手などから体内に入る接触感染の二通りとされておりました。今年3月、国立感染症研究所がエアロゾル感染も認め、現在、3通りの経路となっております。エアロゾルとは粒子と空気の混合体のことであります。一般にその粒子の大きさによって、5マイクロメートル、マイクロメートルとは1,000分の1ミリメートルのことでございますが、5マイクロメートル以上を飛沫と言い、5マイクロメートル未満をエアロゾルと言っております。ちなみに、新型コロナウイルスの直径は125ナノメートルでございます。ナノメートルとは100万分の1ミリメートルのことでございます。したがって、ウイルスを吸い込まない対策としてマスク着用、換気が重要となります。マスク着用の推奨についての見解をお伺いいたします。

2 点目、ワクチン接種についてでございます。

ワクチン接種は、感染予防と重症化を防ぐ効果があり、また、集団免疫獲得のためにも必要であります。本町における集団接種の計画、今回の広報かけはしに折り込まれておりましたケアセンター、ワクチンの、これについて詳細お伺いいたしたいと思っております。そしてワクチンを積極的に推奨するのか否か、お伺いいたします。

3 点目、コロナ感染者の後遺症が問題となっております。本町における後遺症へのケア体制について、お伺いいたします。

4 点目、本町では既に町内飲食店やスナック等へのプレミアム飲食券、G o T o スナックの支援を行なっております。今後、年末年始に向け、町民一人一人が基本的防止対策を取り、飲食店への支援を行なえるよう、町としての啓発についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 石山議員のコロナウイルス感染防止対策についての御質問に答弁をさせていただきます。

先ほど、議員からエアロゾル感染に関する詳細な御説明がありましたけれども、1 点目の基本的感染防止対策の推奨につきましては、これまでも三密回避、手洗い等手指衛生の励行、効果的な換気、飲食店での大声や飲食を伴う長時間の回避、会話の際のマスク着用については基本的感染防止対策として推奨してまいりました。10月末にも、ホームページにて十勝総合振興局長と管内市町村長の連名にて、町民の皆様へに感染防止の取組をお願いしてきているところでもあります。

マスク着用につきましては、人との距離が確保でき、かつ会話をほとんど行なわない場合以外は基本的感染防止対策として重要であると認識しているところであります。特に、室内で換気が不十分な場所や人が密集するところなど、場面に応じての着用は推奨されておりました。町といたしましても、これを進めてきているところであります。

特に年末年始を迎えるこの時期は、一層の感染予防行動が求められるところであります。

2点目のワクチン集団接種につきましては、ファイザー製のオミクロン株BA.4、BA.5ワクチンを使用いたしまして、令和5年1月16日から5日間の集団接種を予定しております。対象となる方には、個別に接種の御案内を12月14日に発送を予定しております。

3点目のコロナ感染者の後遺症に対するケア体制についてであります。こちらは現在のところ医療機関での対症療法が中心となっておりますが、町民の方からの相談につきましては、北海道の健康相談センターのほか帯広保健所が相談窓口となっております。健康管理センターでもこうした相談を受ける場合には、各関係機関と連携をし、適切な窓口の紹介を行なっているところであります。

4点目の年末年始に向けての啓発についてであります。議員から御指摘のとおり、各個人において基本的な感染防止対策を行なった上で飲食店を利用いただくことが大切と思いますので、引き続きホームページ等での周知、啓発、また飲食店等に対しましては商工会を通じ、店内における感染防止対策について促してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） それでは、引き続き再質問をさせていただきます。

先ほど私が言いましたとおり、本別町におきましては1,000人を超える方が感染されております。ワクチンの接種者層についても、人数をお伺いしたいと思います。

それから、現在、第8波と言いますけれども、全道では若干減少傾向にあるといえども、今日の新聞によりますと札幌の下水のウイルス検出、前に私言いましたプール検査の一貫でございますけれども、疫学調査によると、ウイルス濃度というのがまだ、前週比にして2倍になっていると。いわゆる下水のあれでございますので、発症して潜伏期間中、それも含めて排便のほうでは出ますので、排出されるウイルスが検出されているということは、まだまだウイルスが蔓延しつつあるということではないかと思えます。したがって、何か感染も下げ止まりするのではないかという指摘もございします。そのようなことで、ワクチンにつきましても本別町は積極的に行なっていくのかどうか。それから、これからウイルス感染症自体が減少したときに、濃度ということからやると本別町の下水関係でも検査可能ではないかと思えますが、その辺についても重ねてお伺いいたします。

それから、マスク着用でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり町長は会話時等は云々という話はございましたが、先ほど言いましたとおりエアロゾル感染は、飛沫感染は通常2メートルですか、大きさからいって重力で落ちますので、2メートルを取れば飛沫感染はないと言われていますが、エアロゾル感染は6メートルぐらい漂

う可能性が大きいそうでございます。その辺で、やはり一般のマスク着用というのは今後も積極的に推奨していくべきではないかと思っております。

それから、3点目の後遺症問題でございますけれども、基本的には医療機関、道のセンターとそれから帯広の保健所ということでございますが、本別町民が直接健康管理センター等に問い合わせた場合の具体的な、ただ帯広の保健所に電話しなさいとか道のセンターに電話しなさいでなくて、どのような対応を取るのかも併せてお伺いいたします。

それから4点目です。経済との関係でございますけれども、これは本当に年末に向けて今後、非常に増えてくる要素がございますので、この辺の基本的防止対策について、改めてどのような御指示をされる予定でおられるのか、お伺いしたいと思います。

以上。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、ワクチン接種者の数になります。11月末現在の数字になります。1回目の接種終了者が4,974人、2回目の接種者が4,946人、3回目の接種者が3,317人、4回目の接種が1,735人、5回目の接種者が17人ということで、うち3、4、5回目のオミクロン接種を終えた方が518人となっております。

次に、第8波は減少傾向にあるけれども予断を許さない状況というところでは、石山議員おっしゃるとおり、そのように考えておりますので、これまでの蔓延防止対策を継続してまいりたいと思っておりますし、そういった行動の呼びかけを行なっていきたいと思っております。

ワクチン接種につきましては、町の立場としまして、接種を希望する方が全てワクチン接種を受けれる体制づくりとといったところをこれまでも進めてきておりますので、その体制に変化はございません。

あと、健康管理センターに御相談がいただいた場合、まずは主治医に御相談をいただくということをお勧めしております。また、そういったところでの不安が多い方につきましては、先ほど町長のほうで答弁させていただきました北海道、または帯広の保健所のほうにおつなぎをする、また、こちらのほうから仲介するといったことを行なっているところであります。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 4点目の飲食店利用に関しての防止対策の指示等についての話だと思っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

特段、本町におきまして、例えば飲食店利用の際に何名を推奨するだとか、そういった行動制限等はかける予定は今のところ考えておりません。ですので、基本的な個々人の感染防止対策、基本的な対策を行なった上で、それぞれが判断をした中で町内の飲食

店等を利用いただくといった方向で考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） すみません、石山議員からの再質問、答弁漏れがございましたので、追加答弁させていただきます。

マスクの着用のエアロゾル対応の部分であります。先ほどこちらも町長の答弁でございましたが、その場所に応じた適切な判断といいたいまいしょうか、個々のそれぞれの判断にもよるかと思っておりますが、密室または換気の悪い場所、そういったところでのマスクの着用については推奨していきたくて思っております。

また、下水道の中でのウイルス濃度の測定についてであります。現在そういったことが可能とは考えておりません。

以上です。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） それでは、もう一度お伺いします。

今、最後のところでございますね。下水道におけるウイルス検出、PCR検査でございますけれども、可能とは考えていないという答弁がございましたけれども、下水処理場からの汚泥物から検査することは可能であり、このPCR検査は非常に少量のウイルスでも検出され、現在ではその濃度といえますか、どれぐらい濃度があるかということも分かるそうです。それによって、その地域の感染状況といえますか、これは事前に掌握することが可能である検査であると言われております。可能ではないと言いましたけれども、少なくとも検討する余地はあるのではないかと。実際に、札幌保健所とかでは既に行なって発表されております。本別においても可能ではないかと考えますので、再度検討することを求めるものでございます。

私は、マスクの着用について、マスクの着用というのは、し続けるということではございません。1日も早く、本来ならばマスクのない生活が送れるように、現在、このコロナが拡大している中で防止策として、基本的対策の1つとして、マスク着用が必要であると思っておりますので、改めて答弁のほうを求めたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 石山議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、下水道における検査の実施の有無に関してでございます。本町につきましては、町全体が下水道区域ではございませんので、それも町なかの部分でございます。勇足、仙美里、美里別、そして農村地区も抱えている中で、下水道における検査ということになれば、サンプル数も限られていることもありますし、また費用対効果の面も考えられますことから、現段階において本町において実施する意向は持ってございません。

マスクの着用についてでございます。私もマスクは人との距離を保ちながら、もし保てないのであればマスクは着用するということで、国の指標に基づいた取扱いで、町としても各種事業を遂行しているところでございますので、そのような観点で、今後も

引き続き厚生労働省等々の通知を踏まえた中で対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、先ほど来ありました、距離の関係でございます。エアロゾル感染は6メートルと。そして、国は2メートルと……。

答弁を続けさせていただきます。人との距離につきましては、エアロゾル感染は今、議員のほうから6メートルとお話を伺ったところでございますが、厚生労働省からの通知等々によりますと、人との距離の保つ距離は2メートルというところで通知がなされておりますので、そのような形で町といたしましても、基本的には2メートルを超えるところで会話もなければマスクの着用はしなくてもいいという判断の基に立っているところでございます。ただ、人が密集する場面や、そして2メートルを確保できない、まさに感染が懸念される場合につきましては、マスクを着用していただくというところで推奨しているところでございます。

いずれにいたしましても、国の通知に基づいた施策をしっかりと推進しているところでございまして、国の方策が、また取扱いが変わりましたら、また町民の皆さんに親切に説明、周知をしながら、国と同様な形で取扱いを進めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解をいただきますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○6番（石山憲司） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って2問の質問をいたします。

初めに、現在コロナ禍において医療従事者の皆様や医療関係者の皆様が、大変御苦労が多いことと思います。心より感謝申し上げます。

1問目、コロナ禍での地域包括ケア病床の在り方について。

地域包括ケア病床が新設され2年ほどになります。入院された患者や御家族からは、親切に治療やリハビリをしていただき、在宅復帰ができたと喜びの声を聞きます。一方、地域包括ケア病床に転室していたことが分からなかったこと、不安だったことを聞き、次の2点を伺います。

1、コロナ禍での病院では、患者と御家族の面会がなかなかできない状況です。患者と家族の不安を取り除くためには、早い段階での入院の流れから退院までの説明や、また、治療経過やリハビリの様子などの報告などの、どの時期に行なうか検討が必要だと考えます。さらには、全ての病床にWi-Fiなどのオンライン環境整備が必要と考え

ます。見解を伺います。

2、地域包括ケア病床の在宅復帰率と稼働率を伺います。

また、チーム医療として各職種が協働し、患者一人一人の在宅復帰をサポートしていく必要があると考えます。その役割分担と地域連携室の役割を伺います。

また、退院後は医療、介護、福祉の連携推進が必要と考えます。見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員のコロナ禍での地域包括ケア病床の在り方について答弁をさせていただきます。

1点目の、病床へのWi-Fi環境の整備についてであります。議員御指摘のとおり、コロナ禍により患者様と御家族様が直接お会いできる機会が制限されている状態が継続している中で、御家族様からも情報提供が少ないとの御指摘を受けておりますことから、できる限りの情報提供に努めてまいったところであり。直接面会の機会に代わる方法といたしましては、動画撮影や院内の業務用のWi-Fi環境を利用したビデオ通話を一部で行ないましたが、通信環境等の不具合も見られております。他の病院では患者様向けにWi-Fi環境を整備しているところもあり、御家族様との連絡はもとより、入院中の療養環境の向上の観点からも、業務用とは別のWi-Fi環境の整備について現在検討を行なっているところであり。御理解を賜りたいと思っております。

2点目の御質問ですが、まず地域包括ケア病床の在宅復帰率は、令和3年度においては実利用者54名中53名、98.6%、令和4年度の上半期におきましては、実利用者27名全てが在宅復帰をしております。病床稼働率につきましては、令和3年度で60.1%、令和4年度上期では52.8%となっております。

患者様が在宅復帰された後は、病院では外来通院で疾患の管理を継続し、同時に在宅の介護福祉サービスを利用しながら暮らしていくこととなります。地域連携室では患者様、御家族様からの退院後の生活に関する御相談をはじめ、退院後に必要なサービスを適宜、適切に受けられるよう、外部の介護福祉事業所等と連携をして調整を行っております。

退院後におきましても、外来受診や在宅での様子を、必要に応じて各介護福祉事業所等と地域連携室を窓口として情報共有を行っており、患者様が安心して暮らし続けられるよう努めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、外来の予約調整やその他お困りごとの御相談も随時お受けしておりますので、何かございましたら地域連携室に御相談いただきますよう周知方もお願いをし、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 今、町長の答弁にありましたように、コロナ禍の中の面会ができず、高齢者の方は携帯も所持している人が少ないことから、家族としては顔を見て声を

かけることができることは安心できることにつながると思います。また、患者にとっても励みになることと考えています。

また、地域包括ケア病床につきましては、ここでは一番大事なことはリハビリだと思っています。現在、町立病院では、病床60床のうち地域包括ケア病床は10床です。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

続けてください。

○4番（水谷令子） 1についてですけれども、治療経過やリハビリの様子を報告を、時期を伺っております。

リハビリに関して質問したいと思います。病院では入院期間は90日間で、1か月以内に医師の診断の下、ケア病床に移ることと認識しています。また、2か月間のリハビリを、1人リハビリを集中して行なうと伺っていますが、1人において1日何回行なって、またリハビリ士は1対1で行なうのか、お聞きします。

また、リハビリの種類においてお伺いいたします。ベッドの上だけですか、それとも廊下ですとか、いろいろあると思いますけれども、どのように行なっているのかお聞きします。

また、療法士におきましては理学療法士、また作業療法士、5名の方がいらっしゃると思いますが、病棟専門の方はいらっしゃるのか伺います。

また、退院後のリハビリはどのように行なうのか伺います。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

地域包括ケア病床の運営状況、細かい部分ということでお承りしましたが、まず入院中の経過報告の時期等々につきましてですけれども、何日後に決まってという形にはなっておりませんで、随時何らかの変化等々ございましたら御家族様に報告しているという状況になっております。また、御本人が自分で電話かけられるような人でしたら、自分で御家族様と連絡を取っているという状況もございます。

次に、リハビリの部分でございますけれども、議員おっしゃっていましたが、包括ケア病床、リハビリをメインに行なっております。病床の運営基準上、入院患者1人1日平均2単位をクリアしている必要があると。1単位というのが、時間的には20分です。20分を1単位としまして、それを2回以上行なっているという必要がございます。包括ケア病床やっておりますので、それを基準を満たすように当病院も行なっているという状況になっております。

リハビリの内容につきましては、個々の患者さんの状態に応じてですけれども、例えば入院中に歩行が難しくなった、あるいは在宅復帰後にある程度の歩行が必要だとい

うような生活状況がある人につきましては歩行を行なう。ベッド周り、あるいは2階の病棟の廊下を往復したりといったような訓練をしているというところもございます。また、手の動きが悪い、そういったような方につきましては、理学療法士と作業療法士おりますけれども、作業療法士がそういう細かい動きのリハビリを行なうような形になっておりますので、作業療法士が手の動きの角度を測りながら訓練をしているというようなどころも見られます。

また、地域ケア病床の施設基準上、理学療法士専従を置かなければならないということになっておりますので、現在、理学療法士1名を専従としているところです。スタッフ全体では理学療法士が4名、作業療法士が1名いるのですが、その中の理学療法士1名を病棟専従という形で運用しております。専従ではない理学療法士、作業療法士につきましても、外来をやりつつ並行して病棟の患者にもリハビリを提供しているという、そのような状況になっております。

退院後のリハビリにつきましては、かつて訪問リハビリも行なっていたのですが、現在は通所でのリハビリがメインとなっております。また、あるいは退院後にアメニティの通所リハビリ、通ったりという方もございますので、そういったところでのリハビリを継続して、必要な人は継続しているという状況になっております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 再質問の中で、リハビリをどこで行なっているかということを質問いたしました。

それと、包括ケア病床に必要な単位をこなしていくスタッフの確保は十分なのか、その点もお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

すみません、先ほど抜けていた部分ですけれども、場所ですけれども、入院中のベッドの周りですとか、先ほど申し上げましたが、歩行訓練ですと廊下をぐるりと回ったりと、そういった訓練も行なっているという状況にはなりません。

包括ケア病床を維持していくための人員配置ですけれども、今のところ点数を取っておりますので、人員基準はクリアしている状況ではございますが、包括ケア病床含めて看護スタッフの要員についてはぎりぎりの部分で運用しているところもございますので、そういった部分での確保が今後も継続して必要になってくるかと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 町民の皆様から、これだけのリハビリをしていただいて、稼働率や復帰率を見ても、ほぼ100%に近い復帰率ですよね。このことの周知を、ぜひ町民

の皆様にもお知らせするべきだと思いますが。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） ありがとうございます。

地域包括ケア病床の運営状況ですね、議会の場ではこうやって御報告する機会がある部分ですけれども、さらなる利用をしていただくためにも、何らかの機会を持ちまして、今後PRをしていければいいかなと思います。今、ホームページの改修も行なっておりますので、そういったものも利用しながら、利用促進につながるような形でPRをしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2項目にいきます。

地域連携室の役割について、御質問いたします。

先ほど町長からの答弁がありましたように、地域連携室は本当に大切なものだと思います。地域医療のサービスを連携させるのが目的の部署でありますし、まず1番目に病院の連携を担い、2番目に患者及び家族からの相談はもちろんのこと、いろいろな悩みを聞くという点で大事なポジションだと思います。また、入院時や退院時の生活に関すること、外部医療との診療の調整、退院、転院の調整、地域包括ケアの病床利用の調整、要介護認定依頼などの多数にわたっています。まさに専門知識がなければできない箇所であり、実はこれが本別町の今、町立病院で一番進めていることだと思うのですが、本当に町民の方で悩んでいた方がいらっしゃって、この地域連携室に行って、父親を見ていただけたらどうにもならず悩んでいた方が、ここでお話を聞いていただいて、本当に救われたということをおっしゃっていたのですね。まさに、それ自体が地域連携室の役割を担っているのではないかなと感じています。

ただ、このことがあまり町民に知られておらず、その方も知りませんでした。というのは、病院自体が町立病院に通ったわけではなく、アメニティから出てきて途方に暮れていたという状態で、地域連携室でお話を聞いていただいて、そのときは解決しなくても、後ほど解決して、本当にありがたいところだということを感じて漏らしておりました。ただ、このことを町民の皆様にも周知していく活動が必要だと考えます。

また、平成30年に実施された診療報酬改正では多くのことが見直されましたが、やはり地域包括ケア病床の関連される地域医療が患者の高齢化する中、今後重要な役割を担っていくと考えます。診療報酬改定の内容をしっかりと理解すること、地域包括ケアが今後重要な役割を担うことを考え、住みやすい住み慣れた自宅や地域の施設で生活、療養したい、自分らしい生活を続けたい、願う高齢者やその家族は多くいます。そのためには、地域における医療、介護、福祉従事者らの連携、地域包括システムを強化させ、十分に機能していくことが重要だと考えますが、再質問いたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 再質問にお答えいたしたいと思います。ちょっと的外

れなことを言うかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

とにもかくにも、議員御指摘のとおり地域連携室の活動、見えない部分、周知が足りない部分はあるかなとは思いますが。今回こういった場を取り上げていただいた部分もございますので、こういった活動なり議会、あるいは町民が集うような会議の場で、どんどんと連携室の活動、業務、役割というのを伝えていく必要があるかとはこちらとしても考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、地域包括ケア体制構築という部分でいきますと、病院の役割もそうですが、病院だけで済むものではございませんので、それら介護福祉サービス、町内にも多々ありますけれども、あるいはクリニック等々と町民、患者様の状況、情報を共有しながら、よりよい暮らしをしていけるように情報連携、サービスの連携を深めていきたいと、そういったことが必要ではないかと思っておりますので、さらなる努力を続けたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 終わります。

次に2問目、地域おこし協力隊制度の活用で地域を変える。

本別町は、平成29年度から地域おこし協力隊制度を活用し、現在、協力隊員として6人が活発に活動をしています。

協力隊制度の成功としては、1、任期終了を終えた協力隊員が地域に定住、移住すること。2、協力隊員の活動で地域が活気づくこと。3、協力隊員が地域で充実した生活を送ることが挙げられます。この観点から、以下のことを伺います。

1、協力隊員の任期は1年から3年以内となっています。これまで、協力隊員が活動を終了した後、本別町に定住、定着した協力隊員はいるのか、また、定住、定着するための取組を伺います。

2、国は令和8年までに現役隊員数を1万人とする目標を立て、令和元年からは、おためし地域おこし協力隊制度や、令和3年には地域おこし隊インターン制度を創設しました。本町ではこの制度を利用していく考えはあるのか伺います。

例えば、本町は豆の町ほんべつをキャッチコピーにしていますが、お豆腐屋さんがないのが現状です。唯一、豆ではりきる母さんの会が給食センターに豆腐を納めているなどしています。現在、高齢化が進む中、会の皆さんは豆腐づくりを継承していきたいと希望しています。また、町内には後継者がいない飲食店などもあります。この制度を利用し、継承者を育成していくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員より御質問のありました、地域おこし協力隊制度の活用で地域を変えるについて答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、地域おこし協力隊制度は総務省の施策として、都市地域から過疎地域等に移住をし、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、P

R等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行ないながら、その地域への定住、定着を図る取組としてスタートしたものであります。

まず、隊員の定住、定着に関してについてはありますが、これまで退任された3名のうち、退任時の動向は、町内に残られた方が1名、管内に転出された方が1名、管外に転出された方が1名となっており、隊員の活動後の定着に向けては、日頃の協力活動を踏まえ、各所属課における情報交換や面談等において、地域定着に向け、状況に応じた助言やサポートを行なっているところであります。

また、昨年度から創設されました地域おこし協力隊インターン制度では、隊員としての活動や生活が具体的にイメージできるよう、2週間から3か月の間、協力隊員と同様の地域協力活動に従事するメニューとして特別交付税措置がなされるものであります。制度を活用することで本町が求める分野、人材によっては有効な制度と捉えておりますので、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

また、町内で活動している団体や事業者の事業継承において協力隊制度の活用を、といった部分ではありますが、現在の本町における隊員の活動分野については、ある程度の幅広い協力活動のくくりの中で募集、採用を行なっております。協力隊員の様々な活動分野における活動実践の中で、本町の様々な課題や新しいこと、例えば議員がおっしゃられました事業継承の課題に対しましても、隊員と課題がうまくマッチングでき、地域への定着に結びつくことができれば、本町にとっても大きな成果になると思います。

個別課題や事案に直接対応する協力隊員の採用につきましては、地域課題解決のための1つの選択肢と捉えておりますが、その内容によっては、関係機関等も含め、住民理解を深めながら慎重に検討すべき事項と考えております。

最終的には様々な形で地域への定住や定着をしていただくため、隊員と地域とのつながりをサポートし、円滑に隊員活動が実施できるよう、また、柔軟な取組が推進できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 1についてです。

協力隊員は、任期中に地域外の斬新な視点を持ちながら、様々な地域協力活動を行なうことにより、地域の活性化に貢献してくれているものと思っています。今現在、有害鳥獣捕獲推進員、観光振興推進員2名、健康スポーツ推進員1名、コミュニティ・スクール推進員1名、農業支援員1名、以上の6名が活発に活動を行なっており、情報発信をしてくれています。フェイスブックやインスタグラムでブログを更新したり、HOTほんべつで発信しています。

この定住、定着の取組について、この6人が、若い力をぜひ本別町に残すために、地域協力活動を行なう期間はおおむね1年以上の3年以下であります。ただし今、新型

コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行なえなかった隊員、令和元年度から3年度までに任用された者に限るそうですが、3年を超えて地域協力活動期間を、2年を上限として延長5年とする制度ができています。これを町では活用するべきと考えますが、お答えください。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

任用期間の延長の部分でございます。このコロナ禍におきまして、人と密接に交流といますか、対面といますか、交わるといいますか、そういった協力活動の従事する隊員につきましては、議員御質問でおっしゃられましたように期間延長ができるという内容でございます。本町におきましても、そういった対象分野の協力隊員、例えば観光分野等についてはそういった対象になり得るのかなと思っておりますので、本人の意向、動向等も踏まえながら、その部分については対応はしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2に関してです。

先ほど町長の答弁にありましたように、令和3年度の地域おこし協力隊インターン制度の創設を活用していくというお話がありました。また、令和元年に行なわれている、おためし地域おこし協力隊、この3段階によってホップステップジャンプというような感じで、地域おこし協力隊員をぜひ本別町の町に、引き続き活躍していただくような取組が必要だと思えます。

また、先ほど豆の町本別のキャッチフレーズにおいて、豆ではりきる母さんの会、今現在、給食センターにお豆腐を納めています。現在は10人の会員で、平成12年度の北海道農業元気づくり事業に申請して許可が下りたものであります。これは、企画振興課によって申請されています。今現在は給食センターの注文に合わせて、月3回から4回作っているものであります。だんだん、50代だった方々が今現在70代、80代になり、ぜひ継承していきたいという願いがありますので、もし協力隊員もいろいろな考えにおいて、例えば御夫婦の方を来ていただくとか、いろいろな考えができると思うので、多様な考えを持って取り組んでいくべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 2点目の、豆ではりきる母さんの会の豆腐作りの継承という部分で、協力隊員の採用といったような話の内容だと思えます。

町長からの答弁でもさせていただきましたが、この特定の分野、この部分で人を募集採用という部分については、やはり会の当然意向もありますでしょうし、関係する機関、団体等の状況も踏まえながら、そういった協議もさせていただきながら対応していく必要があるのかなと現時点では思っております。

いろいろな部分で協力隊の方が本別町に赴任されまして、本町の実情、地域を知っていただく、その中で地域の必要な部分をサポートしていただく、そういったことは非常に重要なのかなと私どもも捉えておりますので、今現在ではそういった幅広い部分での募集ということになっておりますけれども、職員含めまして、そういったサポート体制を含めまして、そういった部分も検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（水谷令子） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいて、2問の質問をしたいと思っております。

まず1問目です。ゼロカーボンの取組はということで伺います。

令和3年12月に、十勝町村会も発起人の一員として、ゼロカーボン行動十勝宣言を行ないました。十勝では、本年7月末現在、9市町村がゼロカーボンを宣言しています。本町でも積極的に取り組むべきと思っております。本町の取組、考えについて伺います。

温室効果ガスは二酸化炭素やメタン、フロンなど、7種類が法律で定められています。温室効果ガスが増えすぎると地球温暖化につながり、異常気象の発生など、気候変動を生じるとされています。この温室効果ガスの排出量をゼロにしていくというのがゼロカーボンの取組です。

国は、平成10年に地球温暖化対策推進法を定め、以後8回の改正を行なってきました。令和4年の改正では、国が市町村への財政措置にも努めると規定しました。

十勝全体の取組としては、昨年、令和3年12月14日、ゼロカーボン行動十勝宣言が行なわれ、現在9市町村が再生エネルギー導入や二酸化炭素排出抑制に向けた計画策定に着手しているとのことです。その主な取組は、公共の建物にゼロカーボンを取り込むように整備計画を見直しているとのことです。

本町においては、十勝宣言をどのように具体化し施策に反映していくのか、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員より質問ありました、ゼロカーボンの取組について答弁をさせていただきます。

2010年10月、政府は2050年度までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言を行ないました。いわゆる同じ定義として使われている、ゼロカーボンであります。この宣言を受け、地球温暖化への対策を国、自治体、事業者、国民が一体となって取り組めるように制定された地球温暖化対策の推進に関する法律に、その理念が反映され、市町村の責務として、温室効果ガスの排出量の削減施策を推進することが明記されました。

また、市町村が施策を策定し実施するための費用について、国が必要な財政上の措置を講じるよう努めるものと、令和4年に法律の一部改正が行なわれたところでありま

す。

今年度に入りゼロカーボンの動きが加速したことを受け、8月に東日本電信電話株式会社の協力を得まして、町幹部向けのゼロカーボンに関する勉強会を開催いたしました。勉強会では自治体を取り巻くゼロカーボンの現状、自治体が抱える課題、ゼロカーボン宣言に向けた推進イメージ等の説明を受け、本町も積極的に取り組むべき課題として認識していたゼロカーボンに対する知識を深めたところであります。

議員が着目されたゼロカーボン行動十勝宣言では、誰もが今すぐ取り組むことができる日常のゼロカーボン行動を設定し、1つ目として省エネ、2つ目として省資源、3つ目として環境負荷減、4つ目としてエネルギー効率化、5つ目として環境保全活動からなる5つの柱が示されております。この宣言では、小さな行動でも誰もが今すぐ取り組むことができる日常のゼロカーボン行動を着実に実践することが記載されており、連携した行動が必要不可欠であると認識しております。

今後の具体的な施策反映といたしましては、まず、施策を実行するための調査研究が喫緊の課題であるため、ゼロカーボンに対する知識を有した人材を外部から招聘したいと考えております。また、本町における温室効果ガスの排出量の現状を把握し、その抑制に対して効果の高い再生可能エネルギー源を探りつつ、着実にゼロカーボンへとつながる計画を、令和6年度中に目標を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） このゼロカーボンの取組は、町役場としては公共施設等のいろいろなエネルギー関係とか、建物の窓も含めてそういうようなものとか、あとは役場のいろいろな事務事業の中でのゼロカーボンに向けてのいろいろな資材も含めて取組かと思えます。重要なのは町民の皆さんに、言葉としては多くの方が御存じだと思っておりますけれども、町民の皆さんにやっぱり受け止めていただいて、協力してもらおうということが非常に重要なことだと思えます。

そういう点では、今、町長から答弁をいただいたのですけれども、町がこれから進もうとしている部分と、それから町民の皆さんの協力をいかに広めてもらっていくか、その取組が決定的に重要じゃないかなと思うんですね。要は、私たちの日常生活の中で二酸化炭素を排出していると思いますし、農業の肥料や農薬もそういうことにつながるのかなと思っております。農業でそこをなくすのは、なかなか技術的には難しいと思っておりますけれども、まずは日常生活の中でこのことを少しでも取り入れていくというような、そういう、町民の皆さんに向けた行政としての働きかけとか、例えば自治会連合会のお話何かも含めて、そういうことに取り組む必要があると思うのですけれども、その点について伺いたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

きます。

町民に対しても日常生活での取組が重要といったような部分でございます。それぞれこのゼロカーボンの実現に向けた取組という部分では、組織的ということではなくて、これまでも様々な部署で、例えばごみ問題もそうでしょうし、庁舎の省エネ等の部分もそうでしょうし、交通の部分でもそうでしょうし、様々な部分でそういった動きというものはあるかと思っております。現時点で、本町としてゼロカーボン、カーボンニュートラルの実現に向けた課題という部分では、やはり今の現状、本別町がどうなっているのかと、いわゆるCO₂排出量であったり、もしくは森林の逆に吸収量であったり、そういった現状のデータ数値、そういったものがまず把握はしなければならないと思っております。

そういった中で当然、町民ですとか事業者の皆様に対してのそういった取組の推進といったものが出てきた中で、それを総合的にやはり管理といいますか、推進をしていくということがとても重要なのかなと思っております。

ですので今、先にそういった日常生活でできることといったことのそういう推進ということも当然必要なのかなとは思いますが、現時点で町といたしましては、そういった状況把握等も含めながら実施していきながら、町民に対してもしっかりと周知、推進の方策等も定めた中で、取組の展開を図っていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 現状や数字の把握というのを、まず先行してやっていきたいという趣旨だったと思いますが、今現在でも公共施設関係で太陽光発電等を取り入れていると。まだほかに取り入れられないのかということも含めれば、現状把握ももちろん同時進行しなければならないのですけれども、現状、町の例えば公共施設でまだ太陽光発電等を導入していない部分もあるので、そういう部分はもう既に先行している部分があるので大いに参考になっていると思いますし、数字も一定捉えられていると考えるわけで、そういうことも含めて早く取りかかるということも必要じゃないかなと思うのですけれども、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 議員おっしゃいますようにソーラーパネル等、本町においても公共施設、あるいは個人住宅等でも整備といいますか、設置が進んでいると、そういった状況も踏まえております。

ただ、多岐にわたる事務事業の分野、あるいは生活分野等に係る問題と捉えておりますので、先ほど言いました数字的なもの以外の現状把握、そういった今までの取組に関しても含めてですけれども現状把握、あるいはそれを全体でどう推進していくのかといった部分、組織体制の構築、こういったものからまずは進めていく必要があるのかな

と考えております。

そういった中で、本町における対策、推進の計画等もつくっていきながらという流れになるのかなと捉えておりますので、取り急ぎ、まずはやはり現状把握と体制構築という部分で新年度に向けて今、対応、対策、検討をしているという現状となっております。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目をいきたいと思います。

2問目は、お墓アンケートの結果と合同納骨塚のニーズはということで伺います。

近年の墓じまい件数の増加を踏まえて、今年度、お墓について町民アンケートを実施したとのことですが、その結果と今後の対応について見解を伺います。

本年第1回定例会の一般質問の答弁では、近年の墓じまいの件数は、毎年20件程度とのことでした。

①ですが、町としては今年度、お墓の利用について町民アンケートを実施するとのことでしたが、そのアンケートの結果はどのような結果であったか伺いたいと思います。

2つ目ですが、道内、管内では合同納骨塚を設置する自治体が増加しているとのことです。この合同納骨塚というのは、希望者のいろいろなそれぞれのお骨が一緒に納められるというもので、後からお骨を取り出すということは不可能ということが、この最大の特徴かと思いますが、合同納骨塚を設置する自治体が増加しているとのこと。また、少子高齢化や核家族化、経済的な不安などから合同納骨塚のニーズは高まっているとも言われています。本町でも調査、研究をしていくべきと考えますが、見解を伺います。

3つ目ですが、合同納骨塚の設置は、身寄りのない高齢者などの心のよりどころの役割も果たすと考えます。利用希望の調査を繰り返し実施している自治体もありますが、本町も引き続きアンケート等で町民ニーズの把握を図るべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の、お墓アンケートの結果と合同納骨塚のニーズはの質問に答弁をさせていただきます。

1問目の質問、お墓についての町民アンケート調査の結果についてであります。合同納骨塚に関するアンケートは、町内在住の20歳以上の男女700人を無作為抽出をし、令和4年8月上旬から9月中旬の約1か月半、郵送にて実施をいたしました。結果、300人からの回答をいただき、回答率42.9%となっております。回答者に関しましては70代、60代、50代の順に多い状況でありました。

具体的な設問に対しましては、現在お墓を管理しているかの問いに、管理していると答えた方は全体の63.7%の191人、そのうち、お墓の管理の今後の方針が決まっていると答えた方は40%の76人で、方針が決まっていない方は54.2%の103

人という結果でありました。

合同納骨塚を利用するかという問いに対しては、利用すると答えた方は118人、全体の39.3%、利用しないと答えた方は150人、全体の50%でありました。また、分からないと答えた方も17人、5.7%いらっしゃいました。

利用する理由は、お墓の管理に関する負担の大きさや後継者がいないなどの理由が多く、利用しない理由は、既にお墓、納骨堂があり後継者がいる、また、転出予定である、出身地での埋葬を希望する、合同納骨塚で他人のお骨と混じるということに抵抗を感じる等の順に多く見られました。

2問目であります、合同納骨塚へのニーズについて、本町でも調査、研究をしていくべきでは及び3問目の、今後も引き続きアンケート等で町民ニーズの把握を図るべきではという質問につきましては、アンケート調査の結果、現在、合同納骨塚を利用しないと答えた方が多く、また、利用すると回答された方の8割以上が利用時期を10年後と回答している結果を踏まえ、合同納骨塚建設の着手ということに関しましては時期尚早かと判断いたしました。しかしながら、近年では年間20件程度の墓じまい申請があることや、現在お墓の管理をされている方に関しましては、管理に関する今後の方針が決まっていない方が大半であるという回答結果から、改めて5年後をめどに再度同様のアンケート調査を行ない、判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） アンケート調査の結果、合同納骨塚については39.3%の方が、これは使うというような趣旨の話だったと思います。ただ、それがすぐではなくて10年後ということで、多くの町も大体10年から20年後の話ということが多いようです。多くの町でこの種のアンケートが取られております。自治体の墓地を抱えているところは、多分共通の問題なのかなと思っております。

そういう点では、繰り返し同種のアンケートを取っている町もありますので、先ほど町長の答弁の中にもあったとおり、一定の期間を置きながら町民の意向調査、今回答えてくれた方も間違いなく年齢を重ねていくわけですから、その時々でまた状況が変わってくるのかなということも含めて、アンケートを継続的にやっていくべきだと私は思うのですけれども、その点について再度伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に対して、答弁をさせていただきます。

今、阿保議員おっしゃるとおり、今アンケート調査した結果、使用するにしても10年後先という方が8割いるというところをごさいます、ほかの町村も同様にこういうアンケート調査を実施しておりますが、時代とともにその町の人口の形態及び家族構成等々変わってきますので、議員おっしゃるとおり、この部分につきましては当面は5年後と考えてございますが、定期的にアンケート調査を行ないながら住民ニーズを

しっかりと把握し、そこで判断をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 数年後ということで、ひょっとすると合同納骨塚の事業に着手するかもしれないという状況だと思います。

各町村で、先ほど申し上げたように、多くの町が合同納骨塚を設けている例があると思っておりますので、事前のいろいろな情報収集の中で、そういうことも含めて、今後検討していくということが必要ではないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

十勝管内について申しますと、多くの町で、議会で取り上げられております。多くの町では慎重に検討していくというようなことで進んできているわけですが、実際といたしましては、3つの市町村で稼働と申しますか、営業しております。陸別町では新年度建設をする予定となっております。

前にもお話したと思っておりますけれども、実際にアンケートに取り組んでいるのは本別町と芽室町で、結果、同じような結果で、時代のニーズを見極めるということで、5年後ぐらいにはまた再びアンケートをするということで聞いております。

中には、建設計画まであったのですが、宗教団体等との調整がつかないで計画が頓挫したというケースも聞いておりますので、その辺も含めまして慎重に検討を進めなければならない部分も多いかなと思いますので、そういうような背景の中で今後検討していくことになろうと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、次の1問、学校給食の食品ロスへの対策はについて一般質問を行ないます。

学校給食への食品ロスへの対策は。

質問要旨。

新型コロナウイルスにより学級閉鎖、学校閉鎖など臨時休校になり、さらに多くの食品ロスが起きています。SDGsの観点からも、学校での食品ロス対策は急務となって

います。本町もフードサイクルに取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

明細。

文部科学省は2022年2月、臨時休校等の際に生じる未利用食品の利用促進等について、全国の教育委員会等に事務連絡を出しました。参考事例としてフードバンクへの寄付等を挙げ、教育委員会や福祉部局、学校、学校給食センターの迅速かつ柔軟な対応を求めています。

本町でも学級閉鎖が相次ぎ、12月7日には中央小学校が学校閉鎖になりました。勇足小学校も昨日なつたと聞いております。

1つ目、学級閉鎖などがあつた場合の対応はどのようにしているのか。また、廃棄された食材の量と、その処理にかかる費用について伺います。

2つ目、物価高騰で家庭での経済負担が大きくなっています。生活困窮世帯や子育て共働き世代への支援として、賞味期限内の食材を使い、子ども食堂やフードバンクの設置を検討するべきと思いますが考えを伺います。

3つ目、本町には就労支援施設、また介護施設やこども園など、食事を提供している施設があります。臨時休校などの場合に、給食や食材を提供する仕組みをつくるべきと思いますが、考えを伺います。

4つ目、給食の食べ残しの量と残食を減らすためにどのように取り組んでいるのか。これはコロナに関係なく以前から取り組んでいるとは思いますが、その部分について伺いたいと思います。また、調理時に出る生ごみも含めて、どのように処理されているのか。食品廃棄物、食品ロス削減はSDGsの持続可能な開発目標の一つでもあり、生ごみを堆肥にするフードリサイクルに取り組む自治体もあります。本町でもフードリサイクルに取り組むことについての考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 藤田議員より御質問のありました、学校給食の食品ロスへの対策はについて答弁させていただきます。

1点目の、学級閉鎖などの対応と廃棄された食材の量と処理費用についてですが、学級閉鎖等で給食が不要となる食数が少ない場合は、納品された食材を全て調理し、他の学級へ多く配分するなどにより、廃棄することなく利用しております。また、学校閉鎖等により給食が不要となる食数が多い場合には、まずは発注してあつた食材の納品をキャンセルし、キャンセルのできなかつた食材で、保存できるものについては後日使用し、食材を有効に利用しております。保存のできないものは廃棄となりますが、廃棄される食材の量と、その処理にかかる費用については、給食の献立により発注する食材も変わり、発注のキャンセルや保存のできない食材の量も変わりますが、先週の中央小学校の学校閉鎖の場合では、12月8日と9日の給食が急遽不要となりましたが、廃棄された食材はラーメンの麺のみで、廃棄量は25.4キログラム、処理費用は1,536円となっております。

2点目の、子ども食堂やフードバンクの設置であります。学級閉鎖等が突発的であることや生鮮食品が多いことから、学校給食の食品ロスへの対応として子ども食堂やフードバンクの設置は、今のところ考えておりません。しかしながら、子ども食堂やフードバンクの設置については、おのおのの本来の趣旨や目的を考慮し、学校給食の食品ロスへの対応とは別問題として調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

3点目の、臨時休校などによる給食や食材のほかの施設への提供につきましては、まず、給食として提供する場合ですが、学校給食衛生管理基準では、調理後の食品は適切な温度管理を行ない、調理後2時間以内に給食できるように努めることとなっております。調理後2時間以内に食することを前提に調理、保管されていることや、提供先施設の施設利用者に合わせた、食材をカットする大きさなどといった提供スタイルの違い、また、食材の提供についても、臨時休校などの緊急的なものでありますので、提供先施設での受入れの対応も難しいかと思われまます。こういった課題もありますが、ほかの自治体では提供している例もありますので、今後、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

4点目の、給食の食べ残し量を減らす取組とフードリサイクルにつきましては、まず、給食の食べ残し量を減らす取組についてですが、栄養教諭が各学校で児童生徒に食べることの重要性や、食材が作られた背景を知る食育授業を行ったり、実際に給食センターを見学してもらい、給食がどのような思いで作られているかを感じてもらい、ことにより食材の大切さを知り、できるだけ食べ残しを出ないように、食育の推進を図ってきております。

生ごみの処理方法につきましては、残食と調理時に出る生ごみを含めて、町内のごみ処理回収業者により処理をしております。

次に、フードリサイクルですが、これは食品の食べ残しや製造過程で発生する食品廃棄物を、家畜用の飼料や肥料等の原材料として再生利用するものでございます。本町の現状では、生ごみ等は廃棄処分しておりますが、SDGsの目標12のターゲットでは、2030年までに捨てられる食料を半分に減らす、また、2030年までにごみを減らし、リサイクル、リユースをしてごみの発生する量を大きく減らすとなっております。このSDGsの目標を達成するためには、フードリサイクルの取組は重要な手法の一つと考えております。

いずれにいたしましても、食品ロスへの対策は学校給食だけの問題ではなく、他の食事を提供している施設や事業者、家庭でも取り組まなければならない問題であり、町全体の問題でもあります。給食センターといたしましては、給食センターの役割である安全、安心な給食を提供し、かつ関係機関とも連携しながら食品ロス対策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中、まず1つ目ですが、先週の12月8日、9日での廃棄の部分についてはラーメンが25.4キログラム、1,536円の廃棄料というお金がかかっているということですが、先週2日間に関してはこのような形だったと思うのですが、学校閉鎖、年間通してだとかなりの金額と量になると考えます。急な学校閉鎖であるならば、量の確定ができないことから用途については大変苦慮することかと思いますが、これは大変もったいないという、これは賞味期限がまだあるのに廃棄したという考え方でよろしいのかどうか。また、キャンセルが多いときがあるということでしたが、キャンセルが多かったときに納入業者への影響などが大きいと思いますが、普段ほとんどキャンセルなどない中で、長い休みになると多くのものがキャンセルになると思います。その点の影響ですとか認識について伺いたいと思います。

2点目ですが、現在は子ども食堂やフードバンクの設置は考えていないという、別問題だということですが、多くの食材が余った場合、先ほども、少ない場合は調理をして他の学校へ運んだとか、食べてもらったということで対応したということですが、数が多くなる場合もあります。設置については常設ではなくても、短期間でもいいから食堂のような場所で、子どもが楽しく食事ができるという場をつくるべきではないかなと思います。日本で問題になっているのが、7人に1人という子どもの貧困が問題に挙がっています。このような子どもが本町に多くいるとは思っていませんが、栄養の偏り、家族が忙しいための孤食など挙げられると思います。特にひとり親家庭などが考えられると思いますが、本町の現状はどのようになっているのか、その点について伺いたいと思います。

この子ども食堂については、子ども食堂ではなくても、お弁当の配布ですとかおかずの配布ですとか、普段料理をしているお母さん方にとっては買い物や調理の時間が短縮され、その時間に余裕ができるというのは大変大きなことだと思います。突然臨時休校になって、昼食分とはいえ食事を用意するのは精神的にも経済的にも負担になっております。コロナ禍、物価高騰の中、廃棄される食材があるのであれば、賞味期限内で廃棄される食材があるのであれば、フードバンクではなくてもバンクボックス常設ではなくてもそういうのを設置して、引き取り手を探すべきではないかと思いますが、その点についてもう一度伺います。

3点目の就労支援施設や福祉施設への関係ですが、それぞれの利用者の適用に応じて調理をしなければならない、調理してから2時間以内に食べてもらわなければならないという問題からできないというお話もございましたが、福祉施設では、給食缶なども利用ができる施設に関しては給食缶なども利用できて、とても無駄が省けるのではないかという考えもありますし、緊急な対応、柔軟な対応という部分では、スープ一つ、ラーメンの麺一つでも十分な対応ができるのではないかと思うのですが、この福祉部局とこのような検討というのか、されたのか伺いたいと思います。

あと、食育の部分で先ほどお話がございました。今、食育の授業も行なわれ、食べ残しを減らすために給食センターの見学や行なわれているということですが、もう少し具体的に伺いたいのですが、今、SDGsの関係ですけれども、世界の貧困地域で飢餓が発生しているのですとか、先進国で多く、大量に廃棄されているという現状、こういうことを知ることも食育だと思います。子どもたちへしっかり伝えていくのが食育ではないかと思いますが、今、生徒1人当たりの年間の食品廃棄量が17.2キログラムという、日本であるというふうに、深刻な問題であるとされています。この食品ロス、学校のみならず、先ほども言われたように、多くは家庭や飲食店だとも言われておりますが、その基本にあるのは本人の意識だと思います。それは教育の現場から、この食品ロスによる環境への問題、そういった部分を学習するよい機会だと思いますが、その点について何か授業の中で、もっと具体的な取組が行なわれているのかどうか、これは本当に先ほど言っていたような、本別町全体で考える問題だという言葉も出ていたかと思えます。この本別町全体で食品ロスに関する施策の策定などが行なわれたのかどうか、出ているのかどうか。これは食品ロス施策の策定や、実施の責務を有することが定められていると、2019年10月推進に係る法律が施行され、施策を策定するという事になっていると思いますが、その施策の内容といいますか、この食品ロスに関わる部分の内容と、それが実施されているのかどうかという点を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 藤田議員、学校給食に関してだけ質問してください。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 藤田議員の質問にお答えしたいと思います。もし答弁漏れがあれば御指摘いただきたいなと思います。

まず1つ目の、給食のキャンセルというか、不要になった量が多い場合の対応についてなのですが、多い場合は基本納品業者にキャンセルをかけるのですが、業者のほうでもう製造してしまっていて、キャンセルがきかないというものについては納品いたしております。ですので、直接業者に負担が生じるようなことはないのかなと思っております。また、加工品とかにいたしましても、業者のほうでキャンセルされても、また別なところで販売という形になるのかなと思いますので、直接業者への影響はそんなに大きくないのかなと考えております。

次に、施設への提供の関係に対して答弁になりますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、食材として提供する場合と給食として提供する場合、二パターンあるかと考えております。給食として提供する場合、先ほども2時間以内ということがあったのですが、調理するほうも2時間以内に食べてもらうことを前提に調理しておりますので、保存容器、缶とかに詰めていろいろな施設のほうに配布になるのかなと思うのですが、その配布先のほうで確実に2時間以内に食してもらえれば問題ないとは思うのですが、例えばその先で、極端な話タッパーに詰めて持って帰ったとか、そうなってくると、もし何かあったときの責任の所在がどうなるのかと、そういった問題もありますので、だ

からできないということではないのですが、そういう課題もあることを考慮しながら今後、食材なり食事としての提供のほうを考えていきたいと思っております。

次に、食育の関係でございます。具体的にということでしたが、授業の中で各栄養教諭が各町内の小学校をまわっておりまして、その中で食の大切さの授業を行なっておりますが、その中の、パワーポイントでスライド作って流しながら授業のほうを行なっているようなのですが、その中で、実際に給食の調理のされている方が、学校から残食として残ってきた給食を捨てるどころの写真を、ものすごい悲しげな表情で捨てているような写真を使いながら、食の大切さ、食べ物を大事にしましょうということで、そういった食育のほうを行なっております。

あと、町全体として食品ロスに対しての施策されているかといった御質問だったかなと思いますが、こちらについてはまだ、現段階では町全体として何か施策を立てているとか計画を立てているということは今現在ではありません。ただ、給食センターのみならず町全体の問題になってきますので、まずは給食センターは給食センターでできる取組のほうを考えていきたいと思っておりますし、その取組についても給食センターだけではなくて、町全体というか、まずは町の関係機関のほうが関係機関連携して進めたほうがいいものであればということになれば、まずは町の関係機関から始めまして、最終的には町全体で考えていきたいと、今現在では考えております。

○議長（篠原義彦） 松本子ども未来課長。

○子ども未来課長（松本恵） 私のほうからは、本町の子ども食堂に関しての現状はという藤田議員の質問についてお答えしたいと思います。

まず、第2期本別町子ども・子育て支援事業計画を令和2年度に策定しているのですが、その策定の2年前に、平成30年度に策定に当たってのニーズ調査を実施しております。4年前ですけれども、そのときの調査の結果においては、貧困からの孤食や子育て放棄による子への食事を与えないといった実態は見られておりません。

近年そのような調査は行なっていませんけれども、本年4月から、私が子ども未来課に来てからですけれども、2か月から3か月の間、間隔を置いて勇足保育所の所長や子ども園の園長、保育士からの聞き取りを行ない、また直近では学童の所長にも聞き取りを行なっていますが、孤食や食事を食べさせてもらっていないといった実態はないと、現状では捉えております。また、現場の保育士や支援員については常日頃から子どもの異常には気配り、目配りをしておりますので、何かそういうような事案が発生した場合には、そのようなことがあった場合には関係諸機関集まって、どうしていくのかということも含めて検討ということになるかと思っております。

あと、子ども食堂等ということで、管内でも地域食堂として立ち上げているのがほとんどで、芽室が公で事業主体をしていますけれども、運営は民間に委託して委託料を払っています。ですので、公立で子ども食堂等を立ち上げている自治体は管内ではありませんので、その部分も含めて、情報収集等をして研究してまいりたいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 先ほど議長から給食に関することだけということでしたが、先ほどの御答弁の中でも町全体で考えていくことも示されましたし、この食品ロスに関しては私も全体で考えるべきだということと、SDGsの関係は多部局にわたるのかなという考えでもおります。

また、先ほど福祉部局とこのような検討はされたのかという部分で、もう少しお伺いしたいなと思ったのですが、本町では高齢者の配食サービスなど行なっておりますし、週1回を2回にしてほしいですとか、提供する業者も減って数を作るの大変だという声も上がっていますので、こういうときに廃棄される食材を、少なくともそういう業者に提供したり、少なくともお弁当を作って運ぶようなシステムというか連携というのが取れないのかなという部分でお伺いしたいと思います。

また、フードリサイクルについても今後検討していくというお話でしたが、本町でもCSの取組も行なっておりますし、他町でかなり事業者と連携して取り組んでいる自治体があると、御存じかと思いますが、学校で取り組むということに意義があると思います。そういう部分でもCSの取組としても大変重要になってくるのではないかな、地域との関わりが重要になってくるのではないかなと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 藤田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、福祉部局等と検討はしていたのかということでしたが、今現在はまだ福祉部局とは検討までは至ってはおりません。今後、福祉部局もそうですし町の福祉施設のほうも、食事を提供している施設ありますので、そちらのほうも併せて検討していきたいなと思っております。

次に、フードリサイクルの取組ですが、議員おっしゃるとおり、ほかの町の事例とかを見ますと、残ったものを堆肥にして、それで畑を作って、またそこで野菜を作って、その野菜をまた学校で食するといったようなフードリサイクルされている町もあります。確かにそこまで学校で取り組めれば最高の形かなと思いますので、今後、検討はしていきたいと思いますが、ただ、堆肥化してもらえる事業者がいるのかどうか、あと再生利用するためにもやはりいろいろなコストがかかるかなと思いますので、その辺も併せて、今後、検討していきたいと思います。

以上です。

○7番（藤田直美） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） 通告済みの1問について、一般質問を行ないます。

なお、質問内容の表現等で不快に思われる方もいらっしゃるかと思います。あらかじめおわび申し上げます。

勇足地区の公衆トイレについて、お伺いします。

勇足地区には車で立ち寄れる公衆トイレが存在せず、その地域を通行する全ての方々や地域住民は、不便とともに衛生面においても不快な思いを現在されております。今後の取扱いについて伺います。

明細として、1つ目、勇足コミュニティセンターの併設トイレが閉鎖される時、今後の取扱いについては建て替えを念頭に地元と協議していくとのことでしたが、これまでどのように勇足地域と話し合いをし、方針を固めてきたか、閉鎖時期や協議の内容、回数、閉鎖に至る経緯など、具体的に伺います。

2つ目として、現在の仮設トイレは冬期間閉鎖され利用できない状態であるが、勇足地域の皆さんがそれによってかなりの不便、不利益を強いられている事実を具体的に把握しているのであれば、それをお伺いいたします。

3つ目として、国道242号線沿いには池田町利別から本別市街までトイレ設備がなく、中間地点に位置する勇足地区に公衆トイレは必要と考えるが、町としての見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員より御質問のありました、勇足地区の公衆トイレについて答弁をさせていただきます。

勇足地区コミュニティセンターにつきましては、御承知のとおり平成29年度より休館中ございまして、当時、11月中旬から4月中旬までの冬期間は閉鎖していた経緯もあり、冬期間の施設周辺での、用を足せない方の排泄物の問題が多くあったとお伺いしており、平成27年以降、施設の在り方について勇足地区の皆さんと協議を進め、施設の休館についての御承諾をいただいたところであります。

施設閉鎖後のトイレの問題につきましては、さきのまちづくり懇談会におきまして、当時の地域住民の皆様と町側の捉え方に行き違い、相違があり、町といたしましては、主にパークゴルフ利用者のトイレ利用に対応するため仮設トイレ1基を増設し、現在に至っているところであります。

また、冬期間はパークゴルフ場も閉鎖されるため、トイレにつきましても閉鎖している状況にあり、施設閉鎖後の冬期間は、施設ロータリーの入り口及び出口をバリケードで侵入禁止の措置を行なっているところであります。

現在におきましても、地域の皆さんが冬期間において大きな不便や不利益を強いられているとは捉えておりませんが、まちづくり懇談会での御意見を踏まえ、年間を通じての利便性等を鑑み、地域の皆様方と勇足地区の公衆トイレの設置に関しまして相談、協議を現在進めているところでございます。

御理解賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員、座ったままでいいです。

○3番（丑若浩行） ただいま議長の御配慮ありがたく承りまして、着席のまま失礼ながら、質問を続けさせていただきたいと思います。

平成27年からトイレが使えなくなったということで、当時の勇足の住民の皆さんの認識は、トイレの建て替えのために、その間簡易トイレを敷設するので、それを利用していただきたい、そういう認識で承ったと地域住民の方からは承っております。

なぜそのような認識の違いが、この長年にわたってすれ違いが起きたのか、それはどこにあるのか、私はその間、この問題を先送りした年数があまりにも長かった、そのせいであると思いますけれども、その辺の御認識をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。

平成27年の11月から、このコミュニティセンターの利用実態がないというところを踏まえて、あと維持管理費等の問題もあるという部分もありまして、勇足地区の、まずは元町自治会の皆様と協議をさせていただいた経過がございます。

その当時、コミュニティセンターの施設の閉鎖等の部分につきましては、施設とトイレは別に考えてほしいといったような御意見等を伺っている事実がございます。そういった状況の中で、トイレにつきましては、主に当時パークゴルフ場利用者の、隣接しておりますので、そういったところに対応するという部分、当時1基の簡易水洗が設置していたわけですが、そういった部分の教育委員会のほうでもそういった対応を、増設といった中で対応をさせていただいたという部分でございまして、こちらの部分といたしましては、トイレ全体と、どう考えるかという部分での横の連携が不足していたのかなと感じているところでございます。

また当時、施設の解体という部分で、おおむね自治会の総会でも御了承をいただいておりますが、やはりまだ存続してほしいという声も一部ございまして、ただ施設の老化もありますので、今回このトイレの部分と併せて、施設の解体についてもまた協議をさせていただくという予定をしておりますので、そういったことも踏まえて、この部分については対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 最初の質問については、理解したつもりであります。

2番目の3番目の質問に対して、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

暫時休憩します。

午後 3時26分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丑若議員。

○3番(丑若浩行) 現在、仮設トイレにおいて、冬期間閉鎖しているというこの現状におきまして、被害の内容等を把握しているかという間に直接答えてもらったような感じはしないのですが、勇足の住民の方々は非常に不便な思いをされているというのは、駅舎の周りに、当然そこに、通行する方はトイレがあるという認識で集まってまいります。その結果どういことになるかということ、駅舎の周りに排泄物が放置されたり、または個人の家にトイレを貸してくれと言って駆け込んできて、いいですよと中に入れたらバスからぞろぞろ降りてきて、えらいことになってしまいました、こういうことがあります。実際にそういう問題が発生して、私、相談受けておりますけれども、それらは今まで個人個人の努力によって克服されてまいりました。町としてはそれらに対してどういう対応を取れるのか、取ってきたのか、そこをお伺いします。

もう1点につきましては、勇足地域に対して今後、公衆トイレの建設計画等があるのかどうかお聞きします。

○議長(篠原義彦) 暫時休憩します。

午後 3時28分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に、会議を続けます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長(小川芳幸) まず、1つ目の再質問の部分でございます。

地域のそういった個人宅へのトイレの利用等、地域の中でそういった対応もいただいているという部分の認識でございますが、平成27年のコミュニティセンターの在り方に係る協議の際におきまして、そういった御意見等をいただいております。閉鎖時期の期間中については、やはり自宅ですとかで借りに来る方がいるという部分もあるということですので、町といたしましての対応といたしましては、施設に貼り紙等をいたしまして使用できないと、観光情報センター、本別地区の南側、共栄地区にございますけれども、そちら側への誘導等の周知等もさせていただきながら対応させていただいたという部分がございます。

現在におきましては、先ほど町長からの答弁にありましたけれども、ある程度バリエーション等もする中で、冬期間については、除雪も当然しておりませんので、一定程度期間がたっているという部分もありますし、その施設自体が今使えないといった認知も大分あるのかなど、こちらとしては捉えておりまして、施設の管理、パークゴルフ場含めて、町といたしまして、そういった地域からの御意見等については、今、現実的には伺っていないという部分がございます。

ただ、まちづくり懇談会の今回の中において、そういった意見等がまたございましたので、今後、話し合いをさせていただくということで、自治会の皆様とは話し合いを今している最中でございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 私のほうから、勇足地区における公衆トイレの設置について考えはないのかという御質問につきまして答弁をさせていただきます。

この勇足地区コミュニティセンターと今の仮設トイレにつきましては、経過は今まで御説明申し上げたとおりでございます。直近ではその仮設トイレも閉鎖してございます。そしてバリケード等によりまして、そこに侵入できないような状況になっておりますが、丑若議員も御存じだと思いますが、勇足地区公民館におきまして、やはり年間を通しまして10件程度、勇足地区を通る車両が公民館のトイレを貸していただきたいというお話も受けているということも捉えているところでございます。

そして、昨日の勇足地区懇談会におきまして、地域の皆様方から、やはり国道242号線、東は仙美里、そして町なかに3か所あり、そして勇足地区には今、公衆トイレがないと。そしてまたさらに、共栄のインターチェンジから勇足に抜ける車両、特に大型車両が多く来て、その辺からも、やはり公衆トイレが必要との意見を賜っておりましたので、早速、帰ってきまして原課に、勇足地区における公衆トイレの設置に向け、その工事の図面、そして経費を、今、算定するよう指示を出しているところでございます。

それらを基に、午前中も言いましたが、1月以降に、国の動向にもよりますが、最終的に町の予算の案を議員の皆様にお示しすることになります。その前に判断をしてまいりたいと思っております。現在のところ勇足地区におきまして、公衆トイレを設置をしたいと、それも令和5年度の予算に反映させたいというところで検討を進めてございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 来年度以降の予算にのるということで、大変喜ばしく思っております。

もう一、二点お伺いします。

勇足コミュニティセンターの取扱い、現在建ってしまっていて併設しているトイレ、その代わりを建てていただけるということですがけれども、そこに行き着くまでのタイムスケジュール等、大ざっぱで構いません、今分かっている範囲で、ありましたら教えてくださいたいと思います。

もう1点、その際に地域と協議するということでもありますけれども、その参集範囲、これをお伺いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 建て替えといいますが、トイレの設置に関するスケジュールでございますが、現在、休館、休止しておりますコミュニティセンターの、当然、解体という部分もございまして、また、設置するトイレの位置の部分についても地域の皆様と協議をする必要があると考えております。そういった部分では、現時点でのスケジュール感というものは全く今、これからという状況でございますが、まずは元

町自治会の皆様に相談をさせていただきながら、休館に至った経過のときも、勇足地域の自治会長等にもそれぞれ個別にお伺いをさせていただきながら説明もさせていただいておりますので、そこら辺は勇足地区の皆様と全体として協議をしていければなど考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 参集範囲についてですけれども、現時点で簡易トイレ一番使っているのは、パークゴルフの会員の皆さんが一番使っているかと思えますけれども、そこは参集範囲に入るでしょうか。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） そこら辺につきましては、当然、元町自治会の中でもそういった関係者について意見もいただく必要があると、恐らくそういうことになろうかと思えますので、利用者、関係者等を含めまして、幅広な部分で意見調整といいますか、対応についてはしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 最後に、もう1つだけお伺いいたします。

現在、もう手遅れかもしれませんが、冬期間のトイレの閉鎖が1か月ほど続いております。つい先日、私も目の前で会議をしていましたら、1台のワゴン車そのバリケードの前でUターンをしていきました。来年の春にも、また不愉快な思いをされる町民の方がおられるかもしれません。今までの対応では対応し切れない事態も出てくるかと思えますけれども、来年の春、いかようの対応を取られるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） そういったトイレ利用者、したくてもできないという状況での衛生的な部分での対処ということになるのかなど、そういう質問なのかなと思えますけれども、これまでもパークゴルフ場開設時、あるいはトイレのオープンするときに合わせた、そういった環境整備等については、例年、町のほうで行なっているところでございます。

そういう部分では、来年度に向けましても同様に、そういった対応につきましては、町のほう全体といたしまして対応はしていく必要があると考えております。

○3番（丑若浩行） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

散会宣告（午後 3時39分）

令和4年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

令和4年12月14日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 議案第 8 2 号 | 本別町企業誘致条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 同意第 4 号 | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 4 | 同意第 5 号 | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 5 | 同意第 6 号 | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 6 | 意見書案第 8 号 | 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書 |
| 日程第 7 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会) |
| 日程第 8 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 議案第 8 2 号 | 本別町企業誘致条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 同意第 4 号 | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 4 | 同意第 5 号 | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 5 | 同意第 6 号 | 本別町公平委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 6 | 意見書案第 8 号 | 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書 |
| 日程第 7 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会) |
| 日程第 8 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書) |

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-------|--------|-----|-------|-------|
| 議長 | 1 2 番 | 篠原 義彦 | 副議長 | 1 1 番 | 柏崎 秀行 |
| | 1 番 | 宮本 やよい | | 2 番 | 加藤 徹己 |
| | 4 番 | 水谷 令子 | | 5 番 | 梅村 智秀 |
| | 6 番 | 石山 憲司 | | 7 番 | 藤田 直美 |
| | 8 番 | 方川 一郎 | | 9 番 | 高橋 利勝 |

○欠席議員（1名）

3番 丑 若 浩 行

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐々木 基 裕	副 町 長 村 本 信 幸
会 計 管 理 者 藤 野 和 幸	総 務 課 長 三 品 正 哉
農 林 課 長 篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長 長 屋 和 幸
住 民 課 長 倉 崎 景 一	子 ども 未 来 課 長 松 本 恵
建 設 水 道 課 長 加 藤 勉	企 画 振 興 課 長 小 川 芳 幸
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長 松 本 秀 規
総 務 課 主 幹 上 原 章 司	建 設 水 道 課 主 幹 小 出 勝 栄
総 務 課 主 査 石 川 雅 康	教 育 長 高 橋 哲 也
教 育 次 長 武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長 高 橋 優	代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之	総 務 担 当 主 査 越 後 忠
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香	

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第1 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

1 番宮本やよい議員。

○1番（宮本やよい） 通告済みの1問について質問させていただきます。

学校における感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症においては、厚生労働省のデータからも子どもの重症化リスクはインフルエンザと比べても低いのが実態であり、学校での感染症対策の在り方を検討すべきと考えますが、現状と見解を伺います。

マスクの感染予防効果、そして子どもの心身の健康や発達の影響については様々な見解がありますが、マスクが感染防止に効果があるという科学的根拠はありません。マスクを着けたい、着けたくない、着けることができない。健康上の理由だけでなく、いろいろな考えや事情があり、町内の保護者や子どもたちの考えも非常に様々で、たくさんの方から悩みの声を聞いています。また、黙食についても、文部科学省が作成している衛生管理マニュアルでは大声での会話を控えるとしており、11月8日の永岡文部科学大臣の記者会見でも、必ずしも黙食することを求めているわけではないとしています。

以上を踏まえ、学校でどのような指導が行なわれているのか、今後どのように指導していくのかを伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 宮本議員より御質問のありました、学校における感染症対策について答弁させていただきます。

これまで、学校における感染症対策については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、三つの密、いわゆる密閉・密集・密接を避けること、人と人との間隔が十分に取れない場合のマスクの着用、手洗いなどの手指衛生及びこまめな換気など基本的な感染対策を講じているところであります。また、新たな情報や知見に基づき、学校衛生管理マニュアルは改訂されておりますし、文部科学省や北海道教育委員会からは、そのときの状況に応じた通知が随時ありますので、それらに従い感染対策を講じているところであります。

マスクの着用につきましては、学校衛生管理マニュアルに従い、身体的距離が十分に取れない場合はマスクの着用をお願いしておりますが、屋外では人との距離が確保できる場合、人と人との距離が確保できなくても会話をほとんど行なわないような場面、屋内においては、人との距離が確保でき、会話をほとんど行なわないような場面についてはマスク着用の必要がない場面としているところでございます。

黙食につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針の変更に伴い、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底することという記述が削除され、学校衛生管理マニュアルでは必ず黙食とすることを求めていることが明示されました。教育委員会といたしましては、各学校に周知をしているところではありますが、各学校の実態を把握し、学校の実情に応じた適切な運用について協議することとしております。

今後引き続き、学校衛生管理マニュアルや文部科学省や北海道教育委員会からの通知を基に、各学校現場において感染拡大防止対策と教育活動を両立させ、児童・生徒の充実した学校生活の実現に向けた取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 再質問させていただきます。

マスクは、友達や先生の表情が見えないことによる発育への影響や、頭痛、集中力低下、体や心に対する悪影響が指摘されています。本町では、マスクの弊害についてどのように認識されているのか。また、マスクの有効性、効果、科学的根拠について何か確認されているのであれば、具体的にお答えください。

黙食についてですが、文科省の必ずしも黙食を求めているわけではない、そうしている中で、全国的に黙食を緩和する動きが出ています。既に、黙食解除したところも複数あり、つい昨日、新聞では帯広の市議会で今後は道教委の通知に基づき、各学校における感染対策を前提に黙食という言葉を用いずに、会話のある楽しい給食となるような工夫をしていくという記事が載っていました。このような他県やほかの市、町の動きを把握されているのかどうか。また、このような動きについてはどのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 宮本議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、マスクの影響、弊害、科学的効果という部分でございますが、こちらについては、先ほどの答弁のほうにも答えさせていただいておりますが、学校衛生管理マニュアルに基づいてマスクの着用をお願いしているところでございます。こちらの学校衛生管理マニュアルにつきましては、このマニュアルの策定については……。すみません。暫時休憩をもらっていいですか。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 衛生管理マニュアルの策定については、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会の委員の協力を得て作成されているものでありまして、委員構成の中には学校関係者のほかにも、新型コロナウイルス感染症対策アド

バイザリーボードメンバー、新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員、日本医師会常任理事、日本学校保健会副会長といった医学の関係者も入った中で策定されておりますので、マスクの着用については効果があるものという認識の下で、学校においてマスクの着用をお願いしているところでございます。

2点目の黙食の関係になりますが、先ほど宮本議員がおっしゃられたとおり、先日の帯広市議会のほうでも黙食の関係の記事が載っているのも承知しております。黙食については、11月30日付に道教委から各学校の給食時間等において座席の配置の工夫や、適切な換気の確保などの対策を講じた上で、児童・生徒間で会話を行なうことも可能であることを踏まえ、地域の感染状況も踏まえつつ、それぞれの事情に応じた取組を実施することという通知が来ておりますので、この通知をすぐさま各学校の校長のほうに周知するとともに、各学校の実情もあるかと思えます。それぞれの学校によって、児童・生徒数の数も違いますし、主に教室で給食を食べることになるかと思えますが、児童・生徒数の少ないところであれば、ある程度間隔を取って給食が取れるので、マスクの着用をしなくても、ある程度距離を確保した中で、給食の会話も可能かなと考えております。それぞれ各学校の実情が違いますので、その実情を把握しつつ、各学校に合わせた形で給食中の会話をしていくというところを各学校とも今後協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 確認なのですが、そこその実情に合わせてという、今の答弁なのですけれども、つまりそれは、国が言っているからということではなく、ある意味、町独自の判断でできるということなのでしょうか。

マスクの学校管理衛生マニュアルの件ですが、いろいろな人たちが集まって専門家なりアドバイザーなりが集まってということですが、いろいろな人たちの意見を聞くことはとても重要だと思います。その中で、町民の方から勉強会、マスクの効果だったり弊害だったり、そういう提案が一度だけではなくされているにもかかわらず、それを断り、なおかつ今後もする予定はないと。そういう経緯がありますが、その理由についてお伺いします。

マスクは義務なのか推奨なのか、そちらもお願いします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 宮本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の学校給食における黙食の関係でございますけれども、武田次長答弁しましたが、その実情に合わせてというのは、当然、一定のルールの下での緩和ということだと捉えておりますので、先ほども申しました答弁と繰り返しになりますけれども、

当然教室のスペース、そこにいる生徒・児童の人数等にもよりますし、この通知があったときに、校長会の会長ともお話ししましたが、それぞれの学校でどういうふうに行ったらいいのかというところは、また詳しく検証しましょうということも予定しているところでございます。また残念ながら、今、中央小学校で先般、学校閉鎖ですとか、今、コロナの関係についても予断を許さない状況ということも背景にございますので、そういった事情等もしんしゃくしながら対応していくことが必要なのかなと今考えているところでございます。

それから、マスクの着用の部分でございますけれども、義務なのか推奨なのかというところでございます。管理マニュアルにつきましては、基本的にはマスク着用を基本としているところがありまして、基本的には強制ではない。みんなに協力をお願いしながら、みんなで感染予防対策に取り組んでいるというようなことで押さえていただければと思います。

また、勉強会のこと言われましたが、私の捉え方としてはそういった提案、勉強会をしてはいかがですかということでの捉え方と受け止めております。ただ、勉強会といっても、当然本当ならば、そのマスクを推奨する立場、あるいはマスクが必要ではないという立場、やはり両方の立場の勉強会ということでのバランスも当然必要でしょうし、残念ながら、そのマスクの着用に関しましては繰り返しになりますけれども、文科省の管理衛生マニュアル、これに基づいてやっているというお話しさせていただきましたとおり、これによって私ども教育委員会に自由裁量といいますか、独自路線でこれを変えろだとかというところの残念ながらそういった隙間がないという実情も踏まえたと、その勉強会をしても、単にそこからの派生といいますか進展というところでは、なかなか取り組めないという実情もございますので、そういった事情をお酌み取りいただければと思います。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、マスクは強制ではないという返事でしたが、マスクに関して、マスクの自由化というのを表明した都道府県10以上あります。そして、マスク着用群、非着用群で感染率に有意差はないという研究結果も出ています。そして、正しく着けられていないマスクに感染予防の意味はないと思います。

そうした中で、子どもは環境の影響を大きく受けながら成長、発達していきます。学校などの集団生活の中で、いろいろな人の表情や振る舞いに触れて、喜怒哀楽の表情を区別しながら成長していきます。でも、今はマスクによって、相手がどのような表情をしているか理解不能になっています。全ての子どもではありませんが、言語の遅れや表情の乏しさ、不安傾向といったマイナスな影響も出ています。感染対策ばかりが強調されて、マスクが子どもたちの発達に与えるリスクには目を向けていないように感じます。何か起きてからでは遅い。まして、子どもは自分で体や心の変化を自覚したり、言葉で表現するのが難しいです。気づいてあげられないこともあります。子どもは大人や先生の言ったことを逆らえないので守り続けています。

先ほど、マスクは強制ではないと言っていましたが、強制でないことを教師が押しつけるのは問題ではないでしょうか。マスクはマナーでもルールでもありません。特に子どもには有害です。強制はしないでいただきたいです。

黙食に関しても、子どもたちには楽しく給食を食べさせたいと思います。大人は楽しそうに外食していて、大人はいいのに子どもはなぜ駄目なのか、答えられますか。給食中しゃべったら放送を止められる。そういった罰を与えられている、そういうクラスもあります。まるで囚人のような扱いだと思います。このような実態を御存じなのか、またこのような対応をどうお考えかお聞きします。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。お願い事は駄目です。

高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 再質問にお答えしたいと思います。

宮本議員が最初に御質問の趣旨でもございましたように、マスクについては着きたい、着けたくない、着けれないという様々な事情がある中でということもおっしゃられていたとおり、それぞれいろいろな考え方があろうかと思えます。また、おっしゃられるように科学的根拠等につきましては、もちろん、心配を危ぶむ声の論文もあれば、マスクは有効であるということを手張されている方々もいらっしゃいます。そういった中で、双方がそういったそれぞれ専門家の方々の立場で手張されているところをもって、なかなか私も現場において考えた場合については、そこは本当にどちらか白黒はっきりつけていただければ、一番分かりやすいと思っているところでもありますけれども、いろいろな考え方があの中で、先ほども申し上げましたとおり、当然、その管理衛生マニュアルを策定した方々の中の専門家の方々が、そういった形で策定した部分について、それを基本として、それを実践しているというようなことですので、なかなかそこを本当にこの現場といいますか、この立場で、そこを専門家同士のいろいろな意見の相違を論じることは正直難しいと思っているところでもあります。

ですから、強制、あるいはどうなのかというところでいくと、基本的には管理衛生マニュアルは、そういった着用を基本とした感染拡大防止対策を講じることということですので、そういった部分で継続すると考えているところがございます。

また、黙食の部分でございますけれども、大人は子どもはというようなところでございますが、学校におきますそういった感染防止対策というのは、これは考え方それぞれあろうかと思えますが、やはり学校で、学校閉鎖だとか、そういったことになると、やはり学校生活においての一日一日は当然取り戻すことはできないとなりますし、その限られた1年次、2年次、当然、友達との交流だとかいろいろなことを含めて、そこに留まるということができないわけでございます。そういった部分で、大人の社会というところでいけば、体調悪くして、あるいはそういったところで繰延べだとかできることはありますけれども、学校生活において、1年生が足りなかったから2年生に食い込んでやるだとか、そういったことは当然できないわけですので、その限られた時間しっかり学びを保証しながら、しっかりそういった対策を講じることが、いろいろな考え方があの中で有効と思われるところをしっかりとすることが、その道しかないのかなというところ

ろで考えているところでございます。

あとそれから、黙食現場についての、そういった実情、実態ということをおっしゃられておりましたけれども、全てのクラスがどうなっているかというところを今、危惧されているところだと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、その黙食の部分に関しましては、実情について今後照らし合わせながらということをお断りさせていただいたとおり、そういったことも踏まえながら適切な運用をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） いろいろな考えがある中で、仮にマスクに感染を防ぐ効果があったとしても、実感できる効果はありません。100%近くマスクしていながら感染爆発して学校閉鎖とかにもなっています。感染予防効果が乏しいだけではなくデメリットが多い。そもそも、コロナの感染リスクは年齢が低くなるほど圧倒的に小さいことも厚生労働省のデータで明確に証明されています。マスクしましょう、マスク外しましょう。そうではなくて、マスク外しても構わないという選択肢を子どもに与えるときが来ているのではないかと思います。選択を自由にすべきで、自分の意志で自由に決める。子どもたちが自ら考え、意思決定する機会を提供するのも子どもの心を支える学校の役割ではないでしょうか。

また、マスク・黙食については、いつになったら、どういう状況になったらやめられるとお考えかお聞きします。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 再質問にお答えさせていただきます。

仮に、効果があるとしたらということをおっしゃられましたけれども、その効果ある、ないについては、先ほども申し上げましたとおり、ちょっとこの場で私がどうこう論じる場所ではないのかなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

ただ、マスクの着用の部分、メリットがない、そして選択肢というところもございましたけれども、最近のいろいろな資料等もいろいろ拝見させていただく中で、例えば、ハーバード大学のほうでマスクの着用について、している学校としていない学校では、約倍の差が出ているという研究成果も発表されているですとか、それから、マスクが発育、発達に与える影響も、これも科学的根拠はないというような、やはり専門家同士でいろいろな見解があると捉えているところでございます。

宮本議員おっしゃられました選択肢を与えてあげたらどうかというところでもございますけれども、それはその物理的などところでいきますと、当然先ほど繰り返しになりますけれども、着けないと不安を覚える児童・生徒もいらっしゃいますし、着けたくない、あるいは着けられないということもあるということで承知はしているところでありますが、その選択肢というところでは、残念ながら、その学校生活、教室の中での集団の中での授業ということになりますので、当然そこで、その授業の中で、教職員の方がそれを分断しながらといいますか、教室を分けてやるといったところでは物理的に難しい

部分もございますし、よく言うように言葉が適切かどうか分かりませんが、いろいろな考えの中でみんなでどう理解し合いながら、協力し合いながら学校生活を楽しく送れるかといったところは、しっかり私どもも考えつつ対応してまいりたいと思っております。

また、その意思決定、児童・生徒にもとといったところは、それはおっしゃるとおりだと思いますし、いろいろな今こういった情報がある中で、しっかり取捨選択しているところは今後の教育にとって当然、当たり前が必要だと思っておりますので、その部分については、これはまた一つ別の問題だとは思いますが、先ほども申し上げましたとおり、学校現場をしっかりと校長先生等とも協議しながら適切な学校生活が送れますよう、そこを最大限優先しながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 子どもの中でも外したくない、着けたくない、いろいろな考えがある中で、マスクに関しては、マスクの弊害、かなり先ほどもいろいろ言いましたけれども、いろいろあります。そうした中でも、重症化リスクの低い子どもたちがより厳しい感染対策を強いられています、今。そういうコロナ社会を形成しているのは私たち大人であって、そのしわ寄せが子どもたちに回ってきていると思います。大人が責任を持って解決しなければならないと思います。子どもが受ける影響は、大人の二、三年とは全く違います。いろいろな健康だったり発達だったりの弊害を考えた中で、教育長、自分の職責をどのように子どもたちに向けて果たしていかなければならないか、しっかり考えてください。

そこでマスクは自由化にしたらどうでしょうか。黙食についても見直しませんか。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えさせていただきます。

マスクの部分、黙食の部分、管理衛生マニュアル、あるいは文科省の通知等に基づいてということをお話しさせていただいております。その中で、先ほど宮本議員もおっしゃられていた他の市町村だとかそういった取組もありますよということがございます。基本的には私の受け止め方としては、そういった通知ですとかそういった動きを基本としつつも、やはり最大限、じゃあ現場でどこまでできるのかといったところは、そこは本当に工夫次第だと思っておりますので、そのルール、通知の中で、しっかり基本としつつも、できることについては取り組んでいきたいと考えております。

また、職責としてどうなのかということもございますけれども、繰り返しになりますが、最大限、やはり学びを保障する、子どもたちに楽しい学校生活を送っていただくということが最大の課題だと捉えておりますので、その中でしっかりできること、自分あるいは教育委員会のスタッフとともに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（宮本やよい） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、まずもって師走の気ぜわしい中、傍聴にお越しいただきました皆様、また私自身、町民の皆様にも少しでも開かれた町議会への思いから、念願の議会中継が始まり、初めての一般質問の機会となります。御視聴いただいている皆様に対しましても、心よりの御礼を申し上げます。

本日12月14日を含む12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。法務省等より、拉致問題は我が国喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題について関心と認識を深めていくことが大切だと広報されており、本別町民においても生活圏となる帯広や釧路においても拉致被害者関係者や拉致の可能性を排除できない事案に該当する方々がおられますので、私からもぜひ、皆様に御関心をお持ちいただきたく、また御理解をいただきますよう申し上げますところでございます。

それでは、質問通告4問中、議会運営委員会にて却下された1問を除く3問につきまして、一般質問を執り行ないます。

それでは1問目でございます。情報公開制度は適正に執行されているのか。本町では情報公開制度が設けられ、条例によって、その理念とともに定められているが、その事務実務について事実と所信をたずねます。

町が保有する情報は町民との共有財産であると条例で位置づけられ、情報公開制度は町民の知る権利を尊重するとともに、個人情報の保護をも行なわねばならず、適正な行政実務が求められる。しかるに、本別町情報公開条例に定められた情報公開事務実務において、公開の決定とその通知、公開することができない理由とは異なる恣意的な非開示及び一部開示、こちらにおきましては、その公開請求者に対しまして、公開ができない、または一部しか公開ができませんよというときに、その理由が述べられるのであるが、その理由とはかけ離れた箇所について非開示及び一部開示がなされるという趣旨のことでございます。およそ適正とは認めがたい事由が散見されるため、これらの是正と適正な措置が必要である。これまでの対応と併せて事実と見解を伺う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の情報公開制度は適正に執行されているのかについて答弁をさせていただきます。

本町における情報公開制度の理念や公開請求の手続きにつきましては、平成14年3月に制定いたしました本別町情報公開条例にて定めており、町が保有する情報は町民と共有の財産であることを前提に、町民の知る権利を尊重し、町政への町民参加の推進と公正で開かれた町政の発展に資することを目的としております。

公文書の公開請求があった場合には、ただいま申し上げました基本理念にのっとり、全てを公開することを前提としながらも、条例で定める非公開事由に該当する箇所、例えば、1つ目として、特定の個人が識別されるような情報は言うまでもありませんが、2つ目として、公開することによって法人または個人の活動利益を害することとなるよ

うな情報、そして3つ目として、公正、適正な町政執行の妨げとなるような情報、4つ目として、法令により公開することができない情報は、いわゆる機密情報として、その部分を判読できないよう加工し、非公開とする理由を付して部分的公開あるいは全部非公開とすることがあります。機密情報であるか否かの一義的な判断は、基本的には公開請求があった文書の所管課において行ないませんが、その判断に疑義が生じた場合は、都度、顧問弁護士に相談をし、類似する判例や過去の事例と照らし合わせながら、慎重に対応しているところであります。

その過程におきまして、内部協議や顧問弁護士との打合せを行なう中で、条例で定めた決定期日を超過してしまうこともあるのは事実であり、その場合は法定延長の通知を行なうこととなっておりますが、このほどその手続きが適正に行なわれていなかった事例が発生しております。

また、一部公開または全部非公開とされたものにつきましては、それぞれのケースの中で、町民の知る権利の尊重と関係する法人、個人の利益、そして適正な町政執行、この両者のバランスを考慮した上で判断されるべきものでありますが、内部調査を行なったところ、それによらない事実が認められたところでもあります。

これら適正に行なわれなかった事案につきましては反省するとともに、関わった職員に対しては、注意を与え、本来行なうべき事務処理の方法などを具体的に指示をし、再発することのないよう対応しております。

また、情報公開制度の適正な運用を行なうため、全ての職員に対して、事務処理や手続きの再確認を指示するとともに、制度の基本理念と適正な運用の重要性について、改めて研修する機会を設けたいと考えており、今後も開かれた町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、再質問を行ないます。

こちら、町長から御答弁いただき中で、いくつか改めてお伺いをいたしたく存じますが、まず、所管課において、それらの判断等を行なうということでしたが、疑義が生じた際は顧問弁護士等に相談だということですが、本町において顧問弁護士を設けたのも、そう古くはないのかなと認識しているところですが、これらそのような事務実務を行なう、いわゆる疑義が生じた際は顧問弁護士に相談をするというのは、いつから執り行なわれている点なのかという点についてお伺いをいたします。

また、このたび、法定延長の通知に不備があったというところですが、こちらにつきまして、いわゆる条例で定められているものですが、この本別町情報公開条例についても、第7条及び第7条2項等に定められているものだと思料するところですが、こちらにつきまして、すなわち、条例違反があったというような理解でよろしいのかお伺いをいたします。

こちら、改めまして、再発防止対策ということで町長から御答弁をいただいたところでございまして、至極当然の御対処であると考えるところでございまして、これまでに

おいては、その所管課それぞれに判断を仰いでいたということでございますけれども、これまでのそうした事務実務に当たる職員等に対してどのような体制が敷かれていたのか伺いをいたします。と申しますのも、私自身、これまで幾度となく、情報公開請求制度というものを利用してまいったところでございますが、その所管課によって対応がまちまちだったというところでございます。中には、例えば、当初においては、請求した資料等について、例えば町民等に対するアンケート等であれば、そもそも公開が前提とされたものでないからなどと、私にとっては身勝手な持論を展開されていると。これ、逆に考えれば、むしろ非公開が前提とされていないものにもかかわらず、さきに町長が御答弁いただいたとおり、基本は全部公開ですよというように位置づけられているにもかかわらず、公開が前提とされていないからなどとの理由を述べられたことも過去にはございました。これも一度ではないです。ただ、それらについて、担当職員等と窓口でのやり取りの中では結果として公開されたというような経緯もございますので、そういった意味では、町民としての権利は最終的には保たれたと考えるところでありますが、少なくともそうした不適切というような事例が散見されているということが実態としてございます。

これら、これまでについてはそうした全職員等に対する指導体制というものが徹底されていなかったということの表れかなと考えるところでございますが、これまでの指導監督、そうした指導体制というものがどのようなものであったのかという点について伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

まず、所管課の判断の後、顧問弁護士に相談しという、いつからかという部分でございますが、こちらにつきましては顧問弁護士お願いしたのが平成30年。顧問弁護士への相談についてはそこから行なっております。その前の相談につきましては、都度、前いらっしゃいました、ひまわり法律相談の弁護士の方ですとか、あとは、上級官庁ですね、北海道ですとか、そういったところに確認をしながら、疑義があった場合については、これまで対応させていただいているところでございますが、顧問弁護士ということになると、顧問弁護士を依頼してからという形になります。

その次、こちらについて、今回の対応において条例違反があったのかという御質問だったかと思いますが、こちらにつきましては条例で定められた開示期間過ぎてございましたので、条例違反ということで認め、先ほども答弁させていただきましたが、関係する職員に対しまして注意を行なっているという実態でございます。

これまでの実務ということでございますが、基本的には情報公開条例の中で各執行機関というものが定められておりまして、原則はその執行機関の中で判断がなされたというところになってございます。ただ、町長部局におきましては、基本的に原課のほうで、まず所管課のほうで判断をいただいて、その後、総務課が情報公開条例の主管課になりますので、総務課に相談がありまして、その上で、どのように行なうかというのを決定してきているところでございます。

アンケートなど公開が前提なものとなっているものでも、そういったことがあったのではないかという御質問でございますが、こちらにつきまして、アンケートにつきまして、公開が前提となっていないという部分につきましては、こちらについては、議員おっしゃったとおり、お話の中で公開いただいた部分があるということでございますが、このアンケートを基に政策等決定する場合におきまして、その内容が外に出ることによって、その政策決定に影響等を及ぼす場合につきましては、アンケートにおいても非開示となるというところで捉えておりますので、こちらについてはそのように御理解いただければと思っております。

全職員への指導はどうだったのかということでございますが、これまで全職員を対象にした本別町独自における研修会等については行なわれておらず、外部における研修ですね。例えば、札幌市で行なわれる研修ですとか帯広市で行なわれる研修に一部の職員を派遣して研修をいただいたということはございますが、全職員を対象にした町独自における研修は行なっておらず、今回このような事態も発生してございますので、これにつきましては先ほど町長の答弁にあったとおり、今後全職員を対象とした情報公開、また個人情報の関係の研修をしっかりと行なわせていただきまして、どこで取っても同一の判断となるような形で今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

ただいま御答弁いただいた中で、アンケート等ということで例示されましたけれども、例えばこちら、非開示の理由として、今御答弁いただいたように政策等への影響、政策等の意思決定の影響等が懸念されるのであれば、当然のことながら、非開示ないしは一部非開示の理由として、それらを明言しなければいけないというところではありますが、その理由について、その開示を前提としたものではないからと。これは私の理解であれば、その誤った解釈に基づく非開示理由ではないかなと。当然のことながら、所管課の職員においても、それらについて理解を示していただけだったので、結果としては、その公開につながったというところだと思料するところでございますが。そうしたこともあるのは重々承知してございますので、これから新しい体制や指導等を行なうということでございますので、その非開示や一部開示に関する理由等はしっかりと分かりやすく丁寧に記載をしていく必要があると考えるところでございますので御見解を求めるところでございます。

冒頭からお話ししていく中で、例えば非開示や通知に関する部分であったり、非開示理由等、実質上、非開示とした部分の整合性が取れていないとか、少なくとも複数の不適切なものがあつたところでございますが、例えば、これまでの実務の中で、本来であれば、非開示理由に該当されていないにもかかわらず、実質上、非開示の理由とは合わないものについて、結果として非開示とされたというものが、もし内部調査等で把握されているのであれば、それはその請求者に対して、改めての対応、措置というものが必要だと考えるところでございますが、それらの存在や御認識についてお伺いをいたすも

のでございます。

先に、この通告を基に行なわれた調査等によって、結果として、公開の決定と通知等が遅れたというものにつきまして、御答弁からも条例違反であるというところでございますが、実質上、これら町の取扱いとしては、いわゆる条例違反を行なった、当然処罰が定められた条例ではございませんが、条例違反を行なった職員等については具体的などのような処分、注意ということではございましたが、どのような注意となっていたのかお伺いをいたします。

また、これ本条例においては、第24条に定める運用状況の報告というものがございます。こちら、広報等であったと記憶してございますが、年度の件数等について周知が、報告なされるものだと思いますが、これら実質上、不適切なこうした対応があったという点について報告が必要であると、私自身は考えるところでございますが、それらについての御見解もお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問であります。まず非開示の理由については、しっかりとというお話であったかと思えます。

こちらにつきましては、当然、公開される方に対して、きちんとした理由を明示しなければならないと考えておりますので、そういった事実があるのであれば、改めてこちらについては関係職員に対してはきちんと周知するとともに、今後、決定をするに当たっての、開示理由、非開示理由については、きちんと適切な判断の下、開示者に対して行なっていきたいと考えているところでございます。

これまでの中において、そういった形における非開示があったのかというところでございますが、基本的には今回、私どもで調査をした中では、先ほど町長の答弁の中にもございました2件について報告をさせていただきました。それ以外につきましては、何らかの理由で開示ができないものと捉えてございますので、こちらは改めて、これから調査をするということではなく、今後こういった事態があったということは事実でございますので、今後そういった公開請求があった場合につきまして、適切な対応を取るよう指導していきたいと考えてございます。

先ほど、条例違反の関係ですけれども、条例違反がありましたということでお話しをさせていただきました。本別町におきましては、懲戒処分の基準ということで、懲戒処分の基準の内容の中に、法令等違反不適正な事務処理等を行なった場合については処分をしますよということで、本別町職員の懲戒処分等に関する基準を定めてございます。こちらにつきましては、懲戒処分になりますので、かなり重たい処分を下す場合につける基準として作成したものでございますが、こちら、その事務処理により、公務の運営に重大な支障を与えた場合、または町民等に重大な損害を与えた場合につきましては減給又は戒告という処分を規定してございますが、今回の件に関しましては、決して、重い軽いということではと条例違反があったことは事実でございますので、やっつけられないことなのですけれども、本件、重大な損害とまでは認められないということで町長からの注意処分という形で今回は注意をさせていただいているところでございます。

運用状況の報告につきまして、不適切な対応あった場合の報告でございますが、こちらちょっと報告の仕方につきましては、これまで件数しか基本的には記載してございませんが、こちらは一度、内部で協議をさせていただいて、これを報告すべきかどうかというのはいちよつと判断をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 先ほどお伺いした中で、冒頭、2件についてということで不適切な対応が御報告というか御認識されたようでございますが、この通告に基づいて行なわれた内部調査において、うち1件については、その非開示の理由というものが、言うならば、個人情報等に配慮したものというようなところを基に一部部分公開とされているものでございますが、結果として部分公開とされ、実質上黒塗り、マスキングがされている箇所について、その理由とはかけ離れた恣意的な見せたくないというようなところが推測されるものという理由で非開示となったものがあるはずでございますが、これらについてその請求者に対して、改めて、しっかりと開示等行なうというような対応措置が必要だという点については、どのようにお考えか改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私が今捉えているところと梅村議員が捉えているところが違っていたら申し訳ないのですけれども、そういった事実があったとは伺っておりますので、そこにつきましては、マスキングを取った形で開示したいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは1問目終わりました、2問目に移ります。

それでは2問目でございます。役場業務の時間外対応の体制整備を。平日、日中のみの役場開庁時間では諸事情等により来庁が困難である町民がおり、住民サービスの向上が求められているが事実と所信をただす。

本別町役場の開庁時間は、月曜日から金曜日8時30分から5時15分とされ、案内や周知もなされているが、平日、日中のみの開庁時間では学業や仕事、生活環境等により諸手続きなどが困難となっている町民が少なくない。また、高齢の町民は特にも冬期間などは役場まで訪問することが困難となっている実情もある。生活環境の多様化に合わせて、住民サービス、町民の利便性を図る必要性があり、速やかなる体制整備が必要である。また、昼休み時間帯12時から1時の窓口業務や電話対応の執務体制、これら昼休み時間帯の窓口業務について、町民への周知や案内はどのように行なっているのか、これまでの対応と併せて事実と見解を伺う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の役場業務の時間外対応の体制整備について答弁をさせていただきます。

役場の開庁時間につきましては、御質問のとおり平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっております、実際に開庁時間にはなかなか足を運べない住民もいらっしゃる

ることから、これまでも多くの町民に申請等をいただくような業務、例えば町民税の申告や税務相談、昨今のマイナンバーカード申請などにつきましては、休日や夜間に臨時の申請窓口を設置し対応しているところでありまして、さらには、事前にお電話等で御連絡をいただいた場合、来庁される方と時間の打合せをさせていただき、時間外においても対応できるようにするなど、平日の日中に足を運べない方へも、これまで対応をしているところでもあります。

さらに、婚姻届出や死亡届出の受付、各種お支払いなどは、休日の日中については日直者が、また、夜間については夜間警備員の職員が対応し、閉庁時においても、できる限りの対応をしてきているところであり、今後も同様の対応を行なってまいるところであります。

また、正午から午後1時までのお昼における対応についてであります。各課において当番を置くなどし、町民からの問合せに対応し、その場で対応できない場合は、担当者から折り返し連絡するなど、御迷惑をおかけしないような体制を取っており、窓口にあっても、お昼休みも当番職員において通常どおりの対応をしておりますことから、特段その対応について周知することはしてございません。

しかし、御質問にあるように、今後も様々なニーズが求められてくることが想定されますことから、自治体DXの推進を踏まえ、各種収納窓口の多様化や、マイナンバーカードの普及状況を鑑みながら、各種証明書について発行窓口を増やすなど、住民サービス向上のための仕組みの構築を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、宮本議員の再質問の中で不適切な表現があったと思われまますので、後で精査をさせていただきたいと思っております。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めて質問を行ないます。

御答弁の中から、このたび、マイナンバーカードの受け取りや申請のための特別な窓口が設けられている点について言及がございました。

これ、昨晚の同報無線でも案内がされていたところでございますが、平日夜間は7時半までですか、休日は8時半から3時までなど広報や同報無線等で周知がなされているというところでございます。こちらマイナンバーカードの取得申請等についてということでございますので、実質上は新しい取組なのかなと認識してございますが、今述べたとおり新しい取組でございますので、そうそう町民の中には周知が進んでいないのかなという認識の中、また併せて本町においては、マイナンバーカード自体に対する申請率についても低いという現状がある中、そういう意味ではマイナンバーカードに対して、

現況、需要がそう高くはないよという背景がある中でございますが、これまでの平日夜間や休日の窓口の利用者や問合せというものの実態実績等についてお伺いをいたします。

続きまして、御答弁いただいた中で事前に電話等をいただいたものについては、時間外での対応もしているというような御趣旨の御答弁をいただいたところでございますが、これは本町の正式な制度として存在してあるものなのか、それとも対応した職員の善意等によるものなのか、これらについて改めてお伺いをいたしたいです。

全町的に執り行なわれている公式な住民サービスと捉えてよろしいのか。また、これらについてどのように周知等を行なっているのかという点についてお伺いをいたします。

また、住民票等の請求については、郵送などで執り行なわれていたり、婚姻届等については、日直者や警備員等を窓口としてというところについてですが、これらについても具体的にはどの程度周知、どういった方法で周知がなされて、どの程度、町内で認知がされていると捉えられているのか、その利用の実績等に合わせて御認識をお伺いしたいというところでございます。

また、昼休み時間帯につきましては、各課に当番を置き、通常業務ということでございました。私の認識といたしましてはやや驚きといたしますか、庁内の昼の現況といたしましては、当然電気が消されて、一部、出納とか住民課の住民サービス等の窓口等については、入り口付近、カウンター付近等の電気がついて奥が消えているというような状態でしたが、これは全庁的に、当然、特殊な課について、一部別の定めがあることは承知してございますが、全庁的に昼休みについても、通常業務が行なわれていると。ただ、当然、人員の関係とかもあるので、先ほど御答弁いただいたとおり、後ほど担当者に引継ぎをしてというようなところもあるのかなど。そこについては承知をしてございますが、こちらについて、昼休みについても全庁的な通常業務が行なわれているということについて、職員等と特段な協定等が必要であると考えてところでございますが、これらについて、本町においてはどのような労使協定等が存在するのか、この一般職について昼休み時間帯についても、通常業務を行なうことに際して、どのような取り決め等が存在するのかという点について改めてお伺いをいたすものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） マイナンバーの夜間休日の利用実績ということでございますけれども、申し訳ございません。正確な数字は押さえておりませんが、10月から実施しております、夜間休日、月1回ずつ。休日が30名から40名程度、夜間が15名から20人程度の実績でございました。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうからまず事前の問合せにおいて、時間外の対応について、正式なものだったのかどうかというところでございますが、こちらにつきまして

は正式に行なっているものではございません。基本的には本町におきましては、開庁時間及び勤務時間、定めてございますので、その中で来ていただきたいという思いはございますが、質問の中にもございましたが、なかなか来られない方等いらっしゃいますので、そういった方につきまして、特別の対応ということではございませんが、なるべく、そういった方にも対応できるよう行なっているものでありまして、これにつきましては、特に総務課のほうからこうなさいと指示することなく、原課においておのこの必要に応じて取られている措置ということになってございます。

住民票等の郵便などにおける受理ですとか夜間における警備員と休日の日直でございますが、こちらにつきましても具体的な周知は行なってございません。町民の方が一定程度、御理解いただいているのかなというところで行なっておりますし、休日につきましては、日直者置いておりますというのは、広報等でも何度か、それそのもので周知したという記憶はございませんが、例えば長期休みに入る場合ですとかそういったときには、こういったものについては日直者が対応しますということで、広報等で周知をさせていただいておりますが、こういったことがありますよというのは具体的には周知はしておりません。

昼休み時間帯の対応でございますが、窓口においては、議員おっしゃるとおり、基本的には来ていただいた方が何もせずに帰られることのないように、来ていただいたのに何も用事が済まなかったということのないように一応執り進めてきているところでございます。窓口以外の職場につきましては、誰もいなくなってしまうと、引継ぎをする人間がいなくなるということで、基本的には各課1名ないし2名の当番職員を置いて対応させていただいて、その場でお昼休みで対応できるものにつきましては、その場で対応いたしますし、対応できないものにつきましては、当番者から昼休みあがってきた人間に引継ぎをした中で、対応させていただいているところでございます。

労使協定のお話もございましたが、基本的に当番した職員につきましては、正午から1時まで勤務に就いていただきますが、13時からお昼休みに入らせていただいておりますので、ここは協定することなく各課において町民の方に御不便かけないような形でというところの措置ということで行なっておりますので、特段、協定等は結んでいるものではございません。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

先ほど述べたとおり、本町においてはマイナンバーに対する需要と申しますか、そういったものがそう高くないという実態があり、かつ10月からの新しい取組ということでございますので、従来から行なわれたサービスとは異なって、そう認知が進んでいないのかなというような私の認識ではございますが、それにもかかわらず、夜間において15名から20名、休日においても30名から40名程度ということで、本町の人口規模等から考えても決して少なくない数の方々がこうしたいいわゆる時間外、平日の夜間や休日の窓口を利用しているというような実態から、私自身は、一定程度の方々がこう

したサービスを求めている。マイナンバーにかかわらず、こうした窓口があると便利だなと思っている表れかなと感じるところでございますが、これらについて町としての見解、御認識はどのように持たれていらっしゃるのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

また、いわゆる時間外のサービスといいますか、事前に電話等でやり取りをしている中でということでございますが、こちら、公式なものではなく、表現の適否ははかりかねますが、特別な対応というか原課よりの判断だということでございます。これについて、例えば、管内での、こうした夜間や休日等の住民への対応というものについて、比較的人口規模の多い芽室町では印鑑証明や住民票の自動交付機を設置したりとか、音更町は毎週火曜日に夜間窓口、幕別町は毎週水曜日に夜間窓口と、土幌町においては急いでいる場合というような前置きはございますが、前もって5時までに電話連絡をいただいた場合は、7時まで、19時まで職員が待機しますよと、こういったものが公式に案内されているところがございますので、この人口規模等も先に述べた3町よりは近いという意味でいうと、この土幌町の事例なんかはとても親切な対応ではないかなと私自身は感じたところがございます。これら、本町においても先ほどのマイナンバーカードにおける夜間や休日の窓口の利用者とか、そういったものを鑑みて、本町においても、当然一定程度の需要があると考えべきでございますので、こうした対応というものはしていく必要があると考えるところでございますが、これらの御見解についても改めてお伺いをいたすところでございます。

こちら、昼休みについての対応でございますが、これ、私も議員としてこの場に立たせていただいてから、4年強がたっているわけでございますが、基本的に出納や住民課の窓口以外が実は通常業務を行なっているという認識を持ち合わせていなく、これはあなたの認識が足りないと言われればそこまでなのですが、先に述べたとおり、例えばでございますけれど、電気が消えていて、課によっては1時間丸々というわけではございませんけれども、誰一人存在していない課というのは複数あると私は認識してございます。これが、今、町長、首横に振られましたので、具体的に申しますと、一番近い議会事務局がそれでございます。12時から13時までの間、必ず職員が在籍しているかというとなんかはないと私は捉えてございますし、その他、特定の課の名称を挙げるのは、これで控えますけれども、そういう意味で、私の認識は毎日ということではございませんよ。けれども、そういった課があると考えてございます。

先ほど答弁の中で、当番制を敷いているというようなことでございますが、これ、当然、私の認識では職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の第2条によると正午から午後1時までの間は休憩時間とすると定められておりますし、労基法上においては一斉休憩の原則がありますので、これについて、労使協定等を有していないというような御答弁でございましたが、労使協定等を持たずに、こうした当番制を敷いていくということ自体が、果たして、これ、法にかなっているのかなというようなところがございますが、それらの実態と御認識について改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず、マイナンバーを例に挙げられて、一定程度のそういった需要があるのではないかという御質問でございますが、こちらにつきましては、一定程度、夜しか来れない方、どのぐらいいらっしゃるのか。今回、マイナンバーに関しては結構な人数がいらっしゃっておりますが、通常において、どのぐらいいらっしゃるかというところは、ちょっと特段数字としては持ってございませんが、今回マイナンバーに関していうと、12月末までに申請をいただいた方については、国のほうでマイナポイントをつけるということもございますので、今駆け込みで来られている方が多いところで、一定の需要があるのかなと。

あと、町長の答弁にもございましたが、例えば、住民税の申告におきましても、期間が2月15日から3月15日という期間が定められている中で、来ていただかなければならないということにつきましては、やはり一定の需要がありますので、そういった場合においては町としても夜間ですとか休日というのは対応していかなければならないと考えておりますが、それ以外の申請において、特段、夜やっていただいたほうがありがたいという声、聞かないわけではございませんが複数のお声をいただいているわけではございませんので、今後もこういった特殊なときには夜間も開くという対応をしていきたいと考えてございます。

先ほど士幌町のお話もありました。こちらにつきましては、お電話をいただいたら7時まで開けておく。これが周知されていると。うちについては、そういった周知なく特別な形でやらせていただいているということで、幕別と音更については夜間週に1回開けているというのも承知してございますので、こちらについては、今後、働き方改革と、あとはDXも含めた中で、これを拙速に取り組むべきかどうかも含めて、ちょっとこれは考えていかなければならないのかなと考えておりますので、これ、職員の勤務時間という決められたものもございまして、そういった中で、どこまでできるのかというのはDXも絡めた中で、今後対応を検討していきたいと考えているところでございます。

昼休みにおきましては、議員おっしゃるとおり、町民と直接あまり関わりのない課といいますか、町民の方があまり来られることの少ない課におきましては、そういったことを置かずに行っているところもございまして、基本的に町民のお問合せのある部署につきましては、見ていただくと分かると思うのですけれども、1階2階で誰もいないというところはないのかなと考えてございますので、こちらにつきましては、電気消す消さないということにつきましては、節電の絡みもございまして、住民に来ていただくと言っている以上、明るくしなければならぬというお考えもございまして、節電の観点から人が少ないときには電気消したほうがいいのかという観点もございまして、ここは何が正解かというところはちょっと分からないのですけれども、そういった形でお昼については対応させていただいているところです。

協定をせずに勤務時間の変更を行なっているという部分でございますが、今手元に資料がございませんのではっきりしたお答えすることができないのですけれども、認識としては1時間程度の変更については協定は必要ないと考えてございましたが、今、御指

摘いただきましたので、それが必要なかどうかというのを改めて、こちらのほうで検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、こちらちょっと改めてのお伺いでございます。ちょっと私自身、認識が上手にできなかったものですから、マイナンバーカードの申請手続き等、こういう特別な場合というような御表現をなされましたが、その他まるっきり通常業務の夜間窓口というものについて声を聞いていないわけではないということもございましたし、他町村の例を挙げられて、DXと絡めての検討ということも御答弁いただいたところでございますので、これらについてはいわゆる特殊な例以外についても、当然のことながら、今後のDXも含めた社会情勢等、または本町の実態、人口動静とかそういったものをもろもろ勘案して、こうした住民サービスの向上というものについては、当然のことながら、体制の整備をしていく必要があると私は考えるところでございますが、それらについて調査研究、ないしは検討というものをしていくお考えがあるのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

今、聞いている限りでございますと、例えば、町民税や税務相談、いわゆる収納率を上げたい、当然、平たい言葉を使えば、税を納めていただくというものについてもそうですし、マイナンバーカードについても、これも平たく表現させていただくと、国に対して申請率や取得率を上げていくというのも町の一つの課題とされているところでございますので、この特別な例というのは、ともすれば、町にとってのメリットがあることばかりなのかなと感じるところもございまして、これはやはり、高齢化も進む中、学業や職の多様化等も進む中、本町においてもそれらの実情を鑑みて、しっかりと整備して体制を整えていく必要があると。特段DX等々、お話をすると、多分一定程度、相当数の年月を要するのかなと、本町においてはですよ、感じるものでございますから、先ほど述べたように、もうすでに職員の善意によって執り行なわれている電話相談等があったものについては時間外についても対応していると、こうした親切な対応もあるわけでございますので、これ、毎日毎日ということではなく、他町村の例を見て、月に1回とか月に2回とか、無理のない範囲、当然のことながら職員数というものも限られているわけでございますから、それらについてはしっかりと対応していく必要があるというところでございます。

また、昼休みの対応についてもでございますが、こちら、先ほど電気の部分についてでございますが、これは節電等の考え方は分かります。それは十分理解してございますが、なぜかという、案内が足りないからだと思うのです。述べられたように、あまり町民との出入りがいいところについてはというところでございますが、これ、批判的には聞いていただきたいのですけれども、例えば、職員が弁当等食事を取っていると。訪問者がいると、その食事の手を止めて対応すると。これ、当番制敷いているのであれば、職務に専念していないのではないかと。何で、弁当食いながら訪問者の対応をするのだという話になるでしょうし、逆に昼休み中におけるの善意、職員の善意だ

ということであれば、これは当然のことながら本当にありがたい感謝するべきところではありますが、町としては適法な状態ではないと、言い換えれば違法な状態であると考えているところがございますので、これらについて、私の認識としては、適切なものとはなっていない、法的にどうかという観点も当然必要でございますけれども、先ほど総務課長より御答弁のあった1時間程度のものであれば協定が必要あるのかなのかという御認識についてでございますが、当然のことながら、そうしたことであれば、なかなか若い職員等においては声を上げにくい、上げづらいというような実情も鑑みて、しっかりとした法整備、体系整備というものを行なっていく必要があると考えているところがございますが、改めて御認識、御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 梅村議員おっしゃったとおり、特殊な場合以外においても今後検討必要ではないかと、おっしゃるとおりでございます。DXも絡めてというお話しさせていただきましたが、DXもさほど遠くないところでは行なっていかなければならない課題と捉えておりますし、今、梅村議員のほうからいただいた御意見等を参考に、また他町村の動向等も参考にしながら、これについては検討していく、取り組んでいくというところで考えていきたいと思っております。

昼休みの対応につきましては、ちょっと改めて、課長等会議等で下ろしていきながら、各課の対応を含めまして、検討させていただいて、適宜法律に触れない、法律に触れないのは当然でございますが、働き方も含めまして、そういった中で、今後、考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは2問目終わりました、3問目に移らせていただきます。

情報共有、高齢者・商店街の除雪体制整備を。大雪時の除雪業務の滞りは、その情報共有がなされていないことから、町民の不満と不安が募る実情があり、改善が求められる。また、高齢者や商店街の除排雪に対する協力体制の構築も急務であるが事実と所信をたず。

こちらにつきましては、一問一答細目方式を採用いたします。

1番項でございます。近年は天候変化が著しく、時として災害級の大雪などに見舞われることがある。町道除雪が大きく遅滞し、仕事や通院など、日常生活に影響を及ぼすこともあるが、状況によっては一定の理解を得られるものの、こちらについては天候が相手であるから致し方ないという意味合いでございます。いつ改善されるのか、現況はどのようになっているのかなどが分からず混乱を招いているため、情報共有が可能な体制を整備する必要があるが事実と見解を問う。

2番項でございます。町道除雪が遅滞した際、地域住民の善意、自助、共助の精神によって町民自ら町道等の除雪を担っていただくことがあるが、これらの実情の把握と謝意の表明はどのようになされているのか事実と見解を伺う。

3番項でございます。高齢化が顕著である本町が持続可能なものであるためには、高

齢者や商店街への除排雪に対する協力体制の整備が急務であるが事実と見解を問う。

4番項でございます。除排雪に対する自助、共助に対する報い、ねぎらいの一つとして、自治体ポイント、自治体マイナポイント、地域通貨などによって行なうことが効果的であると考えますが事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の情報共有、高齢者・商店街への除雪体制整備について答弁をさせていただきます。

1点目の、近年は天候変化が著しく、大雪などに見舞われることがあり、町道の除雪が遅滞し、日常生活に及ぼすこともあるが、いつ改善されるのかという部分についてありますが、これまでの除雪作業の取組といたしましては、除排雪計画に基づきながら、冬期の期間における、道路交通の安全確保等に努め、迅速かつ適切に実施することを目的として、安全運転に心がけ、除雪作業を進めてきているところでございます。

町道の除雪につきましては、3日間で全線を完了させる予定となっており、事前に町の広報かけはしにその旨を掲載し、町民の皆さんへ、除雪作業の御協力を周知させていただいているところでございます。今後におきましても除雪計画の日数以内で、除雪が完了できるよう努めてまいりますので、町民の皆さんの御理解をお願いしたいと思います。また、情報共有の体制の件につきましては、町民から、いつ頃、除雪に入れるのか、また、作業の進捗状況などの問合せがあった場合は、これまでと同様に無線や電話で速やかに運転手と連絡を取り合い、折り返し電話で町民の方へ情報をしっかり伝える体制で、お互いに情報共有を図ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、町道除雪が遅れたとき、町民の皆さんに町道等の除雪を担っていただくことがあるが、これらの把握と謝意の表明はどのようにという部分につきましては、除雪の際、その日の気象状況や道路の降雪状況等により、除雪作業に多少時間がかかることもあり作業が遅れてしまうこともあります。これまでも、市街地を除く一部の町道で、農家の方や、特に酪農家の方々の御厚意により、タイヤショベル等で除雪していただいていることは承知しているところであります。後日、この件について知った際には、直接担当よりお礼の御挨拶をさせていただいているところでございます。

先ほど、議員からもお話がございました、地域住民の善意、自助、共助という部分で御協力をいただいていることにつきましては、大変ありがたく思っているところであります。今後も町民の皆さんには、除雪作業について、御理解と御協力をいただきながら、できる限り迅速な対応に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

3点目の、高齢者等への除排雪に対する協力体制についてであります。町といたしましては除排雪に対する協力体制は重要課題として捉えているところであります。役場内では課をまたいだ横断的な協議の場、また、自治会、在宅福祉ネットワーク、民生委員・児童委員協議会、建設業事業者等との協議の場を設置し、今年度実施しております日常生活圏域ニーズ調査での町民の皆さんからの提案なども参考にしながら、新年度に向けて新たな仕組みづくりの検討に着手するところであります。

令和4年度の状況といたしましては、自助、互助、共助を基本に、いずれも対応が困難な方に対し、公助による除雪サービスを行なっているところでありまして、民生委員、児童委員の意見を参考に、対象者を決定し、本日現在、市街地で33世帯、農村地区で34世帯へサービスを提供することとしております。いずれにいたしましても、除排雪に関する労働力不足が課題であると認識して取り組んでいるところでもあります。

次に4点目の、除排雪に対する自治体マイナポイント等の活用についてであります。本町におきましても、何らかの対価とする施策としてマイナポイントを付与することは可能であります。しかしながら、現時点におきまして、そういったやり方が効果的であるかどうかの部分については、判断しかねる部分もございますので、3点目でお答えいたしました新たな仕組みづくりの検討の中で、ポイント制導入のメリット、そしてデメリット、どういったインセンティブがいいのか、他事業との整合性など、調整を図りながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは一問一答細目方式を採用してございますので、1番項について再質問を行ないます。

御答弁の中で除雪の計画というところに触れられてございましたので、この除雪の計画、本町の除雪の計画についてお伺いをいたします。こちら、御答弁にもあったように広報等で御案内がなされており、本年度においては11月15日号のかけはしで周知がなされたところかなと捉えているところでございます。ただ、広報によりますと、台数や人員、除雪開始の時間帯ですとか出動の目安となる降雪量、またその除雪の範囲、これは歩道を含むとかそういったところについて触れられていないというところから、これらの周知方法等については例年どのように行なっているのか。また今年度、これからどのように行なっていくのかという点についてお伺いをいたします。

また、この広報には第1路線から第3路線まで記載があり、第1路線は本別、勇足、仙美里の各市街地や主要幹線道路ということで、1日で完了と。第3路線については、3日間で全線の除雪を完了させる予定ということで、印象としては随分長いスパンでの計画だなと考えているところでございますが、これら1日という極めて長い計画を立てていらっしゃる理由とか、そういったところもこの人員とかそういったところがあまり分からないから、そういう印象を抱いてしまうと捉えるところでございますので、改めて本町の除雪計画についてお伺いをいたします。

またこちらの情報の共有体制等についてでございますが、これまでは、主に車両センターや建設水道課の職員ということになるのでしょうか。無線や電話等で連絡等を取り

合いということでもございました。当然、大雪やどか雪の時分には当然のことながら、町民の皆様よりもどのようになっているんだと、何時頃来れるんだというような問合せというのが殺到するというのは容易に想定ができると。これは想定だけではなく実態として、例えば車両センター等においては電話を受けるようなスタッフも除雪作業に駆り出されるというか出ている関係で、電話対応をする者がいないような状態というのもあるやに捉えているところでもございます。当然、仮に、それらの対応ができたとしても、そうしたときには本当に総員出てるような状態でもございましょうから、電話の対応というものは多分相当な事務の負担となるのではないかと考えるところで、伴って、さらなる除雪業務の停滞を招く恐れというのものもあるわけでもございます。

これらを例えば、今現在使われているものであればホームページや同報無線というのものもあるでしょうし、記憶に新しいところであれば、昨冬と申しますか今年度1月12日なんかも朝からすごく大雪で、農村地帯においては夜間になってから開通したような路線もあるはずで。少なくとも、夕方近くとか、その日一日が終了するような時間になって初めて車両の通行が可能になるような大雪、どか雪に見舞われたというような実態もございまして。そうしたときに、これからもそうしたことは当然起こり得ると想定するのが当然でもございますから、こういったときに例えば今述べたように同報無線やホームページの活用、望むべくというか本来あるべき姿としては例えばアプリ等の活用、LINE等、周知が進んでいるもの、広く認識されているもの、取扱いが容易なもの、高齢者等にも扱いができるようなもの等々、そうしたものを自治体で取り入れて、行政と町民、町民間等で情報共有をするような自治体も多く見受けられるところでもあります。

先立って9月の定例会において、これら町道の損壊、災害時における町道の損壊とかそういったものについてこういったものを共有してはどうかという提案をしたところ、従来どおり、現状のままというような御答弁あったところでもございますが、これは、いわゆる冬期の除雪の業務等にも活用できるわけでもございますので、これらについて導入等が必要になってくると。それがひいては、業務の軽減にもつながりますし、町民への広い情報共有、広くて速くて正しい情報共有にもつながっていくと考えるところでもございますので、これらの御見解についてお伺いをいたすものでございます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） それでは、梅村議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、除排雪の計画という部分でもございます。計画を立てているけれども、どのような内容でという部分で、ちょっとお話、最初にいただきましたので、概要のほうちょっと説明させていただきます。

まず、基本方針としまして、この計画につきましては、内部のほうの役場庁舎内で共通認識共有している部分でもございますが、除排雪の目的としまして、これは町の建設課直営です、それと町内の委託業者も含めまして、迅速かつ適切な排雪作業を、冬期間における部分については生活道路、交通の安全確保という部分で、まず最初の目的ということで進めていくということが、除排雪の目的ということで決めさせていただいた中で、

続いて、この除雪、何人体制、どのぐらいの体制でやっているのかという部分も含めて、あと何時頃から始まっているのかということでございます。先ほど、梅村議員からもお話ありましたけれども、昨年度は1月12日と2月20日、2回にわたりまして大雪降ってございます。併せて今話しました6業者、町内の委託をお願いしている業者ともに除雪のほうに入ったところでございます。

これらについて、まず、雪が降ったときには、除雪の出動体制としましては、大体、夜間深夜に及ぶことが多いのですが、当然、基本的には午後2時、大体深夜降ってきて、大体12時を回ったところに、すみません午前2時ですね、に出ると定めておりますけれども、一応大体、雪が収まって2時にスタートしまして、時間的には大体職員は1時半ぐらいにはセンターのほうに集まりまして、それで2時にはエンジンの暖機もしながら、一斉に2時スタートということで、これは委託業者も同時にスタートするような仕掛けとしております。

作業時間につきましては、2時に始まりましたとしたら、当然平日であれば子どもたちの通学路、通学がございまして、基本的には大体6時まで、それは4時間ですね。2時から6時まで。また、時間によっては、その日の雪の状態、軽い重いもありますので、合わせて5時間見れば、大体町の中は一通り回れるのかなと思ってございます。

それで、特に順番としましては、まずは午前2時に出た際に、まずどこから重点的ということ考えてやっている部分につきましては、まず市街地ということを進めさせていただいております。市街地につきましては、どのぐらいの体制でということなものですから、一応直営としては11の車両機械使ってございます。当然、いろいろ機種ございますけれども、ダンプは3台でございます。あと、除雪専用車ということで、除雪専用の車1台とあとグレーダーでございます1台。あとタイヤショベルは3台使ってございます。あとロータリー車ということで歩道の雪をよけるために使う車を1台という形と、あとミニショベル、これはリースも含めて2台ほどございますので、それらを使った中で、各担当、運転手、それぞれ張りつきまして、特にダンプにつきましては、市街地ということもありますので、ダンプと除雪専用車につきましては、うちの課の中の職員、助手という形で横に1人つけまして、運転手のサポートをするというような形を取らせていただいております。その他の機械につきましては、運転席といいたしうか、それは一つしかございませんので、1人体制でやってはございますが、特に市街地を回るダンプ等の機種については2名体制でやっているというところでございます。

この雪の状態でございますけれども、基本10センチということで定めさせていただいております。例年、この10センチの確認というのは庁舎内でもするのですが、車両センターのところに事前に職員のほうは詰めている、詰めているというか事前に待機してございますので、当然10センチになるならないという判断は、その都度、各種職員がした中で、事前に私たちのほうとやり取りをした中で、当然、10センチなろうかと、もうなっているよというときには、直ちにこの計画時間に応じて、出ていくというような形にさせていただいております。

あと、先ほどお話しいただいている広報にも出ております3日間、除雪の関係でござ

います。非常に3日間といえば、長い日にちというのは当然あれなのですけれども、一応うちのほうで押さえている3日間という部分におきましては、まず、1日目につきましては、当然市街地をまず出まして、大体作業が7時ぐらいまでに終わりますと。その後、今度、うちの直営のほうで休みを取ってから、また終日まで、今度山のほう、郊外部のほうに入らせていただく形を取っております。その形を取った中で、まず1日目は、まず全線です。1日目はまず雪をよけるという体制をさせていただいております。また、その中で、一度、除雪した中で、また漏れているという部分、漏れているということはないのですけれども、不十分な部分、特に集乳車とかそういう部分につきましては、それらを含めて1日では足りないときがありますので、2日間、1日から2日ということでもちょっとやらさせていただいております。3日間というと3日目の部分につきましては、当然、大体の作業は1日で終わると考えておりますが、後日、次の日等、改めて町民の方から電話が来る場合だとか、うちのほうで判断して、当然山のほうであれば、山とか郊外部のほうであれば、高台のほうにおきましては、風が吹いたことによって吹きだまりができるだとか等々、各箇所でありますので、それらのもう一度やり直すというのは変なのですけれども、再度除雪をするという部分で3日目というような位置づけをさせていただいているところでございます。

それと、情報共有の仕方ということでございます。当然、職員間であれば、先ほどお話出てございますけれども、無線、電話ということで、やり取り、運転手としてございます。また、町民の方からも、まだ開いてないよということで電話いただくときもございますので、それは先ほど町長からもお話ございましたけれども、電話が来たときには必ず町のほうの職員のほうで確認をした中で、これは運転手と確認して、改めて折り返し、その方に直接電話をさせていただいた中で、今この辺にいますから、もう少し待っていてくださいということをお話しをさせていただいて、最終的には皆さんに御理解をいただいた中で、御協力いただきながら進めているというところでございます。

あと、センターの対応の仕方の部分でございます。これにつきまして、当然、車両センターの職員、一斉に出ることがございますので、中がいなくなってしまう場合もございます。その辺については、直接電話を町民の方がセンターに入れたときに不在で、電話が誰も出ないという部分がもしあったとするのであれば、大変申し訳なく思っております。その際には、大体は庁舎内電話いただいておりますので、役場、建設水道課の中でほとんどの者が対応はできますけれども、ある程度、除雪場所も含めて把握している者が中心となって、町民の方々対応させていただいているところでございます。

あと、周知の方法で同報無線なりという部分でございますけれども、あとホームページだとかという部分でございますが、今現在、除雪が入った部分についてはそれを載せて町民の皆さんに周知するということはまだやっております。あくまでも、当日の作業を急ぐという部分を優先させていただいた中で進めておりますので、一応、周知の方法としてのホームページ、無線等というのはやっております。

大変申し訳ございません。先ほど、除雪体制の計画という部分でございます。詳細の周知ということで、改めて町民の方々に周知はしないのかという部分でございませ

ども、かけはしの11月号につきましては、こういうところをやっていますという内容でしか、まずはお知らせしてございません。中身はどういう形でどうの、人員がどうでこうでという部分の細かい部分までは町民の方にはお知らせしていないところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてお伺いいたします。

私、先ほどLINE等ということでアプリの具体名等も挙げたところでございますが、これ、やるやらないとか検討するしないということはさておき、まず今、実態として無線や電話等での情報共有をしたりとか庁内だけでこうした計画が共有されているという中で、こうした新しい体制を取っていくということについての効果についてどのようにお考えか端的な御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 大変申し訳ございません。ただいまの御質問、お答えさせていただきます。

LINE等も含めて、これらの今後のやり方といましようか、方法でございますが、当然、それは有効、確かに大事なものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、そうしたものについて有効だというような御認識を御披瀝いただいたところでございますが、それでは、こうした新しい情報共有、周知の方法等について、導入をしていくべきだと私は考えるところでございますが、そちらについて御見解をお伺いいたします。端的な御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

これらのアプリ等の通じての部分でございますが、今現在、十勝管内、町村、これらのやり方で進めているというところ、正直まだないと確認してございます。また、近隣市町村、これは国、道も含めて、その方法というよりも、電話でやっているところが主でやっていると聞いてございます。今後、そのようなところで今やっているところはないと、市町村でということでお話ししましたけれども、今聞いているのは、ちょっと十勝管内で2町村ほどそれらについてのアプリを含めた部分のやりとりというのは、2町村ほどあるとは聞いておりますので、今後そういう部分で情報があれば、聞きながらということで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは1番項終わりました、2番項に移ります。

町長の御答弁からであれば、そうしたいわゆる町民の皆様等が御自身で保有されている重機等を用いて除排雪等行なっているもの、それらの認識できた、把握できたものについては、謝礼を申し上げていると、謝意を表明しているというような御答弁でございましたが、中には挨拶一つないとおっしゃる方もいらっしゃると思います。これらについて、当然、委託事業者含め、現場職員についてもそれらの状況、本来、町の直営、委託業者含めてで行なうべきところ、町民のそうした善意で賄っていただいているところについては、しっかりと把握をして、共有そして感謝の意を表すると、そうした体制が改めて必要だと考えるところがございますが、御答弁を求めます。端的にお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今、議員言われましたように、当然、中には農家の方々、また酪農家の方々、御厚意によってやっていただいていることも承知しているところがございます。当然、私たちのほうに直接耳に入ったとき、あるいは現場で除雪にうちの直営で入ったときに、もうすでに路線が開いていたという部分で、やっている方というのはある程度近くの方と断定できますので、そういうことが分かったときには改めて今言われたようにお礼の御挨拶も含めてしていきたいと思っております。それらは継続して、これからもなるべく把握に努めながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは2番項終わりました、3番項に移ります。

こちらにつきまして、当然本町の実情といたしまして、高齢者の御夫婦、またはおひとり暮らしの方、障がい等お持ちの方の戸口など、大雪時に限らずでございますが、除雪が困難となっているような実情もございます。また、重機を用いての道路等の除排雪の際に、戸口や車両の出入口等への配慮というものも必要になってくる。これが結構、苦情等の中でも一定数はあると思っておりますが、本町においては、それらが少しそうした配慮が足りないと私自身捉えているところがございますので、特にもそうした出入口や戸口への配慮というものが必要であると考えるところでございますが、御見解を端的に御答弁求めるものでございます。

またこちら、いまや高齢化が進む本町において、高齢者が高齢者を支えるというような実情もあり、おのずと限界が想定されるところでございます。農業を基幹産業とする本町において、冬期間、農閑期となり、かつ重機等を保有している農業者の方や本町においては農業大学校や本別高校生、こうした若者もいるわけですから、これら若手などがこうしたものにまちづくり等に参画できるような体制等を構築して、新たな地域とのつながりというものを構築していくべきだと。そうしたことから、1人でもこの地域に残っていただける、または戻ってきていただけるというような方が生まれてくるのでは

ないかと考えるところでございますが、そちらについて、働きかけを行なう、また、新しい体制の構築等を行なうということが必要だと考えますが、御見解を求めるものでございます。

また、商店街等についてもしかりでございます。国道沿いの除雪などは当然のことながら、町の管轄下でないことは承知の上でございますが、でも、こちら、やっていけないということもない、除雪等をやってはいけないということもないわけでございます。高齢化が進む商店主、またその商店を利用する利用者の多くも町民であるというところでございます。大雪等の後は道路沿いに高く積まれた雪の壁が出来上がっていきます。そうしたものを全て都度都度排雪せよとは申しませんが、せめてそうしたときに、出入りできる程度のものを配慮をしていくべきではないかと考えるところでございます。

また、通行人の多い店舗前の歩道や交差点付近など除排雪だけではなく、道路や歩道の凍結時に散布する焼き砂の配布とか、ぜひ、そうした商店主等への配慮、心配りというものを進めていく必要があると考えるところでございます。高齢化が進む商店主の事業継続の意思、町民の安全のためにも必要な取組と考えるところでございますが、改めてお伺いをいたします。

またこちら、4番項につながる部分ですが、御答弁の中で、3番項に係るということでポイント等について御答弁があったので、あえて、こちらで御質問をさせていただきますが、こちらにつきまして、今、アンケート等を取っているというところと、具体的な新たな仕組みづくりというところの御答弁をいただいたところでございますが、今現在想定されている町の新しい提案、新しい仕組みづくりというものがどのようなものであるのかという点と、そのポイント等の導入のメリット、デメリットという点について、検討されるということでございましたが、それらについてどのようにお考えなのか、改めて御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

まず除雪の件で、町民の方々、市街地の部分でございます。各自宅の前の取付け部分というのでしょうか、間口の部分でございます。これは非常に私たち除雪したときに、大型機械でやりますので、当然、山といたしまししょうか、ぐっと押していったときに、小さい山ができて塞いでしまうということが多々ございます。そういう部分については、当然、大型機械ですので、完全に取れることは難しいですけれども、各運転手はその点を配慮しながらできる限りの除雪の仕方ということで間口はできるだけ丁寧に取り進めていきたいというところでございます。

それ以外につきましては、大変申し訳ないのですが、自分の自宅前の部分については、お互いに協力をいただきながらということで進めてまいりたいと考えてございます。

あともう1点、除雪の関係で、今、議員からお話いただきました、特に商店街、国道に張りついている部分、あと道道に張りついている駅前部分、これらについては国道でしたら、帯広開発建設部の担当となつてございます。また、道道につきましては、帯広建設管理部の担当となつてございます。おのおの商店街の皆さんからも交差点の左

右が見えないというような除雪、歩道に関する部分の除雪の部分については電話を町のほうにいただくこともございますので、これは随時来たときに、これら2つの所管の担当のところに連絡をさせていただいて、応援体制を取るというようなことで連絡体制をしっかりとまいるたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の新しい体制づくりについて、私のほうから答弁させていただきます。

こちらにつきましては、町長答弁の中でも申し上げておりますとおり、また、議員の御質問にもありましたとおり、高齢者が高齢者を支えるというような状態にあります。喫緊の重要な課題と捉えておりますので、役場庁内、課をまたいだ連携的な取組を強めるとともに、自治会、在宅福祉ネットワーク、民生委員児童委員協議会、建設業界等、また先ほども質問にありました日常生活圏域ニーズ調査で、町民の方からアイデアを募集しております。まだ集計中で結果は出ておりませんが、そういったものも参考にしていきたいと思っておりますし、これも質問に出ておりました、農業大生校生の活用、本別高校生の活用など、町ぐるみで除雪体制を取り組んでいけるような形を、まずは庁内で協議してまいりたいと思っております。

あと、ポイント制のメリット、デメリットというところではありますが、デメリットとしては、これまで培ってきた様々な交流といいますか、担っていただいた方々の妨げにならないような形づくりというものが、まず必要ではないかなと思っております。また、お金の循環といったところではメリットがあると思うのですが、使えるところが限られるといったところも課題であると考えているところであります。

ただ、今、この時代に電子化による例えばポイント付与といったところではデータ管理の部分でも有効であると思っておりますので、そういったものの検討もしていきたいと考えているところです。

以上であります。

○5番（梅村智秀） 終わります。

◎日程第2 議案第82号

○議長（篠原義彦） 日程第2 議案第82号本別町企業誘致条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 議案第82号本別町企業誘致条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、本町へのさらなる企業誘致を促進し、産業の振興及び地域の活性化、雇用の創出を図ることを目的に、投資額等の要件を緩和する改正を行なうため、本条例を提案するものです。

それでは、提案条文を朗読により説明をさせていただきます。なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

本別町企業誘致条例の一部を改正する条例。

本別町企業誘致条例（昭和33年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「3,000万円」を「1,000万円」に改め、同条第2号中「5人」を「1人」に改める。

第4条第1項第3号中「100分の8」を「100分の10」に改め、同条第2項中「平成15年条例第25号」を「令和3年条例第11号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第82号本別町企業誘致条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

水谷議員。

○4番（水谷令子） 投資額や従業員の数での改正は、企業がより利用しやすいようにする点で理解できますが、本別町へのさらなる企業誘致を促進する点でこれから外国資本の企業に対しては、町としてどのように考えているのか伺います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 企業誘致条例上のそういったいわゆる国籍の部分については、特段この条例の縛りというものはありません。ですので、資本が外国資本の企業であったとしてもこの部分については適用になるという状況となっております。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 昨今、外国資本の企業の北海道の土地の買い占めや企業の立地が問題になっている点で、さらに踏み込んだ条例が必要ではないかと思いますが、町としてどのように考えているか伺います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） この企業誘致条例の部分につきましては、企業が当然事業活動をやっていただくということが前提となっておりますので、そういった土地の取得だけに係る部分については当然こういったものの対象にならないかと思っております。ですので、その部分については別な対応という部分が必要になってくるのかなど、今具体的にどうっていうことではなくて、この部分とは別に対応が必要なのかなど考えております。

○議長（篠原義彦） ほか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 1点お伺いたします。

企業誘致条例、こちらの改正は5人から1人ということですね、小さな企業にも対応していくというような流れだと思います。その中で、本別町における起業家支援との兼

ね合いはどうなるかお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） いわゆる企業を起こすほうの起業家支援事業も本町取り組んでございます。そちらの部分につきましては、いわゆる本町に起業される方が本町の本店企業でなければならない、もしくは本町に住まなければならないという、そういった特に基本的な縛りがございます。こちらの企業誘致条例につきましては、いわゆる支店営業所につきましても対象ということとなりますので、そういった部分では小さい規模のいわゆる営業所と言いますか、そういう支店規模のそういったものでも対象にできるといったところでの住み分けをさせていただくという部分での内容とさせていただいております。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 内容はわかりました。並行して使うことはできないということですね。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） そのとおりでございます。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではまず1点目でございますが、ただいま外資等について質疑もなされたところでございますが、理解といたしましてはその外資等についても当然のことながら個々の状態等そういったものを十分に鑑みて、適切かつ厳正に判断を行なっていくという考え方でよろしいのかお伺いをいたします。

2点目でございます。こちら起こすほうの起業家支援について質疑がなされたところでございますが、こちらにつきまして国や道で助成や奨励等の事業というものもあるわけでございますが、これらとの併用というものについてはどのような扱いとなるのかお伺いをいたします。

またこちらにつきまして、今後でございますけれども、年間の想定されるようなもの、件数等というものがおありなのかお伺いをいたします。

またこちら改正前の部分でございますが、この条例につきましてこれまでこの条例をもって適用された事例等があればその時期、件数、また業種等についてお伺いをいたします。改定の狙い等を把握するためにお伺いをさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 梅村議員からの質問にお答えいたします。

まず1つ目の事業者の対象者ということとなりますが、御質問にありましたとおり、条例各関係法令等に基づきその分については判断をしていくということでございます。

また2つ目のいわゆる国ですとか起業化も含めて同種の事業との重複という部分でございしますが、当然重複はなく、その助成対象費用から重複分は除いた中で、条例の中で対応できるものは対応すると、ですので同じ事業であっても国等のそういった助成金等がある部分については、状況によってはその部分については対象経費から差し引くなり、そういった投資額なり事業対象になるかどうかという判断をしてまいる予定でございます。

また今年度の今想定している件数ということでございしますが、現時点で本年度の申請予定件数として今2件ほど調整をしている事業者がございします。あとこれまでのこの条例の、今の条例の状況でございしますが、近年で、平成26年度以降で申し上げますと平成26年に木材製造者が1者、平成27年に運送業者が1者、令和元年に木材製造が1者、同じく令和元年から飼料製造業が1者この条例の対象となつてございします。以上でございします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

年度の見込みについて2件ということでございしましたが、差し支えない範囲でそれらの業種とか等についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 本年度の現時点での2者という部分につきましては、旅館業で1者、食品製造業で1者の見込みでございします。

○議長（篠原義彦） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号本別町企業誘致条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号本別町企業誘致条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 同意第4号ないし日程第5 同意第6号

○議長（篠原義彦） 日程第3 同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件、ないし日程第5 同意第6号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件、ないし同意第6号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和4年12月31日をもちまして任期満了となります、本別町公平委員会委員につきまして、同意第4号中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの荒木幸造さん、同意第5号中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの矢野邦夫さん、同意第6号中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの新津直子さん、以上3名につきまして、いずれの方も人格識見ともに適任と判断し再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから、同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

すみません、1人欠席だから起立者10名です。

したがって、同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

これから、同意第6号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第6号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第6号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第6 意見書案第8号

○議長(篠原義彦) 日程第6 意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○5番(梅村智秀)[登壇] それでは、意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書案につきまして、提案理由の説明を行ないます。

本意見書につきましては、町内農業者等が加盟する団体の方より御相談を受け、協議の上作成した案文でございます。

皆様御承知のとおり、特にも農業者の中でも特にも酪農業等を中心に大変苦しい状況にあると、それらの状況を鑑み御賛同いただければと考えるところでございます。

それでは、案文の朗読を行ないます。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書。

世界では、新型コロナ終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格上昇に加え、ウクライナ情勢によって燃油・肥料・飼料などの生産資材や穀物の相場が急騰しています。また、食料とエネルギーを輸入に依存することが多い我が国においては、急激な円安の進行で様々な物・サービス等の価格が上昇しており、農水省における2022年11月の食品価格動向調査結果によると、食用サラダ油が2020年より約45%、小麦粉が同約21%高騰しているなど、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした情勢を踏まえ、政府は物価上昇に係る国民や農業者等の負担軽減策を講じていますがコスト高を十分に補填しきれず、経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映しきれれておりません。このため、農水省の食料・農業・農村基本法の検証部会では、農畜産物の適正取引等を定めた法律など海外の事例を踏まえて適正な価格形成の実現に向けて議論が進んでおり、国民の理解醸成が重要視されています。

また、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いており、価格の低迷や生産資材高騰が農業経営に大きな影響を与えている中、特に酪農においては牛乳乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し、経営環境は日々厳しさを増しています。このため、生産現場では生産抑制に取り組んでいるものの処理不可能乳の発生も生じており、一刻も早い需給改善が求められています。

つきましては、食料安全保障の強化に向けて、コスト高に係わる農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を整備するとともに、農業者の経営継続に向けた需給改善策等を講じることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、よろしく御審議を申し上げます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 1点伺います。

意見書の最後のほうですが、生産現場ではというところで、生産抑制に取り組んでいるものの処理不可能乳の発生も生じておりと、一刻も早い需給改善が求められています、全くそのとおりだと私も思うんですけども、本町の中でこれの部分の具体的な事例とかもしあれば伺いたいと思います。

昨日の報道では、加工乳の補給金49銭増、関係者に聞くと金額の単位が違うんじゃないかと、率直にこれ円でしようっていうことなんですけども、それくらい現場は追い込まれているというのは総体的には分かっているつもりですが、本町の実態的なもの、数字的なものがあれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 阿保議員の御質疑に御答弁を申し上げます。

ただいま本町の具体的な事例等把握しているかというような御趣旨の御答弁でございました。こちらにつきまして、本町の農業者等から御相談を受けての御提案ということ

をさきにも述べたとおりでございますが、本町において個別具体的に何件、どの程度の量の生乳廃棄等が発生しているかという点については承知してございません。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 意見書案第8号について質疑させていただきます。

もちろんこちらの意見書には総論賛成です。そういった中で私自身この意見書の中身を精査した中で、勉強不足なところもありますので質疑させていただきます。

1点目です。中段のほうにあります案文の中で、適正な価格形成の実現に向けて議論が進んでおりということで、こちらの大まかな2つの価格の形成と需要の改善策ということで、その1点目の議論が進んでいるということは、国のほうで検証部会では今どのぐらい議論が進んでどういう状況なのかお聞かせください。

2点目です。その下になります、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いておりというようにあります。コロナ禍の前であっても在庫滞留はございました、米や牛乳ですね。こちらの中で挙げられてるのは生乳のほうかなと思うんですが、コロナ禍とコロナ後ではどのぐらいの差があるのかお聞かせください。

3点目です。最後のほうに一刻も早い需要改善策が求められています、一番下にもありますけども需要改善策、この中で需要改善策というのは具体的にどういうことを挙げられているのか、というのも先ほどの議論にもあったように、昨日加工乳の補給額49銭上がりました。このほかにも北海道では乳容量の確保、いろんな改善策があると思うんですが、国が出した殺処分、これは僕も納得してないところもありますので、こちら改善策の1つではあると思います。この中で述べられている改善策というのはどういうことを言われているのかお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは柏崎議員の御質疑に対して御答弁を申し上げます。

まず1点目でございます。中段でございます適正な価格形成の実現に向けて議論が進んでおりというところ、こちら農水省の食糧農業農村基本法の検証部会についてのお伺いと思料するところでございます。こちらにおきましてどの程度の議論がということでございますが、こちらこの部会においてはこの意見書案に係るところのみの協議ではなく、部会の名称にもあるとおりこの法によるものなんですが、食料、農業、農村これら全体に係るところでございますから、具体的にこの内容についてどの程度の議論が進んでいるということについては明言することが極めて困難でございます。ただ少なくとも11月中においても4回程度は最低でも部会が開催されているというところで、この中から参加されている委員、代議士から構成される委員の中からこの意見書に関わる部分について言及がなされているというところでございます。

続きまして、農畜産物の在庫滞留という部分でございますが、こちらコロナ禍前とコロナ禍におけるその差異についてのお伺いと捉えたところでございますが、その具体的な数量については承知してございません。

3点目でございます。後段にありました需給改善等の部分、こちら議員は需要とおつ

しゃいましたか。ただこの一番最後段の農業者の経営継続に向けた需給改善策等を講じるというところでよろしいでしょうか。こちらにつきまして、どういったところを想定というか考えられているのかというところがございます。雑駁な考えになりますが、こちら具体的になかなか明言しにくいところが、当然のことながら乳価というものを考えていく半面、今度需要と供給のバランスっていうものを考えていった際に、当然のことながら消費者目線に立っても考えていかなければいけないと。乳価が上がっていけば当然のことながら諸物価高やコロナ禍で消費者のいわゆる生活環境というものも冷えているという中で、当然乳価が上がれば上がるほど当然需要というものが遠のくという観点から、こちら極めて多角的な視点から考えていかなければいけないという観点から、あえて具体的などころには明言をしていないところがございます。議員おっしゃる具体的な事例述べられた、これも当然のことながら農業者に資するものがございますし、そうしたことから農業者、また消費者、この双方の観点から考えていくというところがございますので、それら多くの政策等が政府等からもなされてございますので、そちら多岐にわたりますので改めての御答弁は差し控えさせていただきますが、改めて御質疑がございましたらいただきたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 1点だけ改めてお聞きしたいと思っております。

なかなかその需給改善策ですか、多岐にわたるといいますので、先ほど言いました国が出している殺処分、こちらもこの中に入るのか入らないのか、それだけお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） その殺処分という御表現が適切かどうかというところがございますので、改めてその殺処分とは何を指されているのか、そのいわゆる廃用牛等の処理を進めるに当たっての施策のことをお伺いされているのかという点でございますが、その殺処分というところについて、こちら当然のことながら農業者が生産調整等を行なうに際し、それらの牛を、いわゆる経済動物としてでございますけれども、実質上の淘汰をしていくというところであれば、それに対してそれを進めるためにお金を提供するよということがございますから、そういう観点からでいうと農業者に対しての交付される金員ということがございますので、こちらも包含されてくるものと考えるところでございます。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

方川議員。

○8番（方川一郎） ただいまのやり取りの中で、適正価格の形成実現という中身ですけれども、国民の理解醸成が重要ということも後半でうたってますが、この文言についてはそうしたことが実現に向けてはやはり国民理解が先に必要だということの捉え方でよろしいのか。

それと後半乳価の関係で述べられておりますが、乳価の大半は乳業メーカーとの交渉になってきて、やはりその部分で他の要因で高騰対策云々というのが収入経費である

とかそういったものを含めて補給金という形で政府との交渉になるわけですが、やはりメーカーからの交渉という部分にはここには一切触れていない、政府の部分という感覚の捉え方でよろしいのか、この辺をお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは方川議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

後段ということでしたが、中段にございます国民の理解醸成が重要視されていますという点でございませうか。こちらでよろしければ議員お見込みのとおりでございまして、こちら国の施策等につきましては当然のことながら国民理解が必要であるという観点からの記載でございませう。

また需給改善策等についてでございます。乳業メーカーの点、いわゆる民間等含めてにまで考え方が及ぶのかということでございますが、当然のことながらこの意見書の提出先としては衆議院議長はじめといたしまして、いわゆる国に対して、政府に対してということでございますので、政府ないしはそれらを構成する機関に対してでございますので、こちら直接的には国、政府に対してということでございますが、当然のことながら大手の乳業メーカー等、乳価を左右されるメーカー等ともそれらとのかかわりがあるということでございますので、本意見書においては直接的にそうした民間乳業メーカー等に求めるということはいたしません、当然のことながら国や政府等とそれらの折衝等がなされる、または関連してくるであろうということも包含しての作成されたものでございませう。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） 中段の部分は中身としては了解をいたしましたけれども、私が申したいのは後半のやはり補給金の関係ということに捉えて、その部分はやはり単純に乳価という形でなくて補給金、補助金ですので国からの、やはりそこは正確にある程度うたったほうが良かったのかなと思ったからお聞きしたところであります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの方川議員の再質疑でございますが、質疑と捉えてよろしいのか、質問と捉えてよろしいのか判断が迷うところでございますが、こちらにつきまして具体的に明記したほうが良いのではないかというような御趣旨と捉えましたので質問と判断させていただきますので、議長のほうからこれが質疑だということであれば改めて御答弁申し上げたいと思いますが、どのように御判断したらよろしいのか、議長に御判断を仰ぎたいと。議事進行に関する発言と捉えていただければと思います。質問と捉えられるか、質疑と捉えられるか。

○議長（篠原義彦） 梅村議員はどのようなふうに捉えましたか。

○5番（梅村智秀） 私は質問と捉えてございます。

○議長（篠原義彦） ではそのように答えてください。

質問として答えてください。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） この本会議における取扱いとしては質疑と捉えてございますが、それは議長のほうでは方川議員に質問をお認めになってそれを私に答弁を求めると捉えるべきなのか、その辺について議事運営、議事進行について、改めて議長の御見解をお伺いしたく存じます。

○議長（篠原義彦） 私は両方に該当するなど判断しました。それで、梅村議員の受け方によって答えればよいと思っております。

○5番（梅村智秀） それでは改めまして、私自身は改めてこの補給金について明記すべきだというような御意見と、つまりは質問だと捉えたところでございます。方川議員のそうしたお考えについては尊重いたしますところでございますが、改めて申し述べるところといたしましては、先ほど述べたとおり特別、特段の政策等に明記することなく、いわゆる農業者の視点、消費者の視点というようなところから多岐にわたるであろうところから、あえてこの意見書案については具体的な施策事業名等を記していないという考え方でございます。議員のお考えは尊重いたしますが、この意見書案はそのような考えから作成されたものでございます。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 常任委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第7 常任委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続審査の申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所掌事務については、閉会中の継続調査の申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

令和4年度第4回定例会に当たりまして、私から皆様に御挨拶申し上げます。

令和4年は定例会4回のほか、臨時会5回、予算決算特別委員会などを開催し、この間、佐々木町長をはじめ、担当部局長、課長、職員の皆さんからの御出席をいただきながら、また町民の皆さんの傍聴をいただく中、町提出議案、意見書、議員発議など117件を慎重に審議させていただき、滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに御出席いただきました職員の皆様方、議員の皆様方にたゆまぬ努力の賜物と思うところであります。

本年は7月30日、町議会議員の選挙が行なわれました。改選前は高橋利勝議長、改選後は私、不肖でありますけれども議長の座を汚しながら、円滑に議事運営をさせていただきました皆様に改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

寒さも一層より厳しくなっております。健康には十分留意され、御家族共々素晴らしい令和5年の新春を迎えられますよう御祈念申し上げ、感謝とお礼の言葉とさせてい

ただきます。

大変どうもありがとうございました。

会議を閉じます。

令和4年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会宣告（午後 3時00分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 丑 若 浩 行